

汚染土壌の処理業に関するガイドライン (改訂第2版)

平成 24 年5月

環境省 水・大気環境局 土壌環境課

本ガイドラインの策定経緯・位置付け

平成 22 年 4 月 1 日より、改正土壌汚染対策法（以下「改正法」という。）が全面施行されたことを受け、実務に従事する地方公共団体及び事業者の方が改正法に基づき汚染土壌の処理を行うに当たって参考となる手引きとして、平成 22 年 7 月に「汚染土壌の処理業に関するガイドライン（暫定版）」を作成し、その後、必要に応じて改訂を進めているところです。

今般、汚染土壌処理業者における更なる適正な処理の確保及び法対象外の基準不適合土壌における適正な運搬・処理の確保の観点から、当該ガイドラインについて、必要な内容の見直しを行い、改訂第 2 版を作成しました。

また、このガイドラインは今後も内容の一層の充実を図っていくこととしています。

平成 24 年 5 月
環境省 水・大気環境局 土壌環境課

目 次

第1章 概要	1
1.1 用語の定義	1
1.2 土壌汚染対策法の目的	3
1.2.1 土壌汚染対策法の目的（法第1条）	3
1.2.2 法改正の経緯及び目的	3
1.3 特定有害物質（法第2条）	4
1.4 汚染状態に関する基準	6
1.5 汚染土壌処理業（法第22条）	9
1.5.1 汚染土壌処理施設の種類の種類（法第22条第2項第3号及び処理業省令第1条）	9
(1) 浄化等処理施設（処理業省令第1条第1号）	9
(2) セメント製造施設（処理業省令第1条第2号）	11
(3) 埋立処理施設（処理業省令第1条第3号）	11
(4) 分別等処理施設（処理業省令第1条第4号）	12
1.5.2 処理方法（処理業省令第3条第3号）	12
1.6 汚染土壌の流れ	14
1.6.1 浄化等処理施設	15
1.6.2 セメント製造施設	15
1.6.3 埋立処理施設	15
1.6.4 分別等処理施設	15
1.7 処理状況の報告	16
第2章 汚染土壌処理業の許可（法第22条）	17
2.1 汚染土壌処理業の許可の申請（法第22条第2項）	17
2.1.1 汚染土壌処理業許可申請書	17
2.1.2 許可申請書記載事項の説明	19
(1) 氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名（法第22条第2項第1号）	19
(2) 汚染土壌処理施設の設置の場所（法第22条第2項第2号）	19
(3) 汚染土壌処理施設の種類の種類（法第22条第2項第3号及び処理業省令第1条）	19
(4) 汚染土壌処理施設の構造（法第22条第2項第3号）	19
(5) 汚染土壌処理施設の処理能力（法第22条第2項第3号）	20
(6) 処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態（法第22条第2項第4号）	20
(7) 汚染土壌処理施設に係る事業場の名称（処理業省令第3条第1号）	21
(8) 申請者の事務所の所在地（処理業省令第3条第1号）	21
(9) 他の汚染土壌処理業の許可番号（処理業省令第3条第2号）	21
(10) 処理方法（処理業省令第3条第3号、処理業通知記の第1の1(1)⑧）	22
(11) 製造されるセメントの品質管理方法（処理業省令第3条第4号）	24
(12) 保管設備の場所及び容量（処理業省令第3条第5号）	24
(13) 役員の氏名及び住所（処理業省令第3条第6号）	25
(14) 再処理汚染土壌処理施設に関する事項（処理業省令第3条第7号）	25

2.1.3	許可申請書添付資料（処理業省令第2条第2項）	26
(1)	事業経営計画概要書（処理業省令第2条第2項第1号）	26
(2)	施設配置図等（処理業省令第2条第2項第2号）	28
(3)	汚染土壌処理施設の構造を明らかにする図面及び設計計算書等（処理業省令第2条第2項第3号）	29
(4)	汚染土壌の処理工程図（処理業省令第2条第2項第4号）	29
(5)	所有権等を有することを証する書類（処理業省令第2条第2項第5号）	31
(6)	他の汚染土壌処理業許可証の写し（処理業省令第2条第2項第6号）	31
(7)	公有水面埋立法の免許等の書類の写し（処理業省令第2条第2項第7号）	31
(8)	技術的能力を説明する書類（処理業省令第2条第2項第8号）	32
(9)	資金調達方法を記載した書類等（処理業省令第2条第2項第9号）	34
(10)	貸借対照表・損益計算書等（処理業省令第2条第2項第10号）	34
(11)	資産に関する調書等（処理業省令第2条第2項第11号）	34
(12)	定款又は寄附行為・登記事項証明書（処理業省令第2条第2項第12号）	34
(13)	住民票の写し（処理業省令第2条第2項第13号）	34
(14)	欠格要件に該当しない旨の誓約書（処理業省令第2条第2項第14号）	35
(15)	事業を行う役員の住民票の写し（処理業省令第2条第2項第15号）	35
(16)	汚水・排出水処理計画書（処理業省令第2条第2項第16号）	36
(17)	排出水の水質の測定方法（処理業省令第2条第2項第17号）	36
(18)	地下水の水質測定方法（処理業省令第2条第2項第18号）	37
(19)	飛散等及び地下浸透の防止方法（処理業省令第2条第2項第19号）	37
(20)	大気有害物質排出・処理・測定方法（処理業省令第2条第2項第20号）	38
(21)	廃止措置の見積書等（処理業省令第2条第2項第21号）	39
(22)	再処理汚染土壌処理施設の引受同意書（処理業省令第2条第2項第22号）	39
2.1.4	許可更新時の添付書類の省略（処理業省令第2条第3項）	40
2.2	汚染土壌処理業の許可の基準（法第22条第3項）	41
2.2.1	汚染土壌処理施設に関する基準（処理業省令第4条第1号）	41
(1)	汚染土壌処理施設の種類（処理業省令第4条第1号イ）	41
(2)	処理方法に応じた汚染土壌処理施設（処理業省令第4条第1号ロ）	41
(3)	構造耐力上の安全性（処理業省令第4条第1号ハ）	41
(4)	腐食防止措置（処理業省令第4条第1項ニ）	42
(5)	飛散等・地下浸透・悪臭発散を防止する構造（処理業省令第4条第1号ホ）	42
(6)	著しい騒音及び振動の発生防止（処理業省令第4条第1号ヘ）	46
(7)	排出水処理設備等（公共用水域）（処理業省令第4条第1号ト）	46
(8)	排出水処理設備等（下水道）（処理業省令第4条第1号チ）	47
(9)	地下水モニタリング設備（処理業省令第4条第1号リ）	48
(10)	大気有害物質処理設備等（処理業省令第4条第1号ヌ）	49
2.2.2	申請者の能力に関する基準（処理業省令第4条第2号）	50
(1)	統括管理責任者（処理業省令第4条第2号イ）	50
(2)	運転維持管理担当者及び公害防止担当者（処理業省令第4条第2号ロ）	50

(3)	経理的基礎（処理業省令第4条第2号ハ）	52
(4)	廃止措置を講ずるに足りる経理的基礎（処理業省令第4条第2号ニ）	53
2.2.3	欠格要件（法第22条第3項第2号）	55
2.2.4	許可の更新（法第22条第4項及び第5項）	55
2.2.5	汚染土壌処理業の許可証の交付等（処理業省令第14条）	56
(1)	許可証の交付（処理業省令第14条第1項）	56
(2)	許可証の書換え・再交付（処理業省令第14条第2項）	58
(3)	許可証の提示（処理業省令第14条第3項）	58
(4)	許可証の返納（処理業省令第14条第4項）	58
2.2.6	処理に関する基準（法第22条第6項、処理業省令第5条）	59
(1)	飛散等、地下浸透及び悪臭発散を防止する措置（処理業省令第5条第1号）	59
(2)	著しい騒音及び振動の発生防止措置（処理業省令第5条第2号）	60
(3)	緊急時の対応（処理業省令第5条第3号）	60
(4)	汚染土壌の受入れ（処理業省令第5条第4号）	61
(5)	関連法令及び条例の遵守（処理業省令第5条第5号）	63
(6)	処理方法の遵守（処理業省令第5条第6号）	63
(7)	セメントの品質管理（処理業省令第5条第7号）	70
(8)	第二溶出量基準に適合しない汚染土壌の混合の禁止（処理業省令第5条第8号）	70
(9)	処理の期限（処理業省令第5条第9号）	71
(10)	汚染土壌の保管（処理業省令第5条第10号）	71
(11)	施設内移動（処理業省令第5条第11号）	71
(12)	地下浸透の禁止（処理業省令第5条第12号）	73
(13)	公共用水域への排出（処理業省令第5条第13号）	73
(14)	下水道の使用（処理業省令第5条第14号）	75
(15)	地下水の水質測定（処理業省令第5条第15号）	76
(16)	大気有害物質の排出（処理業省令第5条第16号）	77
(17)	施設外への搬出の禁止（処理業省令第5条第17号）	80
(18)	2次管理票の交付（処理業省令第5条第18号）	83
(19)	2次管理票の写しの送付（処理業省令第5条第19号）	85
(20)	搬出届出者への通知（処理業省令第5条第20号）	85
(21)	汚染土壌処理施設の表示（処理業省令第5条第21号）	85
(22)	点検及び機能検査（処理業省令第5条第22号）	86
(23)	点検及び機能検査の記録の保管（処理業省令第5条第23号）	87
2.2.7	汚染土壌の処理の委託の禁止（法第22条第7項）	88
2.2.8	処理に関する記録の保管及び閲覧（法第22条第8項）	88
2.2.9	事故時の届出（法第22条第9項）	90
第3章	変更の許可等（法第23条）	91
3.1	汚染土壌処理業に係る変更の許可の申請（法第23条第1項）	91
3.1.1	変更許可申請書（処理業省令第8条第1項）	92
3.1.2	変更許可申請書添付資料（処理業省令第8条第2項）	94

3.2 汚染土壌処理業に係る変更の届出（法第 23 条第 3 項及び処理業省令第 10 条）	95
3.2.1 届出を要する汚染土壌処理業に係る変更（処理業省令第 9 条及び第 10 条）	95
3.2.2 汚染土壌処理業に係る軽微な変更等の届出（処理業省令第 11 条）	96
(1) 変更届出書（処理業省令第 11 条第 1 項）	96
(2) 変更届出書添付資料（処理業省令第 11 条第 2 項）	98
3.3 汚染土壌処理業の休止等の届出（法第 23 条第 4 項、処理業省令第 12 条）	99
第 4 章 改善命令（法第 24 条）	102
第 5 章 許可の取消し等（法第 25 条）	102
第 6 章 名義貸しの禁止（法第 26 条）	102
第 7 章 許可の取消し等の場合の措置義務（法第 27 条）	103
7.1 汚染の拡散の防止その他必要な措置（処理業省令第 13 条第 1 項）	103
7.2 廃止措置実施報告書（処理業省令第 13 条第 3 項）	105
第 8 章 法対象外の基準不適合土壌の適正な運搬・処理について	107
8.1 発注者・土地所有者	107
8.2 工事請負業者	107
8.3 汚染土壌運搬業者	107
8.4 汚染土壌処理業者	108
8.5 汚染土壌処理施設の許可を与えた自治体	108

（参考資料）

- Appendix-1. 土壌溶出量調査に係る測定方法
- Appendix-2. 土壌含有量調査に係る測定方法
- Appendix-3. 汚水が地下に浸透することを防止するための措置
- Appendix-4. 大気有害物質の量の測定方法
- Appendix-5. 管理票のしくみ

－ 図 目 次 －

図 1.5.1-1	浄化等処理施設（浄化（抽出－洗浄処理））の例	9
図 1.5.1-2	浄化等処理施設（浄化（分解－熱分解））の例	10
図 1.5.1-3	浄化等処理施設（溶融）の例	10
図 1.5.1-4	セメント製造施設の例	11
図 1.5.1-5	埋立処理施設（内陸埋立処理施設）の例	11
図 1.5.1-6	分別等処理施設の例	12
図 1.6.1-1	要措置区域等から搬出される汚染土壌の流れ	14
図 1.7.1-1	処理状況報告書の例	16
図 2.1.1-1	許可申請書の記載例	18
図 2.1.2-1	汚染土壌の処理の方法の例	23
図 2.1.2-2	汚染土壌処理施設における一連の作業の例	23
図 2.1.3-1	維持管理体制系統図の例	26
図 2.1.3-2	施設位置図の例	28
図 2.1.3-3	施設配置図の例	28
図 2.1.3-4	洗浄処理における処理工程図の例	29
図 2.1.3-5	熱分解におけるバランスシートの例	30
図 2.1.3-6	洗浄処理における汚水処理フロー図の例	36
図 2.1.3-7	熱分解における大気有害物質処理フロー図の例	38
図 2.2.1-1	粉じん等が飛散しにくい構造の例	44
図 2.2.1-2	保管設備における環境大臣が定める地下浸透防止措置の例	48
図 2.2.5-1	汚染土壌処理業許可証の記載例	57
図 2.2.6-1	緊急時連絡体制系統図	60
図 2.2.6-2	飛散防止措置が講じられた施設内移動の例	72
図 2.2.6-3	要措置区域等の指定に係る特定有害物質の種類以外の特定有害物質の種類につ いての浄化確認調査方法の一例（第二種特定有害物質及び第三種特定有害物質）	82
図 2.2.6-4	2次管理票の記載例	84
図 2.2.6-5	汚染土壌処理施設の表示例	86
図 3.1.1-1	変更許可申請書の記載例	93
図 3.2.2-1	変更届出書の記載例	97
図 3.3.1-1	施設の休止・廃止で必要となる休止等届出書の例	100
図 3.3.1-2	休止等届出書の記載例	101
図 7.2.1-1	廃止措置実施報告書の記載例	106

－ 表 目 次 －

表 1.3.1-1	特定有害物質	5
表 1.4.1-1	要措置区域の指定に係る基準（汚染状態に関する基準）及び地下水基準	7
表 1.4.1-2	第二溶出量基準	8
表 1.5.2-1	浄化等処理施設における処理方法の例	13
表 1.5.2-2	埋立処理施設における処理方法の例	14
表 1.5.2-3	分別等処理施設における処理方法の例	14
表 2.1.2-1	事務所所在地一覧表の例	21
表 2.1.3-1	公害防止担当者としての知識を有することを証明する書類	33
表 2.2.1-1	各設備における飛散、揮散、悪臭を防止するための構造の種類	43
表 2.2.1-2	飛散、揮散、悪臭を防止するための構造の種類と内容	43
表 2.2.1-3	各設備における地下浸透を防止する構造の種類	44
表 2.2.1-4	構造の種類と地下浸透を防止する構造	45
表 2.2.1-5	大気有害物質と許容限度	50
表 2.2.6-1	汚染土壌処理施設の種類及び処理方法に応じた対応内容・維持管理項目(1/2)	67
表 2.2.6-2	汚染土壌処理施設の種類及び処理方法に応じた対応内容・維持管理項目(2/2)	68
表 2.2.6-3	処理方法毎に留意すべき点	69
表 2.2.6-4	排水基準	74
表 2.2.6-5	排除基準	76
表 2.2.6-6	大気有害物質の種類、許容限度及び測定頻度	78
表 2.2.6-7	大気有害物質（数値的評価を行う必要がない物質）の量の測定方法について	79
表 2.2.8-1	記録する事項及び記録の備置きを始める時期	89
表 7.2.1-1	許可の取消し等の場合の措置及び報告の期限	105

第 1 章 概要

1.1 用語の定義

本ガイドラインで使用している用語の定義を示す。

用 語	説 明
旧法	土壤汚染対策法の一部を改正する法律(平成 21 年法律第 23 号)による改正前の土壤汚染対策法
法	土壤汚染対策法(平成 14 年法律第 53 号)
令	土壤汚染対策法施行令(平成 14 年政令第 336 号)
規則	土壤汚染対策法施行規則(平成 14 年環境省令第 29 号)
処理業省令	汚染土壌処理業に関する省令(平成 21 年環境省令第 10 号)
施行通知	土壤汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壤汚染対策法の施行について(平成 22 年 3 月 5 日付け環水大土発第 100305002 号)
運搬通知	汚染土壌の運搬に関する基準等について(平成 22 年 3 月 10 日付け環水大土発第 100310001 号)
処理業通知	汚染土壌処理業の許可及び汚染土壌の処理に関する基準について(平成 22 年 2 月 26 日付け環水大土発第 100226001 号)
告示第 24 号	地下浸透防止措置(環境省告示第 24 号 平成 22 年 3 月 29 日)
告示第 25 号	大気有害物質の測定方法(環境省告示第 25 号 平成 22 年 3 月 29 日)
旧指針	「汚染土壌浄化施設の構造及び維持管理の指針」及び「PCB 汚染土壌浄化施設の構造及び維持管理の指針」
地下水の摂取等によるリスク	土壌中の有害物質が地下水に溶出し、当該地下水を摂取等することによるリスク
直接摂取によるリスク	有害物質を含む土壌を直接摂取することによるリスク
土壌溶出量基準	土壌に水を加えた場合に溶出する特定有害物質の量に関する基準(規則第 31 条第 1 項)
土壌含有量基準	土壌に含まれる特定有害物質の量に関する基準(規則第 31 条第 2 項)
地下水基準	規則第 7 条第 1 項に規定する地下水基準
要措置区域	法第 6 条第 1 項の指定に係る区域
形質変更時要届出区域	法第 11 条第 1 項の指定に係る区域
要措置区域等	要措置区域又は形質変更時要届出区域
汚染土壌	要措置区域等の土壌(指定調査機関が環境省令で定める方法により調査した結果、特定有害物質による汚染状態が法第 6 条第 1 項第 1 号の環境省令で定める基準に適合する都道府県知事が認めたものを除く。)
汚染土壌処理施設	汚染土壌の処理の事業の用に供する施設
再処理汚染土壌処理施設	汚染土壌処理施設において処理した汚染土壌であって土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しない汚染状態にあるものを当該汚染土壌処理施設以外の汚染土壌処理施設において処理する場合に当該処理を行う汚染土壌処理施設
2 次運搬	処理業省令第 5 条第 17 号口の規定により、汚染土壌処理業者が汚染土壌処理施設において処理した後の汚染土壌を許可申請時の申請書に記載した再処理汚染土壌処理施設に運搬するとき又は同令第 13 条第 1 項第 1 号の規定により、汚染土壌の処理の事業を廃止し、又は法第 25 条の規定により許可を取り消された汚染土壌処理業者が汚染土壌処理施設内に残存する汚染土壌を処理の委託の目的で運搬するとき
2 次管理票	2 次運搬時に使用する処理業省令第 5 条第 18 号に定める管理票
埋立地	汚染土壌を埋立処理する場所
浄化確認調査	浄化等処理施設外への汚染土壌の搬出の禁止を解除するために行われる規則第 59 条第 3 項に規定する方法による調査

浄化等済土壤	浄化等処理施設において浄化又は溶融が行われた汚染土壤であって、浄化確認調査による調査の結果、特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合しているもの
許可申請書	処理業省令様式第 1 に定める汚染土壤処理業許可申請書
変更許可申請書	処理業省令様式第 2 に定める汚染土壤処理業に係る変更許可申請書
変更届出書	処理業省令様式第 3 に定める汚染土壤処理業に係る変更届出書
休止等届出書	処理業省令様式第 4 に定める汚染土壤処理業に係る休止・廃止・再開届出書
事業経営計画概要書	汚染土壤の処理に係る事業経営計画の概要を記載した書類
処理方法	汚染土壤の処理の方法
特定有害物質等	特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体
飛散等	特定有害物質等の飛散、揮散及び流出
地下浸透防止措置	処理業省令第 4 条第 1 号りの環境大臣が定める汚水が地下に浸透することを防止するための措置
汚水	汚染土壤の保管又は処理に伴って生じた汚水
排出水	汚染土壤処理施設に係る事業場から排出される水
地下水モニタリング設備	汚染土壤処理施設の周縁の地下水の水質を測定するための設備
大気有害物質処理設備	大気有害物質の量が許容限度を超えないようにするために必要な処理設備
大気有害物質測定設備	大気有害物質の量を測定するための設備
廃止措置	法第 27 条第 1 項に規定する措置
排出水基準	排水基準を定める省令(昭和 46 年総理府令第 35 号)第 2 条の環境大臣が定める方法により測定した場合における測定値が同令別表第一の上欄に掲げる有害物質の種類及び別表第二の上欄に掲げる項目ごとにそれぞれの表下欄に掲げる許容限度(水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定により排水基準が定められた場合においては、当該排水基準で定める許容限度を含む)並びにダイオキシン類対策特別措置法施行規則(平成 11 年総理府令第 67 号)第 2 条第 1 項第 2 号に規定する方法により測定した場合における測定値が同令別表第二の下欄に掲げる許容限度(ダイオキシン類対策特別措置法第 8 条第 3 項の規定により排出基準が定められた場合においては、当該排出基準で定める許容限度を含む。)
排除基準	下水道法施行令第(昭和 34 年政令第 147 号)9 条の 4 第 1 項各号に掲げる物質についてそれぞれ当該各号に定める基準(下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 12 条の 2 第 3 項の規定により同令第 9 条の 5 第 1 項各号に掲げる項目に関して水質の基準が定められている場合においては、当該水質の基準を含む。)
下水道測定方法	下水道法施行令第 9 条の 4 第 2 項の国土交通省令・環境省令で定める方法
判定基準省令	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令(昭和 46 年政令第 201 号)第 5 条第 1 項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令(昭和 48 年総理府令第 6 号)
統括管理責任者	汚染土壤の処理に関する業務を統括管理し、当該業務について一切の責任を有する者
運転維持管理担当者	汚染土壤処理施設の運転、維持及び管理について 3 年以上の実務経験を有する者
公害防止担当者	汚染土壤処理施設から生じる公害を防止するための知識を有する者

1.2 土壤汚染対策法の目的

1.2.1 土壤汚染対策法の目的（法第1条）

法は、土壌の特定有害物質による汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康に係る被害の防止に関する措置を定めること等により、土壤汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護することを目的としている（法第1条）。

土壤汚染対策は、①新たな土壤汚染の発生を未然に防止すること、②土壤汚染の状況を的確に把握すること、③土壤汚染による人の健康被害を防止すること、の3つに大別される。これらのうち、新たな土壤汚染の発生を未然に防止するための対策としては、既に水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等により必要な規制がなされている。

したがって、残る2つの対策、すなわち、土壤汚染の状況を的確に把握すること及び土壤汚染による人の健康被害を防止することが、法の主たる役割となる。

1.2.2 法改正の経緯及び目的

旧法の施行を通して浮かび上がってきた課題や、旧法制定時に指摘された課題を整理検討するために平成19年6月に設置された「土壤環境施策に関するあり方懇談会」の報告が平成20年3月に取りまとめられた。この報告を受け、同年5月に中央環境審議会に対して今後の土壤汚染対策の在り方について諮問し、同年12月に答申がされた。同答申を踏まえて、政府は土壤汚染対策法の一部を改正する法律案を第171回通常国会に提出し、衆議院環境委員会での修正を経て、平成21年4月に土壤汚染対策法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）が可決成立し、平成22年4月1日から施行されている。

改正法では、答申で指摘された課題を解決するため、健康被害の防止という旧法の目的を継承しつつ、土壌の汚染の状況の把握のための制度の拡充、規制対象区域の分類等による講ずべき措置の内容の明確化、汚染土壌の適正処理の確保に関する規定の新設等、所要の措置を講じられた（施行通知記の第1）。

1.3 特定有害物質（法第2条）

法の対象となる物質（特定有害物質）は、土壤に含まれることに起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるものとして（法第2条第1項）、鉛、砒素、トリクロロエチレン等の25物質を施行令で規定している（令第1条）。

土壤に含まれる特定有害物質が人に摂取される経路として、①特定有害物質を含む土壤を直接摂取すること、②土壤中の特定有害物質が地下水に溶出し、当該地下水を摂取等することが考えられる。そのため、この2つの経路に着目して特定有害物質を定めている（施行通知記の第2）。

そして、特定有害物質の種類ごとに、リスク管理の対象とする暴露経路が定められている（表1.3.1-1 参照）。

表 1.3.1-1 特定有害物質

特定有害物質の種類	地下水等の摂取 によるリスク	直接摂取 によるリスク	分 類
四塩化炭素	○		第一種特定有害物質 (揮発性有機化合物)
1,2-ジクロロエタン	○		
1,1-ジクロロエチレン (別名 塩化ビニリデン)	○		
シス-1,2-ジクロロエチレン	○		
1,3-ジクロロプロペン (別名 D-D)	○		
ジクロロメタン (別名 塩化メチレン)	○		
テトラクロロエチレン	○		
1,1,1-トリクロロエタン	○		
1,1,2-トリクロロエタン	○		
トリクロロエチレン	○		
ベンゼン	○		
カドミウム及びその化合物	○	○	第二種特定有害物質 (重金属等)
六価クロム化合物	○	○	
シアン化合物	○	○	
水銀及びその化合物	○	○	
セレン及びその化合物	○	○	
鉛及びその化合物	○	○	
砒素及びその化合物	○	○	
ふっ素及びその化合物	○	○	
ほう素及びその化合物	○	○	第三種特定有害物質 (農薬等/農薬+PCB)
2-クロロ-4, 6-ビス(エチルアミノ) -1,3,5-トリアジン(別名 シマジン又 は CAT)	○		
N,N-ジエチルチオカルバミン酸 S-4-クロロベンジル(別名 チオベ ンカルブ又はベンチオカーブ)	○		
テトラメチルチウラムジスルフィド (別名チウラム又はチラム)	○		
ポリ塩化ビフェニル(別名 PCB)	○		
有機りん化合物 (ジエチルパラニトロフェニルチオ ホスフェイト(別名 パラチオン)、ジ メチルパラニトロフェニルチオホス フェイト(別名 メチルパラチオン)、 ジメチルエチルメルカプトエチルチ オホスフェイト(別名 メチルジメト ン)及びエチルパラニトロフェニル チオノベンゼンホスホネイト(別名 EPN)に限る。)	○		

1.4 汚染状態に関する基準

要措置区域の指定に係る基準は、「汚染状態に関する基準」と「健康被害が生ずるおそれの基準」で構成されている。

汚染状態に関する基準（法第6条第1項第1号）は、地下水経由の観点からの土壌溶出量基準と、直接摂取の観点からの土壌含有量基準が定められている（規則第31条第1項及び第2項並びに別表第3及び第4、表 1.4.1-1 参照）。

なお、健康被害が生ずるおそれに関する基準（法第6条第1項第2号）は、基準不適合土壌に対する人の暴露の可能性のあることを要し、かつ、汚染の除去等の措置が講じられていないこととされている（令第5条第1号及び第2号、施行通知記の第4の1(3)）。

また、各特定有害物質について、地下水基準（規則第7条第1項、別表第1、表 1.4.1-1 参照）と、土壌溶出量基準に不適合である汚染状態の程度を表す指標として、第二溶出量基準（規則第9条第1項第2号、別表第2、表 1.4.1-2 参照）が定められている。

土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある土壌、すなわち、汚染状態に関する基準に適合しない土壌のことを「基準不適合土壌」という（規則第3条第6項第1号）。

表 1.4.1-1 要措置区域の指定に係る基準（汚染状態に関する基準）及び地下水基準

分類	特定有害物質の種類	土壌溶出量基準 (mg/L)	土壌含有量基準 (mg/kg)	地下水基準 (mg/L)
第一種特定有害物質	四塩化炭素	0.002 以下	—	0.002 以下
	1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	—	0.004 以下
	1,1-ジクロロエチレン	0.02 以下	—	0.02 以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	—	0.04 以下
	1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下	—	0.002 以下
	ジクロロメタン	0.02 以下	—	0.02 以下
	テトラクロロエチレン	0.01 以下	—	0.01 以下
	1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	—	1 以下
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	—	0.006 以下
	トリクロロエチレン	0.03 以下	—	0.03 以下
	ベンゼン	0.01 以下	—	0.01 以下
第二種特定有害物質	カドミウム及びその化合物	0.01 以下	150 以下	0.01 以下
	六価クロム化合物	0.05 以下	250 以下	0.05 以下
	シアン化合物	検出されないこと	50 以下 (遊離シアンとして)	検出されないこと
	水銀及びその化合物	水銀が 0.0005 以下、 かつ、アルキル水銀 が検出されないこと	15 以下	水銀が 0.0005 以下、 かつ、アルキル水銀 が検出されないこと
	セレン及びその化合物	0.01 以下	150 以下	0.01 以下
	鉛及びその化合物	0.01 以下	150 以下	0.01 以下
	砒素及びその化合物	0.01 以下	150 以下	0.01 以下
	ふっ素及びその化合物	0.8 以下	4,000 以下	0.8 以下
第三種特定有害物質	ほう素及びその化合物	1 以下	4,000 以下	1 以下
	シマジン	0.003 以下	—	0.003 以下
	チオベンカルブ	0.02 以下	—	0.02 以下
	チウラム	0.006 以下	—	0.006 以下
	ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	—	検出されないこと
	有機りん化合物	検出されないこと	—	検出されないこと

表 1. 4. 1-2 第二溶出量基準

分類	特定有害物質の種類	第二溶出量基準(mg/L)
第一種特定有害物質	四塩化炭素	0.02 以下
	1,2-ジクロロエタン	0.04 以下
	1,1-ジクロロエチレン	0.2 以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 以下
	1,3-ジクロロプロペン	0.02 以下
	ジクロロメタン	0.2 以下
	テトラクロロエチレン	0.1 以下
	1,1,1-トリクロロエタン	3 以下
	1,1,2-トリクロロエタン	0.06 以下
	トリクロロエチレン	0.3 以下
	ベンゼン	0.1 以下
第二種特定有害物質	カドミウム及びその化合物	0.3 以下
	六価クロム化合物	1.5 以下
	シアン化合物	1 以下
	水銀及びその化合物	水銀が 0.005 以下、かつ、 アルキル水銀が検出されないこと
	セレン及びその化合物	0.3 以下
	鉛及びその化合物	0.3 以下
	砒素及びその化合物	0.3 以下
	ふっ素及びその化合物	24 以下
	ほう素及びその化合物	30 以下
第三種特定有害物質	シマジン	0.03 以下
	チオベンカルブ	0.2 以下
	チウラム	0.06 以下
	ポリ塩化ビフェニル	0.003 以下
	有機りん化合物	1 以下

1.5 汚染土壌処理業（法第 22 条）

法改正に伴い汚染土壌の適正処理の確保の観点から、汚染土壌の処理を業として行う者は、許可が必要となった。

この許可は汚染土壌の処理の事業の用に供する施設（以下「汚染土壌処理施設」という。）ごとに受ける必要がある（法第 22 条第 1 項）。

1.5.1 汚染土壌処理施設の種類（法第 22 条第 2 項第 3 号及び処理業省令第 1 条）

汚染土壌処理施設の種類は、処理業省令第 1 条に規定されており、下記に示す 4 つとなる。

- ① 浄化等処理施設
- ② セメント製造施設
- ③ 埋立処理施設
- ④ 分別等処理施設

(1) 浄化等処理施設（処理業省令第 1 条第 1 号）

汚染土壌の浄化、熔融又は不溶化を行うための施設（上記②に掲げる施設を除く。）のことである。図 1.5.1-1 から図 1.5.1-3 に浄化等処理施設の例を示す。

1) 浄化

浄化とは、汚染土壌に含まれる特定有害物質を抽出し、又は分解する方法により除去し、除去した後の土壌の当該特定有害物質による汚染状態を土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合させることをいう。



図 1.5.1-1 浄化等処理施設（浄化（抽出－洗浄処理））の例



図 1.5.1-2 浄化等処理施設（浄化（分解－熱分解））の例

2) 溶融

溶融とは、汚染土壌を加熱することにより当該汚染土壌が変化して生成した物質に当該特定有害物質を封じ込め、土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合させることをいう。



図 1.5.1-3 浄化等処理施設（溶融）の例

3) 不溶化

不溶化とは、薬剤の注入その他の方法により当該特定有害物質が溶出しないように当該汚染土壌の性状を変更させることをいう。

なお、1) 及び 2) と異なり、不溶化を行った土壌は、浄化確認調査の結果、土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合したものであっても、浄化等済土壌にはならないこと（再処理汚染土壌処理施設への搬出をしなければならない。）、また、第二種特定有害物質以外の土壌溶出量基準に適合しない汚染土壌を受け入れてはならないことに注意が必要である。

(2) セメント製造施設（処理業省令第１条第２号）

セメント製造施設とは、汚染土壌を原材料として利用し、セメントを製造するための施設のことである。図 1.5.1-4 にセメント製造施設の例を示す。



図 1.5.1-4 セメント製造施設の例

(3) 埋立処理施設（処理業省令第１条第３号）

埋立処理施設とは、汚染土壌の埋立てを行うための施設のことである。図 1.5.1-5 に埋立処理施設（内陸埋立処理施設）の例を示す。

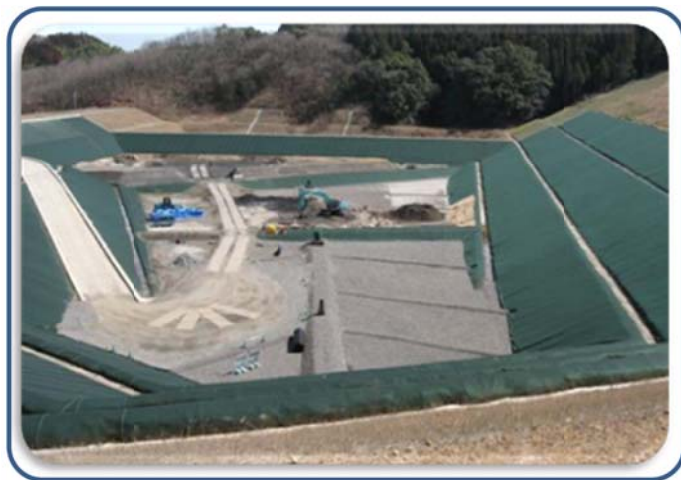


図 1.5.1-5 埋立処理施設（内陸埋立処理施設）の例

(4) 分別等処理施設（処理業省令第 1 条第 4 号）

分別等処理施設とは、汚染土壌から岩石、コンクリートくずその他の物を分別し、又は汚染土壌の含水率を調整するための施設のことである。図 1.5.1-6 に分別等処理施設の例を示す。

なお、生石灰等の混合により汚染土壌の含水率を調整する施設については、その調整行為が受け入れた汚染土壌の汚染状態に変化を及ぼす可能性があることから、第一種特定有害物質を含む汚染土壌を受け入れてはならない。第一種特定有害物質を含む汚染土壌を受け入れる場合にあっては、浄化等処理施設（浄化（抽出－化学脱着））の許可を取得する必要がある。

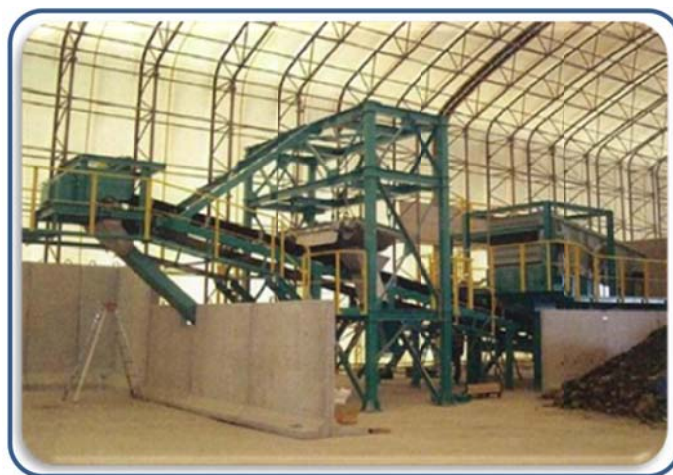


図 1.5.1-6 分別等処理施設の例

1.5.2 処理方法（処理業省令第 3 条第 3 号）

汚染土壌処理施設では、受け入れる汚染土壌を処理するにあたり、その処理方法が科学的かつ合理的な原理を有している必要がある。

表 1.5.2-1 から表 1.5.2-3 に、汚染土壌処理施設の種類ごとに処理方法の例を示す。なお、これらの処理方法の他に、技術開発の進展などにより、新たな処理方法が確立されることも考えられる。

表 1.5.2-1 浄化等処理施設における処理方法の例

処理方法			概 要
浄化	抽出	洗浄処理	土壌を機械を用いて洗浄するなどして特定有害物質を除去する方法で、土壌を粒径により分級して、特定有害物質が吸着・濃縮している粒径区分を抽出(分離)することと、特定有害物質を洗浄液中に溶解させることが基本となっている。洗浄の効率は、土粒子の粒径に関係し、一般に土粒子のうち粗粒分は特定有害物質濃度が低く、細粒分の濃度は高い。そのため汚染の濃縮した細粒部土壌及び特定有害物質が溶解した洗浄水は二次処理物として発生し、この処理を別途行う必要がある。適用対象としては第二種特定有害物質・第三種特定有害物質や、これらと油分が共存した場合が挙げられる。薬剤を用いて抽出する場合は、溶出濃度は逆に高くなる場合があるので、十分に洗浄する必要がある。
		化学脱着	土壌に薬剤等(生石灰など)を混合し、水との水和熱で土壌温度を上昇させ特定有害物質を土壌より揮発させ除去する方法である。生石灰を用いる場合には土壌の pH を上昇させることになることから、鉛や砒素等の土壌溶出量の上昇に注意が必要である。また、生石灰とトリクロロエチレン等との混合は、有害な副生成物(クロロアセチレン)が生成するおそれがあり注意を要する。この処理は特定有害物質が分解されるのではなく、土壌より抽出されるのみであることから、土壌から抽出した特定有害物質を捕集して適切な方法(活性炭吸着、紫外線酸化分解や触媒分解、熱分解等)で処理する必要がある。この場合にも有害な副生成物に注意が必要である。適用対象は第一種特定有害物質である。
		熱脱着	汚染土壌を特定有害物質が分解したり、土壌が溶融したりしない温度で加熱し、土壌温度を上昇させ特定有害物質を土壌より揮発させ、抽出する方法である(温度によっては特定有害物質が分解することもある)。また、特定有害物質によっては、触媒や酸化剤、還元剤を用い、より効率的に処理することもある。加熱処理設備においては抽出物を分解・除去するため適切な排ガス処理装置が不可欠である。また効率の面からもある程度以上の規模での連続運転が望ましい。特に安易な炉の転用や運転条件設定では想定しない特定有害物質の生成が起こる場合があるので、信頼される設備での処理が望まれる。適用対象は第一種特定有害物質や第三種特定有害物質、一部の第二種特定有害物質である。
	分解	熱分解	汚染土壌を特定有害物質は分解するが、土壌は溶融しない温度で加熱し、特定有害物質を分解する方法である。加熱温度は、特定有害物質の種類により異なり、触媒や酸化剤、還元剤を用い、より効率的に処理することもある。また複合汚染に対してよく利用される。加熱処理設備においては分解生成物等を除去するため適切な排ガス処理装置が不可欠である。また効率の面からもある程度以上の規模での連続運転が望ましい。特に安易な炉の転用や運転条件設定では想定しない特定有害物質の生成が起こる場合があるので、信頼される設備での処理が望まれる。適用対象は第一種特定有害物質や第三種特定有害物質、一部の第二種特定有害物質である。
		化学処理	汚染土壌に薬剤を添加し、化学的に特定有害物質の分解を行う。第三種特定有害物質や第一種特定有害物質を含む汚染土壌に対する次亜塩素酸や過マンガン酸処理、過酸化水素と鉄を使用するフェントン法等による酸化処理、第一種特定有害物質を含む汚染土壌に鉄粉を添加して分解を行う還元的な脱塩素処理、PCB 汚染土壌に対するアルカリ触媒分解処理等がある。アルカリ触媒分解処理は、PCB 汚染土壌にアルカリ剤を添加して比較的低温で加熱し、土壌から分解除去するとともに回収した PCB を脱ハロゲン化して無害化する、熱脱着と化学的分解を併せた一連のプロセスである。適用対象は分解が期待される第三種特定有害物質、第一種特定有害物質及びシアン化合物等に限定される。他の処理と比較して短期間での処理が可能である。物質ごとに適切な薬剤の検討が必要であるとともに、条件によっては想定しない有害物質の生成や特定有害物質の溶出が起こる場合があるので注意が必要である。
		生物処理	微生物分解を利用し、生物的に特定有害物質の分解を行う。適用対象は分解が期待される第三種特定有害物質、第一種特定有害物質及びシアン化合物等に限定されるが、我が国の環境基準に示される第三種特定有害物質は基本的に生分解性が低いものとされており、本方法の適用は技術的に困難と考えられる。生物的处理は、比較的時間を要するため、処理の基準(処理業省令第9条)の「汚染土壌の処理は、当該汚染土壌が汚染土壌処理施設に搬入された日から60日以内に終了すること。」を満足することができるか検討する必要がある。
	溶融		汚染土壌を土壌が溶融する高い温度まで加熱し、特定有害物質を除去あるいは固溶化する。一般に第一種及び三種の有害物質はほとんど分解あるいは揮発し、第二種の特定有害物質の多くが土壌とともに溶融してスラグ化される。排ガス中に特定有害物質や分解生成物等が含まれる場合には、排ガス処理設備(二次燃焼・冷却・集塵・ガス洗浄・吸着等)が必要である。スラグに固溶化された第二種特定有害物質は含有量基準の測定方法でも抽出されず、含有量基準を満足する場合も考えられる。
	不溶化		薬剤等により第二種特定有害物質の汚染土壌からの溶出を低減するものである。不溶化するための薬剤としては、第二鉄系、第一鉄系、りん酸系、キレート剤、硫化物、チタン系、セリウム系、カルシウム系、マグネシウム系が使用される。これらの薬剤の中には劇物、危険物等に指定されているものもあるため、毒物及び劇物取締法、危険物船舶運送及び貯蔵規則、消防法等の法令を遵守し、取扱いには注意が必要である。そのほか、硫化物を使用する場合の硫化水素の発生、不溶化の補助剤として用いたセメント自体からの六価クロムの溶出のおそれもあるほか、pH の上昇に伴い鉛のようにアルカリ側で土壌溶出量が上昇する第二種特定有害物質もあり、不溶化剤の扱いには注意が必要となる。不溶化の方法によっては、含有量基準を満足する場合もあるが他の処理方法とは異なり、処理後の土壌が土壌溶出量基準及び土壌含有量基準を満足していても、浄化等済土壌とはならず、再処理汚染土壌処理施設へ搬出しなければならないことに注意が必要である。

表 1.5.2-2 埋立処理施設における処理方法の例

処理方法	概 要
内陸埋立処理施設	第二溶出量基準に適合した汚染土壌を内陸に埋め立てる施設
水面埋立処理施設	判定基準省令に適合した汚染土壌を水面に埋め立てる施設
盛土構造物等	路盤、堤体等を利用して第二溶出量基準に適合した汚染土壌を封じ込める施設

表 1.5.2-3 分別等処理施設における処理方法の例

処理方法	概 要
異物除去施設	汚染土壌の運搬を容易にする又は再処理汚染土壌処理施設での受入れが可能となるように、汚染土壌から異物(岩、コンクリートくず等)を除去する施設
含水率調整施設	汚染土壌の運搬を容易にする又は再処理汚染土壌処理施設での受入れが可能となるように、中性固化材や生石灰等を混合し、汚染土壌の含水率を調整する施設

1.6 汚染土壌の流れ

要措置区域等から搬出された汚染土壌は、汚染土壌処理施設へのみ搬出が可能である。要措置区域等から搬出される汚染土壌の流れを図 1.6.1-1 に示す。

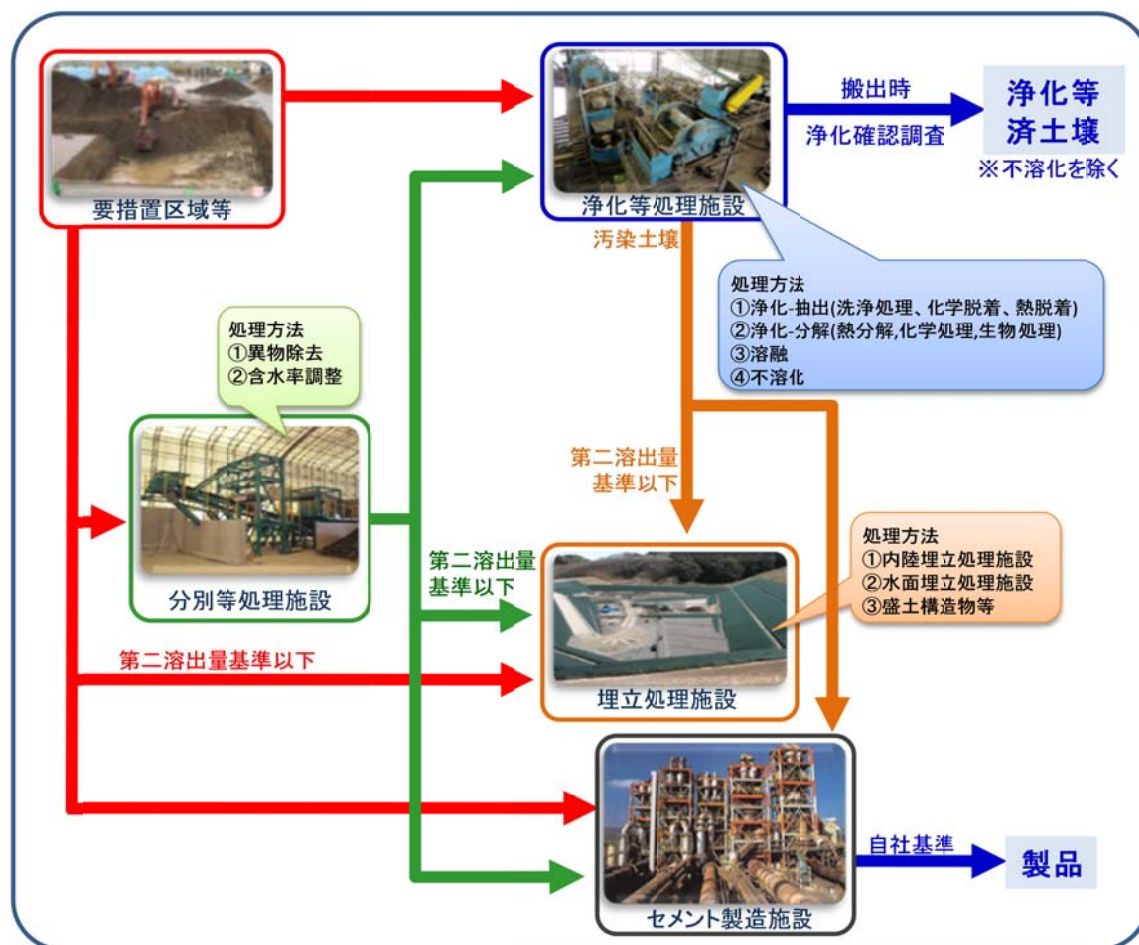


図 1.6.1-1 要措置区域等から搬出される汚染土壌の流れ

1.6.1 浄化等処理施設

浄化等処理施設で処理された土壌（不溶化を除く。）は、浄化確認調査の結果、土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合しているもの（浄化等済土壌）であることが確認された場合、処理の終了となる（2.2.6(9)参照）。

よって、処理後の土壌が基準不適合の場合には、再度処理を行うか、再処理汚染土壌処理施設へ搬出しなければならない。

また、浄化等処理施設のうち不溶化を行う施設では、第二種特定有害物質以外の土壌溶出量基準に適合しない汚染土壌は受け入れられない（処理業省令第5条第4号ロ）。さらに、浄化確認調査により基準適合となっても、浄化等済土壌とはならず、再処理汚染土壌処理施設へ搬出しなければならない。

1.6.2 セメント製造施設

セメント製造施設で処理されたものは、製造されたセメントが許可申請書に添付したセメントの品質管理の方法による製品規格を満足した場合、処理の終了となる。

1.6.3 埋立処理施設

埋立処理施設では、第二溶出量基準に適合しない汚染土壌を受け入れてはならない（処理業省令第5条第4号ハ）。

また、埋立処理施設のうち、海面埋立処理施設では2.2.6(4)3に記載しているように、第二種特定有害物質のうち、カドミウム及びその化合物、鉛及びその化合物、六価クロム化合物、砒素及びその化合物並びにセレン及びその化合物については、判定基準省令第1条第2項及び第3項に規定する基準が第二溶出量基準よりも厳しい値となっていることに注意が必要である。

1.6.4 分別等処理施設

分別等処理施設では、異物の除去や汚染土壌の含水率調整を行うことから、汚染土壌の汚染状態が変化することはない。よって処理後の土壌は、基準不適合土壌のままであることから、必ず再処理汚染土壌処理施設へ搬出しなければならない。

1.7 処理状況の報告

汚染土壌処理業者は、搬入された汚染土壌の量等及び処理を行った結果について、下記に示す事項を1ヶ月毎に作成し、3ヶ月に1回、自治体へ報告することが望ましい。なお、この報告では、再処理汚染土壌処理施設として処理を行った汚染土壌や、法対象外の基準不適合土壌についても報告することが必要である。処理状況報告書の例を図1.7.1-1に示す。

また、報告を受けた自治体は抜き打ちによる立入検査において、汚染土壌や法対象外の基準不適合土壌が適正に処理されたことを、搬出届出書や管理票との整合などにより確認することが望ましい。

- ① 要措置区域等の所在地など
- ② 特定有害物質による汚染状態及びその最大値
- ③ 処理前土壌の重量
- ④ 施設の種類及び処理方法
- ⑤ 処理後土壌の搬出量又はセメント製造における生産量
- ⑥ 処理後土壌の搬出先

処理状況報告書								
平成24年1～3月分								
法対象／ 法対象外	要措置区域等の 所在地など	特定有害物質による 汚染状態(最大値)	処理前土壌の 重量	施設の種類及び 処理方法	処理後土壌の搬出量 又はセメント製造にお ける生産量	処理後土壌の 搬出先	備考	
1 法対象	東京都新宿区〇-〇-〇	TCE(0.4mg/L)	1,600 t	浄化等処理施設 (浄化(分解-熱分解))	1,550 t	●●建材(1,000 t) △△建材(350 t)	200tは未販売	
2 法対象	東京都新宿区〇-〇-〇	Pb(0.03mg/L) As(300mg/kg)	800 t	浄化等処理施設 (浄化(抽出-洗浄処理))	620 t	●●建材(620 t)		
3 法対象外	東京都港区 〇〇建設株式会社	PCE(2.3mg/L) TCE(0.9mg/L)	520 t	浄化等処理施設 (浄化(分解-熱分解))	500 t	□□管理型処分場 (500 t)	浄化等済土壌として、産廃の管理 型処分場の覆土材として搬出。	
4 法対象外	千葉県千葉市 △△建設株式会社	F(5,200mg/kg)	2,500 t	分別等処理施設 (含水率調整)	2,350 t	××セメント××工場 (2,350 t)	基準不適合土壌として汚染土壌 処理施設(セメント製造施設)へ 搬出。	
5 法対象	神奈川県横浜市〇-〇-〇	Pb(1.3mg/L)	200 t	浄化等処理施設 (浄化(抽出-洗浄処理)) 及び 埋立処理施設 (内陸埋立処理施設)	0 t	-	洗浄処理により第二溶出量基準 に適合させ、自社埋立処理施設で 埋立を行った。	
6 法対象	東京都新宿区〇-〇-〇	Pb(0.03mg/L) As(300mg/kg)	800 t	セメント製造施設	225,400 t	-		
7 法対象外	東京都千代田区 株式会社□□組	F(4,000mg/kg)	520 t	セメント製造施設		-		
8 法対象外	△△分別工業 (分別等処理施設)	Cd(200mg/kg) Pb(1.3mg/L) F(5,200mg/kg)	2,500 t	セメント製造施設		-		

図 1.7.1-1 処理状況報告書の例

なお、処理状況報告書を記載するにあたっての留意点を下記に列挙する。

- 法対象外の基準不適合土壌の場合、「要措置区域等の所在地など」の欄には、おおよその所在地(〇〇県〇〇市)と搬出業者(□□建設)を記載することでもよい。
- 再処理汚染土壌処理施設として処理した場合には、「要措置区域等の所在地など」の欄に受入れ前の汚染土壌処理施設名を記載すればよい。
- 分別等処理施設を経由して再処理汚染土壌処理施設として処理した場合には、「特定有害物質による汚染状態(最大値)」には、分別等処理施設に搬入される前の最大値を記載する。なお、混載・混合された土壌の場合には、混合される前の汚染状態を各々記載する。
- 複数の処理方法を採用している汚染土壌処理施設の場合、処理方法毎に記載する。

第2章 汚染土壌処理業の許可（法第22条）

汚染土壌の処理（要措置区域等内における処理を除く。）を業として行おうとする者は、汚染土壌処理施設ごとに、当該汚染土壌処理施設の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない（法第22条第1項）。

なお、許可を受けずに汚染土壌の処理を業として行った者（法第65条第3号）、不正の手段により許可を受けた者（法第65条第5号）は1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられる。

2.1 汚染土壌処理業の許可の申請（法第22条第2項）

2.1.1 汚染土壌処理業許可申請書

汚染土壌処理業の許可を受けようとする者は、法第22条第2項及び処理業省令第3条に示された事項を記載した許可申請書を都道府県知事に提出しなければならない。許可申請書の様式は、処理業省令の様式第1に定められている。図2.1.1-1に記載の例を示す。

様式第一（第二条第一項関係）

汚染土壌処理業許可申請書													
平成 22 年 04 月 12 日													
川崎市長 〇〇 〇〇	殿 ① 東京都港区▲▲〇-〇-〇 土壌洗浄株式会社 申請者 代表取締役社長 環境 次郎 印												
土壌汚染対策法第 22 条第 1 項の規定により、汚染土壌処理業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。													
申請者の事務所の所在地	⑧ 東京都港区▲▲〇-〇-〇 土壌洗浄株式会社（本社） TEL：03-0000-0000 その他の事業場は事業経営計画概要書(P〇〇)に記載												
汚染土壌処理施設に係る事業場の名称	⑦ 土壌洗浄株式会社 川崎事業所												
汚染土壌処理施設の設置の場所	② 〒210-0000 神奈川県川崎市川崎区△△0-0-0 土壌環境部 TEL：044-000-0000												
汚染土壌処理施設の種類の	③ ・ 浄化等処理施設(浄化) ・ 分別等処理施設												
汚染土壌処理施設の構造	④ 建屋構造（詳細は維持管理計画書(P〇〇)に記載）												
汚染土壌処理施設の処理能力	⑤ ・ 浄化等処理施設(浄化(抽出-洗浄処理)) 20t/h 160t/d(8 時間) ・ 分別等処理施設(異物除去) 10t/h 80t/d(8 時間) ・ 分別等処理施設(含水率調整) 10t/h 80t/d(8 時間)												
汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態	⑥ ・ 浄化等処理施設(浄化(抽出-洗浄処理)) 水銀を除く第二種特定有害物質(第二溶出量基準以下) ・ 分別等処理施設(異物除去) 水銀、PCB を除く第二種及び第三種特定有害物質(受入基準濃度の設定無し) ・ 分別等処理施設(含水率調整) 水銀、PCB を除く第二種及び第三種特定有害物質(受入基準濃度の設定無し)												
他に汚染土壌処理業の許可を受けている場合は当該許可をした都道府県知事（政令で定める市にあっては市長）及び許可番号（申請中の場合は申請年月日）	⑨ <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">都道府県知事（市長）</th> <th style="width: 50%;">許可番号（申請年月日）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北九州市長 ▲▲ ▲▲</td> <td>14910000001</td> </tr> <tr> <td>名古屋市長 ■■ ■■</td> <td>（平成 22 年 4 月 5 日）</td> </tr> </tbody> </table>	都道府県知事（市長）	許可番号（申請年月日）	北九州市長 ▲▲ ▲▲	14910000001	名古屋市長 ■■ ■■	（平成 22 年 4 月 5 日）						
都道府県知事（市長）	許可番号（申請年月日）												
北九州市長 ▲▲ ▲▲	14910000001												
名古屋市長 ■■ ■■	（平成 22 年 4 月 5 日）												
汚染土壌の処理の方法	⑩ ・ 浄化等処理施設(浄化(抽出-洗浄処理)) ・ 分別等処理施設(異物除去) ・ 分別等処理施設(含水率調整)												
セメントの品質管理の方法（セメント製造施設に限る。）	⑪ 該当無し												
保管設備の場所及び容量	⑫ 2000 m ³ （処理前の保管設備、1,000 m ³ 、処理後の保管設備 1,000 m ³ ） 設備の設置場所は維持管理計画書(P〇〇)に記載												
法第 22 条第 3 項第 2 号ハに規定する役員の氏名及び住所	⑬ <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">氏名</th> <th style="width: 50%;">住所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>環境 三郎</td> <td>東京都港区△△0-0-0</td> </tr> <tr> <td>環境 四郎</td> <td>東京都渋谷区△△0-0-0</td> </tr> </tbody> </table>	氏名	住所	環境 三郎	東京都港区△△0-0-0	環境 四郎	東京都渋谷区△△0-0-0						
氏名	住所												
環境 三郎	東京都港区△△0-0-0												
環境 四郎	東京都渋谷区△△0-0-0												
再処理汚染土壌処理施設に係る事業場の名称及び所在地、再処理汚染土壌処理施設について汚染土壌処理業の許可をした都道府県知事及び許可番号、再処理汚染土壌処理施設の種類の処理能力	⑭ <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 50%;">所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>DD 処分場</td> <td>福島県 DD 市 DD1-1-1</td> </tr> <tr> <td>都道府県知事（市長）</td> <td>許可番号</td> </tr> <tr> <td>福島県知事 □□ □□</td> <td>0070010001</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td>処理能力</td> </tr> <tr> <td>埋立処理施設(内陸埋立処理施設)</td> <td>10 万 m³(埋立容量)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	所在地	DD 処分場	福島県 DD 市 DD1-1-1	都道府県知事（市長）	許可番号	福島県知事 □□ □□	0070010001	種類	処理能力	埋立処理施設(内陸埋立処理施設)	10 万 m ³ (埋立容量)
名称	所在地												
DD 処分場	福島県 DD 市 DD1-1-1												
都道府県知事（市長）	許可番号												
福島県知事 □□ □□	0070010001												
種類	処理能力												
埋立処理施設(内陸埋立処理施設)	10 万 m ³ (埋立容量)												

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

2 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができる。

図 2.1.1-1 許可申請書の記載例

2.1.2 許可申請書記載事項の説明

(1) 氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名（法第 22 条第 2 項第 1 号）

許可申請書の「①の欄（申請者）」の上段に申請者の住所を、申請者が個人の場合には氏名を、法人の場合には名称を記載する。また下段には、申請者が法人の場合にはその代表者の氏名を記載する。

(2) 汚染土壌処理施設の設置の場所（法第 22 条第 2 項第 2 号）

許可申請書の「②の欄（汚染土壌処理施設の設置の場所）」に、汚染土壌処理施設に係る事業場の所在地及び連絡先（電話番号、連絡担当部署など）を記載する（処理業通知記の第 1 の 1(1)③）。

(3) 汚染土壌処理施設の種類（法第 22 条第 2 項第 3 号及び処理業省令第 1 条）

許可申請書の「③の欄（汚染土壌処理施設の種類）」に、1.5.1 に示した、汚染土壌処理施設の種類のいずれかを記載し、浄化等処理施設にあつては、浄化、溶融又は不溶化の別を括弧書きで併記する。

なお、同一の敷地内に汚染土壌処理施設を構成する設備の中に、浄化等処理施設、セメント製造施設、埋立処理施設及び分別等処理施設のうち異なる方法を採用する設備がある場合には全体として 1 つの汚染土壌処理施設と解し、申請を 1 回で行えるが、採用する汚染土壌処理施設の種類を各々、記載しなければならない（処理業通知記の第 1 の 1(1)④）。

(4) 汚染土壌処理施設の構造（法第 22 条第 2 項第 3 号）

許可申請書の「④の欄（汚染土壌処理施設の構造）」に、汚染土壌処理施設の構造を記載する。構造の例としては、材質、屋根の有無、階数などがある（処理業通知記の第 1 の 1(1)⑤）。

なお、本項目の内容を明らかにする図面を添付する必要がある（処理業省令第 2 条第 2 項第 3 号）ことから、添付書類のページ番号も記載する（2.1.3(3)参照）。

(5) 汚染土壌処理施設の処理能力（法第 22 条第 2 項第 3 号）

1) 埋立処理施設を除く汚染土壌処理施設の場合

埋立処理施設を除き、許可申請書の「⑤の欄（汚染土壌処理施設の処理能力）」に、処理設備の 1 時間当たりの処理量及び稼働時間並びにこれらを乗じて得た 1 日当たりの処理量の両方を記載する（処理業通知記の第 1 の 1(1)⑥）。

処理量については、重量又は容量で記載する。

ここで、複数の施設の種類及び処理方法を採用する汚染土壌処理施設の場合には、施設の種類及び処理方法ごとに記載しなければならない。

2) 埋立処理施設の場合

埋立処理施設の場合は、許可申請書の「⑤の欄（汚染土壌処理施設の処理能力）」に、埋立地の面積及び埋立容量を記載する（処理業通知記の第 1 の 1(1)⑥）。

なお、既存の管理型最終処分場などが埋立処理施設として申請する場合には、残余容量も記載する。

(6) 処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態（法第 22 条第 2 項第 4 号）

許可申請書の「⑥の欄（汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態）」に、処理する汚染土壌の特定有害物質の種類を記載するとともに、処理することができる汚染土壌の濃度の上限値を定めている場合には当該上限値を特定有害物質の種類ごとに記載する（処理業通知記の第 1 の 1(1)⑦）。

ここで、複数の施設の種類及び処理方法を採用する汚染土壌処理施設の場合には、施設の種類及び処理方法ごとに記載しなければならない。

なお、埋立処理施設では、受け入れることができる汚染土壌の上限値を特定有害物質の種類ごとに記載する。

また、浄化等処理施設のうち不溶化を行う施設では、第二種特定有害物質以外の土壌溶出量基準に適合しない汚染土壌は受け入れられないことに注意が必要である（処理業省令第 5 条第 4 号ロ）。

浄化等処理施設において処理することができる汚染土壌の濃度の上限値を設定するにあたっては、特定有害物質の種類ごとに 2.1.2(10)で示す当該汚染状態の汚染土壌を処理することが可能であることを証明する実験の方法及び結果をもとに行う必要がある。

また、浄化等処理施設（処理方法が熱脱着、熱分解及び溶融の場合）又はセメント製造施設のうち、水銀や PCB により汚染された土壌を受け入れる汚染土壌処理施設の場合には、処理に伴って発生する排ガスに水銀や PCB が移行し、大気中に放出されるおそれがあることから、濃度の上限値を設定することが望ましい。なお、濃度の上限値を設定するにあたっては、後述す

る 2.2.1(10)に記載するとおり、排出口における大気有害物質の濃度を考慮し設定することが望ましい。

(7) 汚染土壌処理施設に係る事業場の名称（処理業省令第3条第1号）

許可申請書の「⑦の欄（汚染土壌処理施設に係る事業場の名称）」に、「〇〇事業所□□工場」等具体的に事業場の名称を記載する（処理業通知記の第1の1(1)①）。

(8) 申請者の事務所の所在地（処理業省令第3条第1号）

許可申請書の「⑧の欄（申請者の事務所の所在地）」に、汚染土壌の処理に関係するすべての事業場（事業所、事務所及び営業所など）の所在地（住所）及び連絡先（電話番号、連絡担当部署など）を記載する（処理業通知記の第1の1(1)②）。

なお、事業場が多く、許可申請書に記載できない場合には事業経営計画概要書に事務所所在地一覧表として添付し、ページ番号を記載する。

事務所所在地一覧表の例を表 2.1.2-1 に示す。

表 2.1.2-1 事務所所在地一覧表の例

事業所名	住所	TEL
本社	東京都港区▲▲○-○-○	03-0000-0000
北海道支店	北海道札幌市▲▲区■●○-○-○	011-000-0000
東北支店	宮城県仙台市▲▲区■●○-○-○	022-000-0000
中部支店	愛知県名古屋市▲▲区■●○-○-○	052-000-0000
大阪支店	大阪府大阪市▲▲区■●○-○-○	06-0000-0000
中国支店	広島県広島市▲▲区■●○-○-○	082-000-0000
九州支店	福岡県福岡市▲▲区■●○-○-○	092-000-0000
横浜営業所	神奈川県横浜市▲▲区■●○-○-○	045-000-0000
神戸営業所	兵庫県神戸市▲▲区■●○-○-○	078-000-0000
四国営業所	徳島県徳島市▲▲○-○-○	087-000-0000
川崎事業所	神奈川県川崎市川崎区△△○-○-○	044-000-0000
名古屋事業所	愛知県名古屋市▼▼区■●○-○-○	052-111-0000
北九州事業所	福岡県北九州市▲▲区■●○-○-○	093-000-0000

(9) 他の汚染土壌処理業の許可番号（処理業省令第3条第2号）

申請者が、他に汚染土壌処理業の許可を受けている場合には、許可申請書の「⑨の欄（他に汚染土壌処理業の許可を受けている場合は当該許可をした都道府県知事及び許可番号）」に、そ

の許可番号及び都道府県知事等を記載する。

また、他の汚染土壌処理業の許可の申請中の場合には、申請先の都道府県知事等及び申請年月日を記載する。

(10) 処理方法（処理業省令第3条第3号、処理業通知記の第1の1(1)⑧）

処理業省令第1条では、汚染土壌処理施設の種類について図 2.1.2-1 で太字・白抜き文字で記載された部分について規定されているが、許可申請書の「⑩の欄（汚染土壌の処理の方法）」に、斜体で記載された部分まで記載するとともに、「汚染土壌の処理の一連の作業手順及び内容が記載された書類」を添付する（2.1.3(4)参照）。

ここで、複数の施設の種類及び処理方法を採用する汚染土壌処理施設の場合には、施設の種類及び処理方法ごとに記載しなければならない。例えば、同一の敷地内に化学脱着を行う設備と、洗浄処理を行う設備があり、さらに埋立処理施設も併設し、申請を1回で行う場合には、下記のように記載する。

- ・ 浄化等処理施設（浄化（抽出－化学脱着））
- ・ 浄化等処理施設（浄化（抽出－洗浄処理））
- ・ 埋立処理施設（内陸埋立処理施設）

「汚染土壌の処理の一連の作業」とは、汚染土壌の受入れから、保管、処理までを意味し、処理された汚染土壌であっても土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しない場合の汚染土壌の保管及び搬出過程までを含む必要がある（図 2.1.2-2 参照）。

また、セメント製造施設にあつては、製造されたセメントが製品として出荷するに足りる品質を有することが確認されるまでの過程を記載した書類を添付する。

「一連の作業の内容」の記載例としては、受入れについては受入れを行う場所（受入設備）から処理設備、保管設備に至るまでの汚染土壌の施設内移動方法、処理方法の原理や処理の詳細（例えば、洗浄処理を行う場合には分級、沈殿、ろ過等濃縮の方法や使用する薬剤の種類や添加方法、熱脱着を行う場合には揮発温度、熱分解を行う場合には分解温度や処理後土壌の冷却方法、化学処理を行う場合には使用する薬剤の種類や添加方法等が考えられ、これらのことが記載された資料を添付する。

なお、浄化等処理施設にあつては、本欄に記載した処理の方法により 2.1.2(6)の欄に記載した状態の汚染土壌を処理することが可能であることを証明する実験の方法及び結果も記載し、添付する。

この実験方法及び結果については、処理後土壌について基準に適合することを確認するのみならず、処理に伴って発生する排水が排水基準や排除基準を、排ガスが許容限度を満足していることを確認する必要がある。

また、同一の敷地内に異なる処理方法を採用する設備がある場合には、処理方法を各々、記載するとともに、「汚染土壌の処理の一連の作業手順及び内容が記載された書類」も添付する。

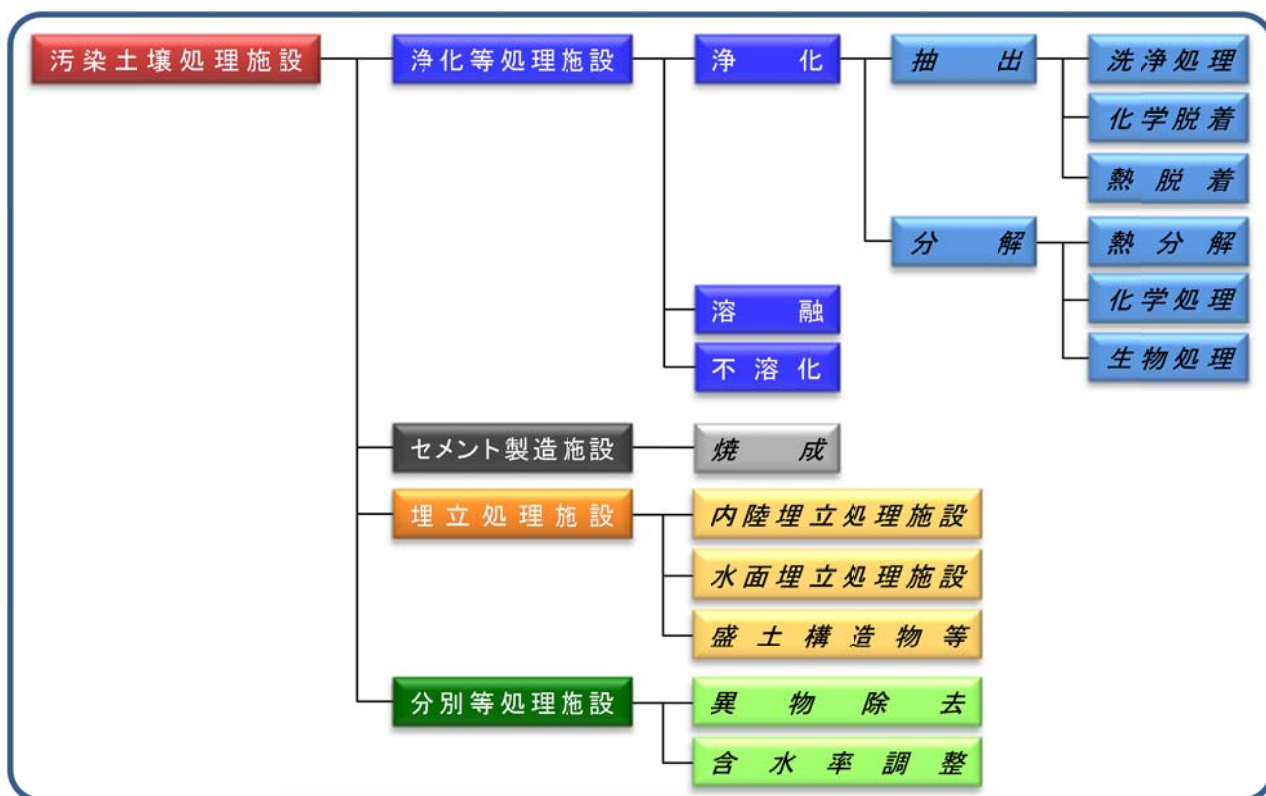


図 2.1.2-1 汚染土壌の処理の方法の例



図 2.1.2-2 汚染土壌処理施設における一連の作業の例

(11) 製造されるセメントの品質管理方法（処理業省令第3条第4号）

セメント製造施設において、汚染土壌を原料として製造されるセメントについて次に示す内容が記載された書類のページ番号を、許可申請書の「⑪の欄（セメントの品質管理の方法）」に記載するとともに、書類を添付（2.1.3(1)2参照）する。

① 製造するセメントの製品規格と製造方法

製造するセメントの JIS 規格を明らかにするとともに、製造フローを合わせて添付する。

② 製造するセメントの品質管理の方法

製造するセメントの品質管理方法を示した自主管理計画書を添付する。

③ 製造されたセメントに含まれる特定有害物質の量の測定方法並びに当該量の上限値の目安及びその上限値の目安の根拠

製造されたセメントに含まれる特定有害物質の量の測定方法並びにその上限値の目安及びその根拠を示すとともに、測定のためのサンプリング位置、サンプリング方法を添付する。

(12) 保管設備の場所及び容量（処理業省令第3条第5号）

保管設備とは、汚染土壌処理施設の設備の1つとして、処理前の土壌を保管する設備のみならず、処理後の土壌が基準不適合となった場合においてこれを保管する設備等も該当する。具体的には、下記に示すものが保管設備に該当する。

① 汚染土壌処理施設において、処理前の土壌を保管する設備（受入設備）

② 浄化等処理施設（不溶化による処理を除く。）において、処理後の土壌について浄化確認調査により浄化等済土壌と確認できるまで保管する設備

③ セメント製造施設において、セメント製品として出荷するに足る品質を有している
と確認できるまで保管する設備

④ 分別等処理施設において、処理後の土壌を保管する設備

⑤ 浄化等処理施設のうち不溶化による処理を行う施設において、処理後の土壌を保管する設備

許可申請書の「⑫の欄（保管設備の場所及び容量）」に、保管設備ごとに場所と容量を記載するとともに、保管設備の配置図、構造図など、処理業省令第2条第2項第3号で必要となる添付書類（2.1.3(3)を参照）に記載された書類のページ番号も記載する（処理業通知記の第1の1(1)⑩）。

なお、汚染土壌以外のもの（例えば廃棄物など）の処理を行う施設の場合には、汚染土壌とそれ以外のものの保管設備は区別する必要がある。

(13) 役員の氏名及び住所（処理業省令第 3 条第 6 号）

申請者が法人である場合には、許可申請書の「⑬の欄（法第 22 条第 3 項第 2 号ハに規定する役員の氏名及び住所）」に、その事業を行う役員の氏名及び住所を記載する。

(14) 再処理汚染土壌処理施設に関する事項（処理業省令第 3 条第 7 号）

汚染土壌処理施設で処理した土壌が、土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しない場合、他の汚染土壌処理施設へ搬出しなければならない。この場合の他の汚染土壌処理施設のことを再処理汚染土壌処理施設という。

この再処理土壌処理施設への搬出があるのは、下記に示す土壌である。

- ① 分別等処理施設において処理された土壌
- ② 浄化等処理施設において、処理された土壌のうち処理方法が不溶化であるもの（浄化等処理施設のうち、処理方法が不溶化によるものは、処理した土壌が土壌溶出量基準及び土壌含有量基準を満足しても浄化等済土壌とはならないため）
- ③ 浄化等処理施設において、浄化及び溶融により処理された土壌であって、土壌溶出量基準又は土壌含有量基準を満たしていない土壌

再処理汚染土壌処理施設を申請する場合には、許可申請書の「⑭の欄（再処理汚染土壌処理施設に係る事業場の名称及び所在地、再処理汚染土壌処理施設について汚染土壌処理業の許可をした都道府県知事及び許可番号、再処理汚染土壌処理施設の種類及び処理能力）」に、再処理汚染土壌処理施設の事業場の名称、所在地、業の許可をした都道府県知事、許可番号及び施設の種類、処理能力を記載する（処理業通知記の第 1 の 1(1)⑪）。また、複数の再処理汚染土壌処理施設に委託する場合には、各々記載する。

なお、再処理汚染土壌処理施設によっては、下記に示す行為を行うことにより、再処理汚染土壌処理施設での処理条件が変化することで適正な処理が困難となる場合も考えられる。

よって許可申請を行う汚染土壌処理施設は、この事項の記載に際し、再処理汚染土壌処理施設と下記に示す行為を行っても問題がないかについて確認し、同意を得ることが適当である。

- ・ 混載（規則第 65 条第 5 号参照）された土壌を処理後、再処理汚染土壌処理施設へ搬出する。
- ・ 異なる要措置区域等から搬出された汚染土壌同士を混合し、処理を行った後、再処理汚染土壌処理施設へ搬出する。
- ・ 処理後の土壌を混載して再処理汚染土壌処理施設へ搬出する。

2.1.3 許可申請書添付資料（処理業省令第2条第2項）

許可申請書には、次に示す書類及び図面を添付しなければならない。

(1) 事業経営計画概要書（処理業省令第2条第2項第1号）

事業経営計画概要書に、下記に示す①から⑥の事項が記載されたものを添付すればよい。

- ① 汚染土壌処理施設を稼働させる時間（処理業通知記の第1の1(2)①ア）
- ② 汚染土壌処理施設の休止日（処理業通知記の第1の1(2)①ア）
- ③ 汚染土壌処理の事業を行うための組織（処理業通知記の第1の1(2)①ア）
- ④ 当該事業に従事する従業員数（処理業通知記の第1の1(2)①ア）
- ⑤ 汚染土壌処理施設の維持管理の体制（処理業通知記の第1の1(2)①イ）
- ⑥ 汚染土壌処理施設の維持管理の計画（処理業通知記の第1の1(2)①イ）

1) 汚染土壌処理施設の維持管理の体制（処理業通知記の第1の1(2)①イ）

事業経営計画概要書に汚染土壌処理施設の点検及び機能検査を含んだ、維持管理体制を「維持管理体制系統図」に示し、添付する（処理業通知記の第1の1(2)①イ）。

維持管理体制系統図では、2.2.2で示すように、「汚染土壌の処理の事業を行うに足りる技術的能力を有する者」が配置されていることを記載する必要もある。

図 2.1.3-1 に維持管理体制系統図の例を示す。

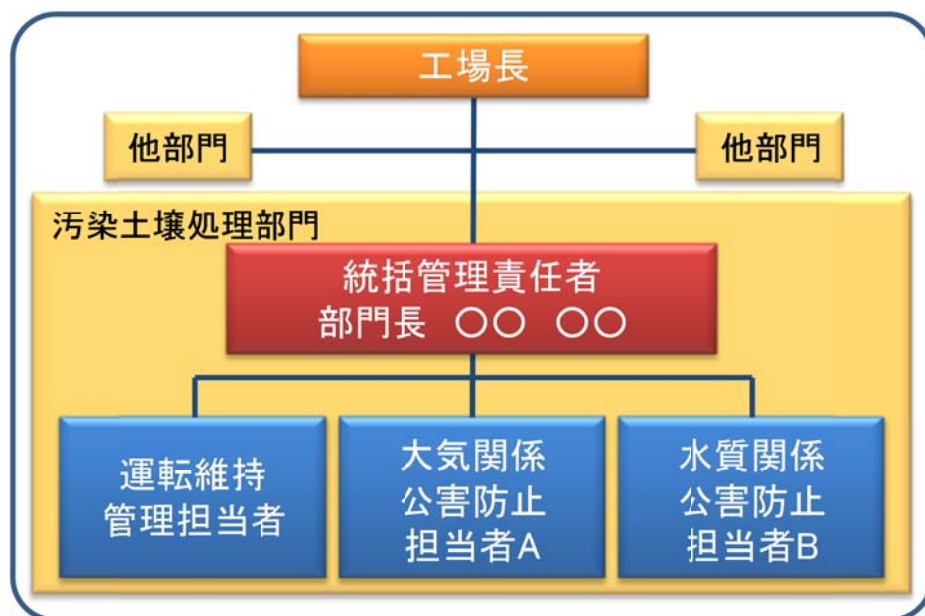


図 2.1.3-1 維持管理体制系統図の例

2) 汚染土壌処理施設の維持管理の計画（処理業通知記の第1の1(2)①イ）

汚染土壌処理施設の点検及び機能検査を含んだ維持管理計画を「維持管理計画書」に示し添付する（処理業通知記の第1の1(2)①イ）。

具体的には、次に示す項目を盛り込んだものである必要がある。

① 処理に関する基準を遵守するための維持管理計画

汚染土壌処理業者は汚染土壌の処理を行うに当たっては、受け入れた汚染土壌の適正処理及び当該許可に係る施設外への汚染の拡散防止のため、汚染土壌の処理に関する基準に常に従わなければならない（法第22条第6項、処理業省令第5条）。

よって、下記に示す項目などについての計画を維持管理計画書に記載する。

- ・ 飛散等を防止する措置の機能を維持するための維持管理計画（腐食防止措置、飛散等及び悪臭発散の防止措置、地下浸透防止措置、騒音及び振動の発生防止措置など）
- ・ 汚染土壌の受入れに関する計画（2.2.6(4)に示す汚染土壌の受入れに関する対応、2.2.6(6)1に示す混合・混載された汚染土壌への対応（受入れの可否、制限など）、受け入れる汚染土壌の荷姿の制限など）
- ・ 施設の種類及び処理方法に特有の維持管理計画（2.2.6(6)2に示す汚染土壌処理施設の種類及び処理方法に特有の注意点に対応する計画。）
- ・ 浄化等処理施設（不溶化を除く。）における浄化確認調査の計画（処理後土壌のサンプリング方法、縮分方法、分析頻度など）
- ・ 緊急時の対応についての計画（緊急時対応フロー、緊急時の連絡体制、未然防止策など）
- ・ その他必要と思われる計画（都道府県等が定める条例など）

② 汚染土壌処理施設の点検及び機能検査の計画

汚染土壌処理施設の正常な機能の維持（施設の機能状態、施設の耐用の度合など）をするため、1年に1回以上、当該汚染土壌処理施設の点検及び機能検査を行わなければならない（処理業省令第5条第22号）。

また、施設に不具合が生じないように、日常点検を行うことが望ましい。

よって、下記に示す項目などについての計画を維持管理計画書に記載する。

- ・ 処理業省令第5条第22号に規定された点検及び機能検査の計画（具体的な点検・検査項目、定期的な部品等の交換計画、記録様式など）
- ・ 日常点検の計画（具体的な点検項目、点検頻度、記録様式など）
- ・ その他必要と思われる計画（条例や都道府県等が独自に判断するものなど）

(2) 施設配置図等（処理業省令第2条第2項第2号）

汚染土壌処理施設に係る事業場の周囲の状況及び敷地境界線並びに当該汚染土壌処理施設の配置を示す図面を添付する。

事業場の周囲の状況としては、申請する都道府県等に地下水利用状況などを確認し、記載する。

また、敷地境界が把握できる当該汚染土壌処理施設の各設備の設置位置等が把握できる設備配置図を添付する。施設位置図の例を図 2.1.3-2 に、施設配置図の例を図 2.1.3-3 に示す。



図 2.1.3-2 施設位置図の例



図 2.1.3-3 施設配置図の例

(3) 汚染土壌処理施設の構造を明らかにする図面及び設計計算書等（処理業省令第2条第2項第3号）

汚染土壌処理施設を構成する設備について、設備ごとに、平面図、立面図、断面図及び構造図を添付する（処理業通知記の第1の1(2)②）。

なお、汚染土壌処理施設が、「自重、積載荷重その他の荷重、地震及び温度変化に対して構造耐力上安全であること（処理業省令第4条第1号ハ）」を証明する設計計算書を当該設備ごとに添付する。

また、埋立処理施設においては、周囲の地形、地質及び地下水の状況が把握できる書類（周辺の現況写真、地質柱状図、地下水位など）を添付する。

(4) 汚染土壌の処理工程図（処理業省令第2条第2項第4号）

汚染土壌処理業の許可の基準として、「許可申請書に記載した汚染土壌の処理の方法に応じた汚染土壌処理施設であること。」（処理業省令第4条第1号ロ）と記載されている。

よって、2.1.1(3)に記載した汚染土壌処理施設の種類、2.1.1(10)に記載した処理の方法に対応し、汚染土壌の受入れから、保管、処理、搬出までの一連の作業の処理工程図を添付する（処理業通知記の第1の1(2)③）。

さらに、各設備の処理能力及び受け入れる特定有害物質の種類ごとの性状に応じた処理が可能であることを証明するため、土壌、汚水、大気有害物質のマテリアルバランスを説明できる計算書を添付する。

浄化等処理施設（浄化（抽出－洗浄処理））における処理工程図の例を図2.1.3-4に、浄化等処理施設（浄化（分解－熱分解））におけるマテリアルバランスを示す書類の例を図2.1.3-5に示す。

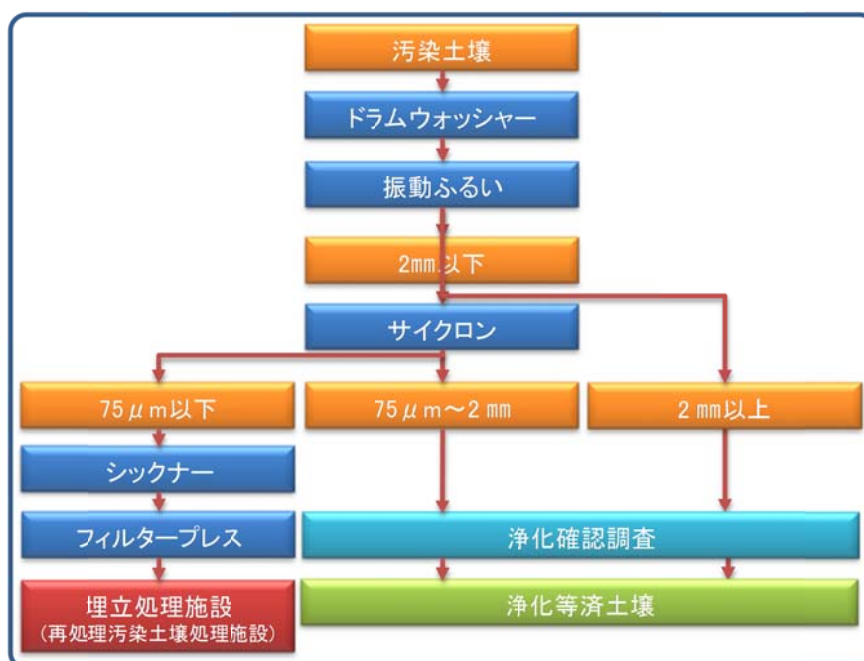


図 2.1.3-4 洗浄処理における処理工程図の例

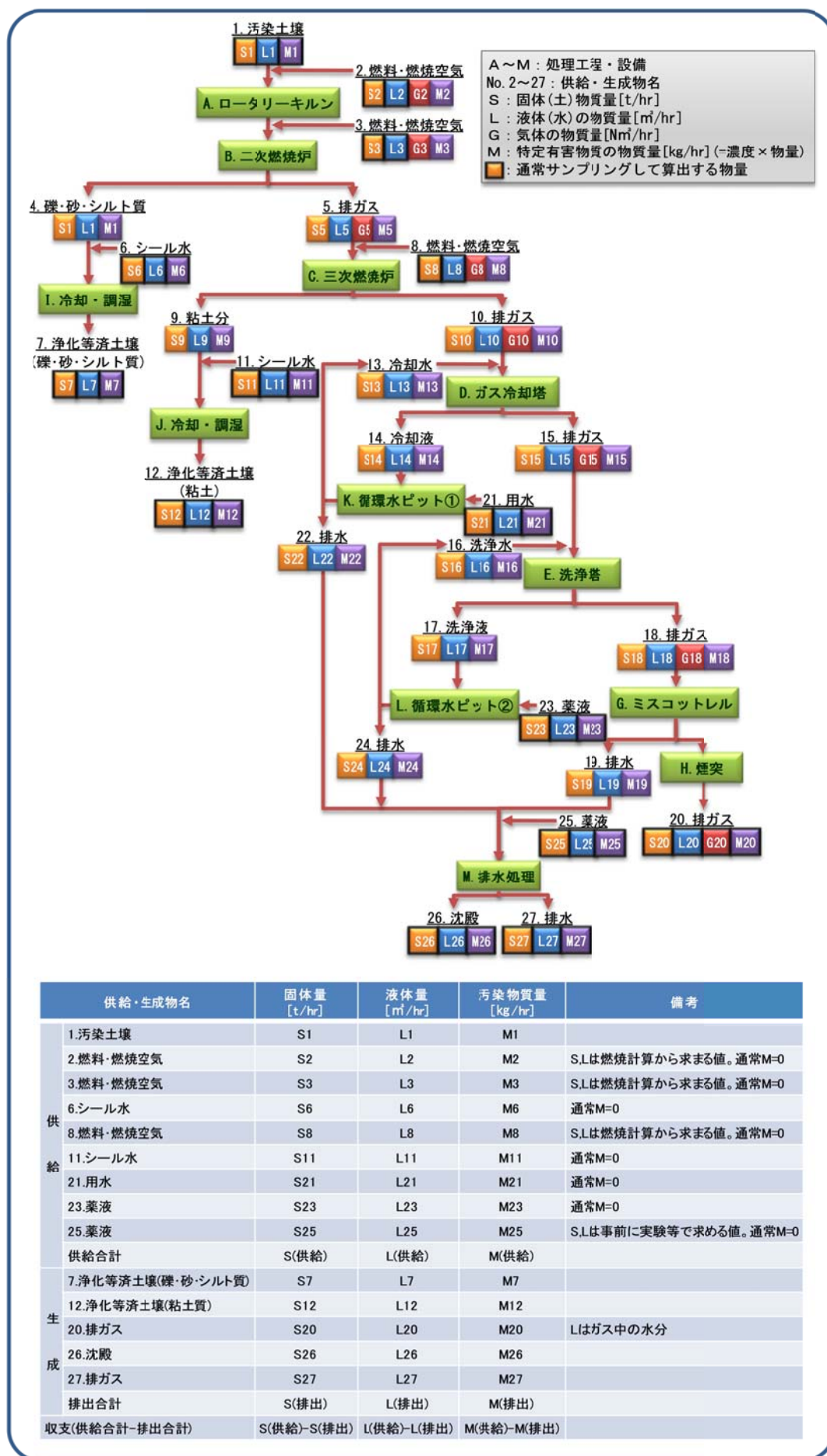


図 2.1.3-5 熱分解におけるバランスシートの例

(5) 所有権等を有することを証する書類（処理業省令第 2 条第 2 項第 5 号）

申請者が汚染土壌処理施設の所有権を有することを証明する書類として、汚染土壌処理施設に係る事業場の敷地の登記事項証明書及び公図の写しを添付する。

また、所有権を有していない場合には、当該敷地について申請者のために賃借権が設定されたことを証する書類（例えば賃貸契約書など）及び公図の写しを添付する（処理業通知記の第 1 の 1(2)④）。

(6) 他の汚染土壌処理業許可証の写し（処理業省令第 2 条第 2 項第 6 号）

申請に係る汚染土壌処理施設以外に、汚染土壌処理業の許可（法第 22 条第 1 項）を受けている場合は、当該許可に係る許可証の写しを添付する。

(7) 公有水面埋立法の免許等の書類の写し（処理業省令第 2 条第 2 項第 7 号）

埋立処理施設のうち、公有水面埋立法（大正 10 年法律第 57 号）第 2 条第 1 項の免許又は同法第 42 条第 1 項の承認を受けて汚染土壌の埋立てを行う場合は、当該免許又は承認を受けたことを証する書類の写しを添付する。

(8) 技術的能力を説明する書類（処理業省令第2条第2項第8号）

汚染土壌の処理の事業を行うに足る技術的能力は、「申請者の能力に関する基準」として処理業省令第4条第2号に示されている（2.2.2 参照）。

この基準に基づき、下記に示す書類を添付する。

1) 統括管理責任者の氏名及び役職並びに当該者が当該業務を統括管理する権限を有することを確認することのできる管理体制系統図（処理業通知記の第1の1(2)⑤ア）

2) 汚染土壌処理施設の維持管理及び汚染土壌の処理を的確に行うに足る知識及び技能を有する者（処理業省令第4条第2号ロ）に係る書類（処理業通知記の第1の1(2)⑤イ）

① 汚染土壌処理施設に配置されていることを確認することのできる書類（処理業通知記の第1の1(2)⑤イ(イ)）

下記②、③の者が存在すること確認できる管理体制系統図（図 2.1.3-1 参照）を添付する。

② 運転維持管理担当者であることを証明する書類（処理業通知記の第1の1(2)⑤イ(ロ)）

汚染土壌処理施設の運転、維持及び管理について3年以上の実務経験を有することが証明できる就業証明書等を添付する。

③ 公害防止担当者であることを証明する書類（処理業通知記の第1の1(2)⑤イ(ハ)）

表 2.1.3-1 に示した公害防止担当者の種類ごとに、知識を有することを証明する書類を添付すればよい。なお、公害防止担当者のうち、大気の汚染及び水質の汚濁に関する知識を有する者についてはすべての汚染土壌処理施設に必要であり、ダイオキシン類による公害防止に関する知識を有する者については汚染土壌の処理に伴ってダイオキシン類を生ずる可能性のある汚染土壌処理施設の場合に必要となる（2.2.2(2)2 参照）。

表 2.1.3-1 公害防止担当者としての知識を有することを証明する書類

公害防止担当者の種類	知識を有することを証明する書類
大気汚染に係る公害の防止に必要な知識を有することの証明 (大気関係公害防止担当者)	次のいずれかの書類 ・ 技術士試験の第二次試験のうち衛生工学部門(選択科目・大気管理)に合格したことを証する証書(技術士法施行規則(昭和 59 年総理府令第 25 号)様式第4)の写し ・ 大気関係第一種公害防止管理者試験又は大気関係第二種公害防止管理者試験の合格証書(特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則(昭和 46 年大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省令第3号)様式第5)の写し ・ 大気関係第一種公害防止管理者又は大気関係第二種公害防止管理者の資格を得るための講習の修了証書(特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則様式第7)の写し ・ 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(昭和46 年法律第 107 号)第8条の2第1項の指定試験機関(平成 22 年 7 月 14 日現在、社団法人産業環境管理協会)が発行する公害防止管理者等国家試験の試験結果通知書の写し(大気概論、ばいじん・粉じん特論及び大気有害物質特論の科目に合格していることが確認できるものであること) ・ 上記に掲げる者と同等以上の知識を有すると認められる者に該当することを証明する書類
水質汚濁に係る公害の防止に必要な知識を有することの証明 (水質関係公害防止担当者)	次のいずれかの書類 ・ 技術士試験の第二次試験のうち衛生工学部門(選択科目・水質管理)に合格したことを証する証書の写し ・ 水質関係第一種公害防止管理者試験又は水質関係第二種公害防止管理者試験の合格証書の写し ・ 水質関係第一種公害防止管理者又は水質関係第二種公害防止管理者の資格を得るための講習の修了証書の写し ・ 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律の指定試験機関が発行する公害防止管理者等国家試験の試験結果通知書の写し(水質概論及び水質有害物質特論の科目に合格していることが確認できるものであること) ・ 上記に掲げる者と同等以上の知識を有すると認められる者に該当することを証明する書類
汚染土壌の処理に伴ってダイオキシン類(ダイオキシン類対策特別措置法(平成 11 年法律第 105 号)第 2 条第 1 項のダイオキシン類をいう。)を生ずる可能性のある汚染土壌処理施設の場合、ダイオキシン類による公害防止に必要な知識を有することの証明 (ダイオキシン類関係公害防止担当者)	次のいずれかの書類 ・ ダイオキシン類関係公害防止管理者試験の合格証の写し ・ ダイオキシン類関係公害防止管理者の資格を得るための講習の修了書の写し ・ 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律の指定試験機関が発行する公害防止管理者等国家試験の試験結果通知書の写し(ダイオキシン類概論及びダイオキシン類特論の科目に合格していることが確認できるものであること)

(9) 資金調達方法を記載した書類等（処理業省令第2条第2項第9号）

汚染土壌の処理の事業の開始及び継続に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類を添付する。

汚染土壌の処理の事業の開始に要する資金の総額については、当該事業の開始及び継続に必要となる一切の資金の総額を記載する。具体的には、資本金の額のほか、当該事業の用に供する汚染土壌処理施設の整備及び維持管理に要する費用の額、汚染土壌処理施設の廃止措置に要する費用の額、損害賠償保険の保険料の額等が考えられる（処理業通知記の第1の1(2)⑥）。

なお、汚染土壌処理業以外の事業を兼業している場合には、出来る限り汚染土壌の処理に係る部門における経理区分を明確にして書類を提出する必要がある（処理業通知記の第1の2(4)②ア(二)）。

汚染土壌の処理の事業の開始に要する資金の調達方法については、資本金の調達方法、設備投資資金の調達方法、借入先・借入残高・年間返済額・返済期限・利率等、金融機関からの融資の状況を示す書類など、資金の調達に関する一切の事項を記載する。利益をもって資金に充てるものについては、その見込額を記載すること（処理業通知記の第1の1(2)⑥）。

(10) 貸借対照表・損益計算書等（処理業省令第2条第2項第10号）

申請者が法人である場合には、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類を添付する。

(11) 資産に関する調書等（処理業省令第2条第2項第11号）

申請者が個人である場合には、資産に関する調書並びに直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類を添付する。

(12) 定款又は寄附行為・登記事項証明書（処理業省令第2条第2項第12号）

申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書を添付する。

(13) 住民票の写し（処理業省令第2条第2項第13号）

申請者が個人である場合には、住民票の写しを添付する。ここで住民票の写しは「本籍地を含むもの」とする。

(14) 欠格要件に該当しない旨の誓約書（処理業省令第 2 条第 2 項第 14 号）

申請者が下記に示す①から③まで（法第 22 条第 3 項第 2 号イからハまで）に該当しない者であることを誓約するため、その旨の誓約書を作成し、申請者の氏名又は名称及び住所並びに申請者が法人である場合にはその代表者の氏名を記名し、押印したものを添付する。なお、申請者が法人である場合には、法第 22 条第 3 項第 2 号ハのその事業を行う個々の役員についても、同旨の誓約書を作成し、添付する。これらの誓約書を作成する場合において、自署するときは、押印する必要はない（処理業通知記の第 1 の 1(2)⑦）。

- ① 法又は法に基づく処分に違反し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることが無くなった日から 2 年を経過しない者
- ② 法第 25 条の規定により許可を取り消され、その取消しの日から 2 年を経過しない者
- ③ 法人であって、その事業を行う役員のうち上記①又は②のいずれかに該当する者があるもの

(15) 事業を行う役員の住民票の写し（処理業省令第 2 条第 2 項第 15 号）

申請者が法人である場合には、法第 22 条第 3 項第 2 号ハに規定するその事業を行う個々の役員の住民票の写しを添付する。

(16) 汚水・排出水処理計画書（処理業省令第2条第2項第16号）

汚染土壌処理業の許可の基準（処理業省令第4条第1号ト及びチ）を満足していることを確認するために、汚水・排出水処理計画書として、下記の事項が記載された書類を添付する（処理業通知記の第1の1(2)⑧）。ここで処理設備の処理能力については、原水及び処理水の水質（平均、最大）、処理水量（平均、最大）、及び排出先の排出基準なども記載する。

図 2.1.3-6 に浄化等処理施設（浄化（抽出・洗浄処理））における汚水処理フロー図の例を示す。

- ・ 汚水の処理方法を示したフロー図
- ・ 排出水基準に適合させるために必要な処理設備の構造図、処理能力、設置場所及び設計計算書
- ・ 排出水に係る用水及び排出水の経路図

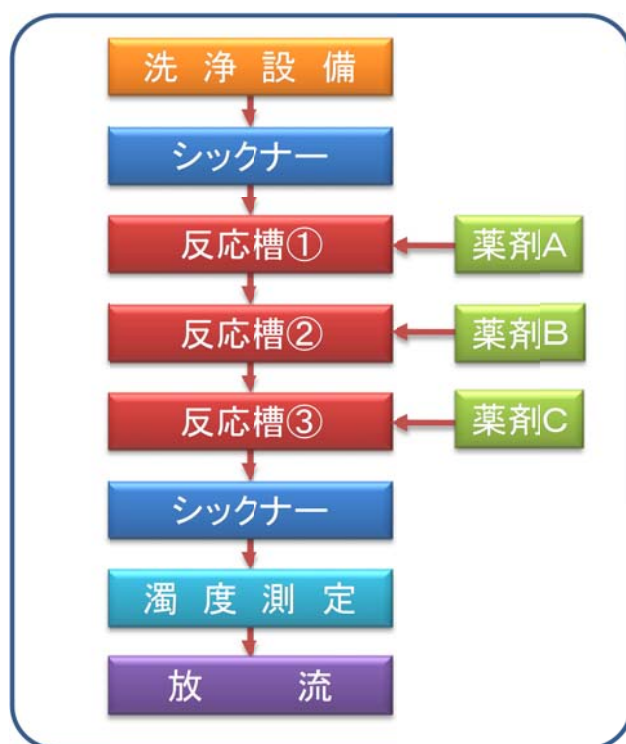


図 2.1.3-6 洗浄処理における汚水処理フロー図の例

(17) 排出水の水質の測定方法（処理業省令第2条第2項第17号）

汚染土壌処理業の許可の基準（処理業省令第4条第1号ト及びチ）を満足していることを確認するために、排出水の水質の測定頻度並びに試料の採取場所、時期及び時間を記載した書類を添付する。当該測定の作業を外部委託する場合には、併せて当該委託先を記載する（処理業通知記の第1の1(2)⑨）。

(18) 地下水の水質測定方法（処理業省令第2条第2項第18号）

汚染土壌処理業の許可の基準（処理業省令第4条第1号リ）を満足していることを確認するために、下記の事項が記載された書類を添付する。なお、当該測定の作業を外部委託する場合には、併せて当該委託先を記載する（処理業通知記の第1の1(2)⑩）。

- ・ 地下水の水質を測定する頻度を記載した書類
- ・ 地下水モニタリング設備の設置場所を記載した書類
- ・ 設備の構造図
- ・ 試料の採取時期及び時間を記載した書類

なお、埋立処理施設のうち公有水面埋立法第2条第1項の免許又は同法第42条第1項の承認を受けて汚染土壌の埋立てを行う施設にあっては、周辺の水域の水又は周縁の地下水の水質の測定の頻度並びに試料採取の場所、時期及び時間を記載した書類を添付する。

(19) 飛散等及び地下浸透の防止方法（処理業省令第2条第2項第19号）

汚染土壌処理業の許可の基準（処理業省令第4条第1号ホ及びリ）を満足していることを確認するために、下記の事項が記載された書類を添付する（処理業通知記の第1の1(2)⑪）。

各設備における飛散等及び地下浸透の防止方法については、2.2.1(5)に記載している。

- ・ 特定有害物質等の汚染土壌処理施設に係る事業場からの飛散等及び地下への浸透を防止するための当該汚染土壌処理施設の構造並びにそのために設けられた設備の構造及び能力を記載した書類
- ・ 汚染土壌の搬入及び搬出時以外の閉扉等施設管理により当該防止を図る場合には、当該施設管理の方法を記載した書類
- ・ 埋立処理施設以外の汚染土壌処理施設において、告示第24号に示されている「地下浸透防止措置」が講じられている汚染土壌処理施設の場合には、当該地下浸透防止措置を証明する書類

(20) 大気有害物質排出・処理・測定方法（処理業省令第2条第2項第20号）

浄化等処理施設又はセメント製造施設において、排出口から大気中に大気有害物質を排出する場合、汚染土壌処理業の許可の基準（処理業省令第4条第1号ヌ）を満足していることを確認するために、下記の事項が記載された書類を添付する（処理業通知記の第1の1(2)⑫）。

ここで、「排出口」とは、処理設備における煙突、処理設備又は保管設備において大気有害物質を恒常的に排出するため、強制換気をするための局所排気設備のことをいい、大気有害物質とは、後述表 2.2.1-5 に示した物質のことをいう。

図 2.1.3-7 に浄化等処理施設（浄化（分解－熱分解））における排ガス処理フロー図の例を示す。

なお、当該測定の作業を外部委託させる場合には、併せて当該委託先を記載する。

- ・ 発生してから排出口から大気中に排出されるまでの大気有害物質の排出経路図
- ・ 大気有害物質処理設備の構造図、処理能力及び設置場所
- ・ 大気有害物質の処理フロー図
- ・ 大気有害物質の量の測定頻度を記載した書類
- ・ 試料の採取場所、採取時期及び時間を記載した書類

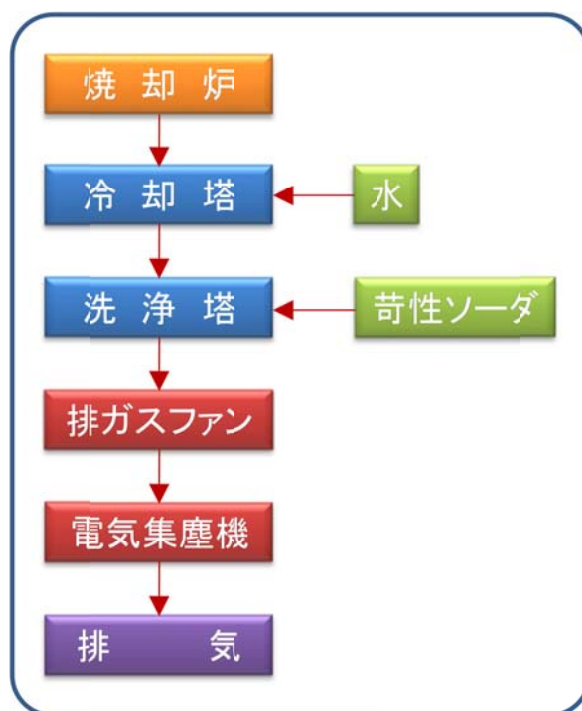


図 2.1.3-7 熱分解における大気有害物質処理フロー図の例

(21) 廃止措置の見積書等（処理業省令第2条第2項第21号）

廃止措置の内容に応じ、それぞれの廃止措置に要する費用の見積額及びその算定根拠並びに当該見積額の総計の額の調達方法及び当該調達方法が実現可能性のあるものであることを説明する書類を添付する（処理業通知記の第1の1(2)⑬）。

ここで、廃止措置に要する費用とは、次の①から④までに示すものである。なお、これらの費用の調達方法の記載に当たっては、2.1.3(9)に準じてできる限り詳細に記載する。

- ① 汚染土壌処理施設における保管設備の容量の上限値の汚染土壌について、他の汚染土壌処理業者にその適正な処理を委託するのに要する費用（処理業通知記の第1の2(4)②イ(i)）
- ② 当該敷地全域について法第3条第1項の環境省令で定める方法により調査をすることを想定してそれに要する費用（処理業通知記の第1の2(4)②イ(r)）
- ③ 3ヶ月に1回の頻度で2年間継続して汚染土壌処理施設が設置されていた場所の周縁の地下水の測定を行うと仮定して、計8回の地下水の水質の測定に要する費用（処理業通知記の第1の2(4)②イ(h)）
- ④ 埋立処理施設において、計算覆土の厚さ及び覆土面積により算出される必要覆土量と覆土工事費単価の積により算出された覆土に要する費用や、キャッピングシート等の遮水シートを敷設するのに要する費用（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の許可に係る埋立処理施設にあつては、当該遮水シートを敷設するのに要する費用を除外してもよい。）（処理業通知記の第1の2(4)②イ(ii)）

(22) 再処理汚染土壌処理施設の引受同意書（処理業省令第2条第2項第22号）

再処理汚染土壌処理施設に係る汚染土壌処理事業の許可証の写し及び汚染土壌の引渡しを受けることについての当該施設に係る汚染土壌処理業者の同意書を添付する。当該同意書は、当該者の記名及び押印を要する。この場合、自署するときは、押印する必要はない（処理業通知記の第1の1(2)⑭）。

この同意を求めるときは、2.1.2(14)に挙げた確認事項について相手方に開示して確認を求めることが適当である。

2.1.4 許可更新時の添付書類の省略（処理業省令第2条第3項）

法第22条第4項の許可の更新を申請する者は、その内容に変更がないときは、下記に示す書類又は図面の添付を省略することができる。

- ① 事業経営計画概要書（処理業省令第2条第2項第1号）
- ② 施設配置図等（処理業省令第2条第2項第2号）
- ③ 汚染土壌処理施設の構造を明らかにする図面及び設計計算書（処理業省令第2条第2項第3号）
- ④ 汚染土壌の処理工程図（処理業省令第2条第2項第4号）
- ⑤ 所有権等を有することを証する書類（処理業省令第2条第2項第5号）
- ⑥ 他の汚染土壌処理業許可証の写し（処理業省令第2条第2項第6号）
- ⑦ 公有水面埋立法の免許等の書類の写し（処理業省令第2条第2項第7号）
- ⑧ 技術的能力を説明する書類（処理業省令第2条第2項第8号）
- ⑨ 汚水・排出水処理計画書（処理業省令第2条第2項第16号）
- ⑩ 排出水の水質の測定方法（処理業省令第2条第2項第17号）
- ⑪ 地下水の水質測定方法（処理業省令第2条第2項第18号）
- ⑫ 飛散等及び地下浸透の防止方法（処理業省令第2条第2項第19号）
- ⑬ 大気有害物質排出・処理・測定方法（処理業省令第2条第2項第20号）

2.2 汚染土壌処理業の許可の基準（法第 22 条第 3 項）

都道府県知事は、法第 22 条第 1 項の許可の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ汚染土壌処理業の許可をしてはならない。

2.2.1 汚染土壌処理施設に関する基準（処理業省令第 4 条第 1 号）

汚染土壌処理施設に関する基準は、当該申請に係る施設について、汚染土壌の処理に伴い汚染土壌処理施設に係る事業場の外へ汚染を拡散させることを防止することを含め、その構造が取り扱う汚染土壌の量及び汚染状態に応じた適正な処理ができるものであることを確保することを目的とするものである。汚染土壌処理施設に係る基準の審査に当たっては、書面上の審査のみならず、必ず、基準に適合していることを実地において確認されることになる（処理業通知記の第 1 の 2(3)）。

(1) 汚染土壌処理施設の種類（処理業省令第 4 条第 1 号イ）

申請に係る汚染土壌処理施設は、許可申請書に記載された汚染土壌処理施設の種類（浄化等処理施設、セメント製造施設、埋立処理施設又は分別等処理施設）のいずれかに該当しなければならない（処理業通知記の第 1 の 2(3)①）。

(2) 処理方法に応じた汚染土壌処理施設（処理業省令第 4 条第 1 号ロ）

処理の方法とは、図 2.1.2-1 に斜体で示した方式があり、また、汚染土壌の受入れから、保管、処理までの一連の作業の手順及び内容についても、許可申請書に記載された事項と合致していることを確認されなければならない（処理業通知記の第 1 の 2(3)②）。

例えば、浄化等処理施設のうち浄化を行う汚染土壌処理施設では、許可申請書に記載された処理の方法によって、特定有害物質を除去した後の土壌の汚染状態を土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合させることのできる設備を、受入設備や、点検設備など関連する他の設備と併せて設置していることを確認すること。

(3) 構造耐力上の安全性（処理業省令第 4 条第 1 号ハ）

汚染土壌処理施設は、年間を通じて安定した稼働のできるものでなければならないことから、自重、積載荷重、水圧、土圧、風圧、積雪荷重、地震力、温度応力等に対して構造上安全である必要がある。必要に応じて、耐摩耗性、耐腐食性等を持つものでなければならず、例えば、燃焼により処理を行う場合等には高温によって設備が損傷を受けない材質である必要がある。

審査に当たっては、許可の申請時に添付した設計計算書等（2.1.3(3)参照）により確認される（処理業通知記の第1の2(3)③）。

(4) 腐食防止措置（処理業省令第4条第1項二）

分解処理による生成物等を含む排ガスや排水、処理において使用する薬剤の中には腐食性のものが含まれている場合があり、これらが汚染土壌処理施設に影響を及ぼさないように腐食防止のための措置を講じる必要がある。例えば、煙道の材質には腐食防止材を使用し、又は煙道の内面に腐食防止のための被覆、塗装等の措置が講じられている必要がある（処理業通知記の第1の2(3)④）。

(5) 飛散等・地下浸透・悪臭発散を防止する構造（処理業省令第4条第1号ホ）

汚染土壌処理施設に係る事業場からの特定有害物質等の飛散等及び地下への浸透並びに悪臭の発散を防止するために必要な構造であり、又は必要な設備が設けられている必要がある（処理業通知記の第1の2(3)⑤）。

1) 飛散等及び悪臭の発散を防止する構造

飛散等及び悪臭の発散を防止する構造は、取り扱う汚染土壌の汚染状態や汚染土壌処理施設を構成する設備によって異なる。例えば、第一種特定有害物質、水銀及びPCBは大気中への拡散が懸念され、大気中に揮散されやすい状態に置くこと自体が環境保全上問題であるため、これらを含む汚染土壌の受入設備は屋内に設けることを基本とし、その上で屋内空気を処理してから排気するなど、揮散した第一種特定有害物質、水銀及びPCBを外部に拡散させないような配慮がなされていることが必要である。

例えば、分別等処理施設において、第一種特定有害物質を含む汚染土壌を受け入れる場合、保管設備及び処理設備の構造は、揮散した第一種特定有害物質を捕集するため吸引ブロワー及び活性炭吸着等の捕集又は分解装置等を備える必要があり、この構造を有していない場合には第一種特定有害物質を含む汚染土壌の異物除去や含水率調整は行えない。

また、飛散等を防止するために囲いや防塵ネットを使用、汚染土壌が雨水等に触れないための屋根等の雨水排除設備や外部への流出を防止するために防波堤や集水溝等を設けることも必要である。

表 2.2.1-1 に各設備における飛散、揮散、悪臭を防止するための構造の種類を、表 2.2.1-2 に飛散、揮散、悪臭の発散を防止するための構造の種類と内容を、図 2.2.1-1 に示す。

また、流出を防止するための措置の具体例として、下記のもの挙げられる。

- ① 集水設備を設けるとともに、集めた汚水を適切に処分する。
- ② 集水設備及び排水処理設備を設け、排水基準及び排除基準に適合させる。
- ③ ①～②と同等以上の措置を講ずる。

表 2.2.1-1 各設備における飛散、揮散、悪臭を防止するための構造の種類

設備名	汚染土壌処理施設の種類の種類	構造の種類
保管設備	水銀及び PCB を除く第二種及び第三種特定有害物質のみによる汚染土壌を受け入れる施設(悪臭を発生するものを受け入れない場合)	A
	水銀及び PCB を除く第二種及び第三種特定有害物質のみによる汚染土壌を受け入れる施設(悪臭を発生するものを受け入れる場合)	C
	第一種特定有害物質、水銀及び PCB による汚染土壌を受け入れる施設	C
処理設備 (埋立地以外)	水銀及び PCB を除く第二種及び第三種特定有害物質のみによる汚染土壌を受け入れる施設(悪臭を発生するものを受け入れない場合)	B
	水銀及び PCB を除く第二種及び第三種特定有害物質のみによる汚染土壌を受け入れる施設(悪臭を発生するものを受け入れる場合)	C
	第一種特定有害物質、水銀及び PCB による汚染土壌を受け入れる施設	C
処理設備(埋立地)	埋立処理施設	D

表 2.2.1-2 飛散、揮散、悪臭を防止するための構造の種類と内容

構造の種類	構造の内容
A	下記のいずれかの構造 ① 粉じん等が飛散しにくい構造かつ散水、防じんカバー等により飛散を防止する ② 建屋等で外気と遮断できる構造かつ、集じん機が設置されている ③ 前各号と同等以上の効果を有する構造
B	下記のいずれかの構造 ① 建屋等で外気と遮断できる構造かつ、集じん機が設置されている ② フード等で外気と遮断できる構造 ③ 前各号と同等以上の効果を有する構造
C	下記の全てを満足する構造 ① 建屋等で外気と遮断できる構造 ② 建屋等が負圧管理されている ③ 集じん機が設置されている ④ 揮発した物質を確実に除去又は分解により処理する機能を有する設備が設けられている
D	下記のいずれかの構造 ① 散水施設によって散水が行われている ② 防じんカバーで覆われている ③ 薬液の散布又は表層の締固めが行われている ④ 前各号と同等以上の効果を有する構造

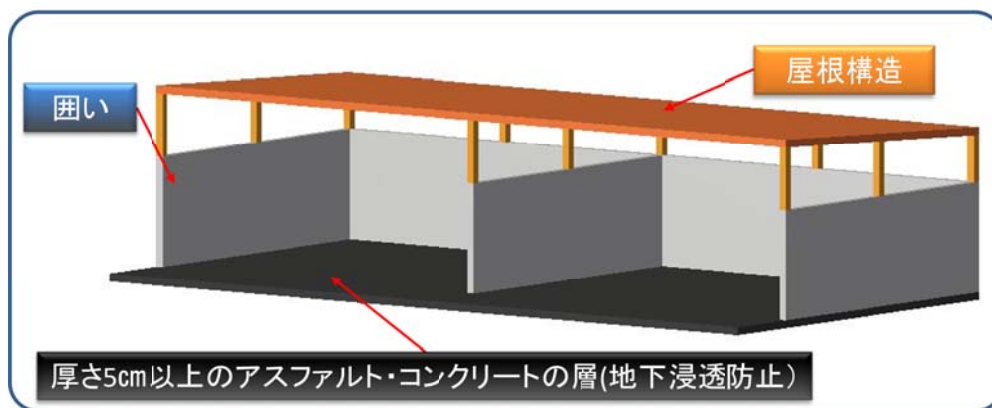


図 2.2.1-1 粉じん等が飛散しにくい構造の例

2) 地下浸透を防止する構造

汚染土壌と床面構造との接触時間や、雨水浸入の有無により、汚染が地下へ浸透するおそれは異なる。よって、地下浸透を防止する構造も、汚染土壌処理施設の種類や設備により異なると考えられる。

表 2.2.1-3 に各設備における地下浸透を防止する構造の種類を、表 2.2.1-4 に構造の種類と地下浸透を防止する構造を示す。

表 2.2.1-3 各設備における地下浸透を防止する構造の種類

施設名		設備名	構造の種類
浄化等処理施設		保管設備	A
		処理設備	A
分別等処理施設		保管設備	A
		処理設備	A
セメント製造施設		保管設備	A
		処理設備	A
埋立処理施設	内陸埋立施設	保管設備	A
		処理設備(埋立地)	C
	水面埋立施設	保管設備	A
		処理設備(埋立地)	D
	盛土構造物等	保管設備	A
		処理設備(埋立地)	B

表 2.2.1-4 構造の種類と地下浸透を防止する構造

構造の種類	地下浸透を防止する構造
A	雨水と汚染土壌が直接接しない構造(屋根等)及び、下記のいずれか又は同等以上の耐久性及び遮断の効果を有するもの ① 厚さ 10 cm以上のセメント・コンクリートの層 ② 厚さ 5 cm以上のアスファルト・コンクリートの層
B	下記の①から⑦のいずれか又は同等以上の耐久性及び遮断の効果を有する遮水構造(底面及び側面)かつ、⑧から⑩のいずれか又は同等以上の耐久性及び遮断の効果を有する遮水構造(上面) ① 地下全面に厚さが 5m 以上、かつ透水係数が 100nm/sec(岩盤では、ルジオン値が 1)以下である不透水性地層がある ② 厚さが 50 cm以上、かつ、透水係数が 10nm/sec 以下である粘土その他の材料の層の表面に遮水シートが敷設 ③ 厚さが 5 cm以上、かつ、透水係数が 1nm/sec 以下であるアスファルト・コンクリートの層の表面に遮水シートが敷設 ④ 不織布その他の物の表面に二重の遮水シートが敷設(当該遮水シートの間に、車両の走行又は作業による衝撃その他の不可により双方の遮水シートが同時に損傷することを防止することができる十分な厚さの強度を有する不織布その他のものが設けられていること) ⑤ 薬剤等の注入により、当該不透水性地層までの埋立設備の周囲の地盤が、ルジオン値が 1 以下となるまで固化 ⑥ 地下の全面に不透水性地層があり、かつ、厚さが 50 cm 以上、かつ、透水係数が 10nm/sec 以下である壁が埋立設備の周囲に当該不透水性地層まで設置 ⑦ 一軸圧縮強度が 25N/mm²以上、かつ、厚さが 35 cm以上の水密性を有する鉄筋コンクリート ⑧ 厚さ 10 cm以上のセメント・コンクリートの層 ⑨ 厚さ 5 cm以上のアスファルト・コンクリートの層 ⑩ 転圧管理された厚さ 50 cm以上の土砂(排水処理設備が設置され、稼働している場合)
C	下記のいずれか又は同等以上の耐久性及び遮断の効果を有するもの(ただし基礎地盤のうちそのこう配が 50%以上で、埋立物の保有水又は雨水等の水位が達するおそれのある高さを超える部分は基礎地盤に吹付モルタルに遮水シート若しくはゴムアスファルト又はこれらと同等以上の遮水の効力、強度及び耐久力を有するものでよい。) ① 地下全面に厚さが 5m 以上、かつ透水係数が 100nm/sec(岩盤では、ルジオン値が 1)以下である不透水性地層がある ② 厚さが 50 cm以上、かつ、透水係数が 10nm/sec 以下である粘土その他の材料の層の表面に遮水シートが敷設 ③ 厚さが 5 cm以上、かつ、透水係数が 1nm/sec 以下であるアスファルト・コンクリートの層の表面に遮水シートが敷設 ④ 不織布その他の物の表面に二重の遮水シートが敷設(当該遮水シートの間に、車両の走行又は作業による衝撃その他の不可により双方の遮水シートが同時に損傷することを防止することができる十分な厚さの強度を有する不織布その他のものが設けられていること)
D	下記のいずれか又は同等以上の耐久性及び遮断の効果を有するもの ① 薬剤等の注入により、不透水性地層までの埋立設備の周囲の地盤が、ルジオン値が 1 以下となるまで固化 ② 地下の全面に不透水性地層があり、かつ、厚さが 50 cm 以上であり、かつ、透水係数が 10nm/sec 以下である壁が埋立設備の周囲に当該不透水性地層まで設置 ③ 地下の全面に不透水性地層があり、かつ、止水型鋼矢板が埋立設備の周囲に当該不透水性地層まで設置

(6) 著しい騒音及び振動の発生防止（処理業省令第4条第1号へ）

汚染土壌処理施設を構成する設備を稼働すること等により著しい騒音や振動が生じ、汚染土壌処理施設周辺の生活環境に影響を及ぼす可能性がある。そのため、汚染土壌処理施設の周辺環境の状況に応じて、低騒音型の機器の採用や、防音壁を設ける必要がある（処理業通知記の第1の2(3)⑥）。

(7) 排水処理設備等（公共用水域）（処理業省令第4条第1号ト）

排水を公共用水域に排出する場合には、次に掲げる設備が設けられている必要がある。

1) 排水口における排水の水質を排水基準に適合させるために必要な処理設備（処理業省令第4条第1号ト(1)）

排水の水質を排水基準に適合させる処理設備とは、汚染土壌処理施設に受け入れる汚染土壌の量及び当該汚染土壌に含まれる特定有害物質と採用する処理の方法の原理からみて排水に含まれることが予想される有害物質等を排水基準に適合させることのできるものである（処理業通知記の第1の2(3)⑦）。

なお、処理することができる汚染土壌の濃度の上限値を設定していない浄化等処理施設にあっては、処理することができる特定有害物質ごとに、2.1.2(10)で示した汚染土壌を処理することが可能であることを証明する実験の方法及び結果や、2.1.3(4)で示したマテリアルバランスを示す書類をもとに、特定有害物質による汚染状態が高い汚染土壌の処理に伴って発生する排水の処理が可能な設備を設ける必要がある。

- ① 排水基準を定める省令第2条の環境大臣が定める方法により測定した場合における測定値が同令別表第1の上欄に掲げる有害物質の種類及び別表第2の上欄に掲げる項目ごとにそれぞれの表の下欄に掲げる許容限度を超えないこと（処理業省令第4条第1号ト(1)(イ)）。
- ② ダイオキシン類対策特別措置法施行規則第2条第1項第2号に規定する方法により測定した場合における測定値が同令別表第2の下欄に掲げる許容限度（ダイオキシン類対策特別措置法第8条第3項の規定により排出基準が定められた場合においては、当該排出基準で定める許容限度を含む。）を超えないこと（処理業省令第4条第1号ト(1)(ロ)）。

2) 排出水の水質を測定するための設備（処理業省令第4条第1号ト(2)）

1)の①、②に示した方法により排出水の水質を測定するための設備が必要である。

排出水の水質を測定するための設備とは、適切な排出水を採取するための採取口が設けられていればよい。また、測定については外部委託しても差し支えない。

(8) 排水処理設備等（下水道）（処理業省令第4条第1号チ）

排水を排除して下水道を使用する場合には、次に掲げる設備が設けられている必要がある（処理業通知記の第1の2(3)⑧）。

1) 排水口における排水の水質を排除基準に適合させるために必要な処理設備（処理業省令第4条第1号チ(1)）

排水口における排水の水質を排除基準に適合させる処理設備とは、施設に受け入れる汚染土壌の量及び当該汚染土壌に含まれる特定有害物質と採用する処理の方法の原理からみて排水に含まれることが予想される汚染物質等を排除基準に適合させることのできるものである。

なお、処理することができる汚染土壌の濃度の上限値を設定していない浄化等処理施設にあっては、処理することができる特定有害物質ごとに、2.1.2(10)で示した汚染土壌を処理することが可能であることを証明する実験の方法及び結果や、2.1.3(4)で示したマテリアルバランスを示す書類をもとに、特定有害物質による汚染状態が高い汚染土壌の処理に伴って発生する排水の処理が可能な設備を設ける必要がある。

2) 排水の水質を測定するための設備（処理業省令第4条第1号チ(2)）

下水道測定方法により排水の水質を測定するための設備が必要である。

排水の水質を測定するための設備とは、2.2.1(7)2と同様、適切な排水を採取するための採取口が設けられていればよい。また、測定については外部委託しても差し支えない。

(9) 地下水モニタリング設備（処理業省令第4条第1号リ）

1) 測定設備

汚染土壌処理施設の周縁の地下水の汚染状態を測定するための設備が設けられている必要がある。

地下水モニタリング設備には、地下水を採取するための採取口が必要であり、施設を設置する場所の、周縁の地下水の流向を把握した上で、当該地下水の下流側や、特定有害物質が漏出した場合において、最も濃度が高くなると考えられる場所に設置する必要がある（処理業通知記の第1の2(3)⑨）。

なお、地下水の流向が不明な場合には、モニタリング設備を四方に配置する必要がある。

また、水面埋立処分を行う最終処分場の場合には、周辺の水域の水又は周縁の地下水を採取するための採取口があればよい。

これらの測定については、2.2.1(7)2)と同様に、外部委託しても差し支えない。

2) 環境大臣が定める地下浸透防止措置

地下浸透防止措置が講じられている場合には、周縁の地下水の汚染状態を測定する設備が必要なく、測定を行う必要もない。

この地下浸透防止措置の具体的な内容は下記のとおりである。図 2.2.1-2 にその例（揮散及び悪臭のない汚染土壌の保管設備の場合）を示す。

- ① 処理業省令第4条第1号ホの構造のうち特定有害物質等の地下浸透防止のために必要な構造の床及び路面を二重に設けること
- ② 特定有害物質等が地下に浸透していないことを目視その他の方法により確認するために十分な空間を各設備に応じて、表 2.2.1-3 及び表 2.2.1-4 で示した構造を有した二重の床及び路面の間で形成すること。

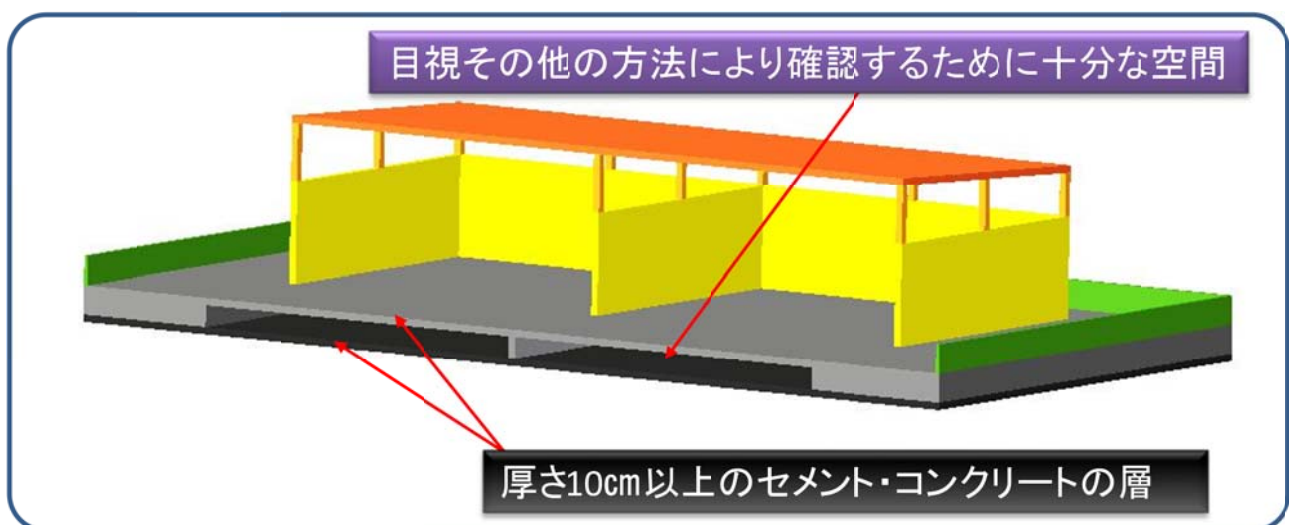


図 2.2.1-2 保管設備における環境大臣が定める地下浸透防止措置の例

(10) 大気有害物質処理設備等（処理業省令第4条第1号又）

浄化等処理施設又はセメント製造施設において、排出口から大気中に大気有害物質を排出する場合、排出口において、表 2.2.1-5 に示すように大気有害物質の量が許容限度を超えないようにするために必要な大気有害物質処理設備を設けるとともに、大気有害物質測定設備も設けられている必要がある。

大気有害物質処理設備は、汚染土壌処理施設に受け入れる汚染土壌の量及び当該汚染土壌に含まれる特定有害物質と採用する処理の方法の原理からみて排気に含まれる大気有害物質を基準に適合させることのできるものである必要がある。また、大気有害物質測定設備とは、排気を採取するための採取口（処理設備の煙道や、保管設備の排気口など）があれば足り、測定については外部へ委託しても差し支えない（処理業通知記の第1の2(3)⑩）。

なお、2.2.6(16)にも記載しているが、大気汚染防止法（昭和43年6月10日法律第97号）施行規則の一部を改正する総理府令（昭和54年総理府令第37号）の附則第6項の経過措置の適用を受けるセメント製造施設では、窒素酸化物の大気への排出の許容限度は、当分の間、温度が零度であって、圧力が1気圧の状態に換算した排出ガス1m³につき480cm³とされている。

また、分別等処理施設において排出口及び大気有害物質処理設備を設けている場合、大気有害物質処理設備が適切に機能しているか確認するために、大気有害物質の測定を行うことが望ましい。

処理することができる汚染土壌の濃度の上限値を設定していない浄化等処理施設にあつては、処理することができる特定有害物質ごとに、2.1.2(10)で示した汚染土壌を処理することが可能であることを証明する実験の方法及び結果や、2.1.3(4)で示したマテリアルバランスを示す書類をもとに、特定有害物質による汚染状態が高い汚染土壌の処理に伴って発生する大気有害物質の処理が可能な設備を設ける必要がある。

また、処理業省令第5条第16号ロに規定されている許容限度が設けられていない大気有害物質のうち、水銀、PCB及びダイオキシン類については、処理方法によっては、処理に伴って発生する排ガスに移行し、大気中に放出されるおそれがある。そこで、浄化等処理施設（処理方法が熱脱着、熱分解及び溶融の場合）又はセメント製造施設のうち、水銀を受け入れる汚染土壌処理施設の場合にあつては、諸外国における廃棄物焼却施設における水銀排出基準等を踏まえ、排出口における濃度の上限値が0.05～0.2mg/m³の範囲となるように大気有害物質処理設備を設けることが望ましい。また、浄化等処理施設（処理方法が熱脱着、熱分解及び溶融の場合）又はセメント製造施設のうち、PCBを受け入れる施設にあつては、「PCB等を焼却処分する場合における排ガス中のPCB暫定排出許容限界について（昭和47年12月22日昭和47年環大企第141号）」によるPCB排出許容限界を踏まえ、排出口におけるPCB濃度の上限値が0.15mg/m³となるように、及びダイオキシン類対策特別措置法で定められた廃棄物焼却施設等に係る大気排出基準を踏まえ、排出口におけるダイオキシン類濃度の上限値が0.1ng-TEQ/Nm³となるように大気有害物質処理設備を設けることが望ましい。

表 2.2.1-5 大気有害物質と許容限度

大気有害物質の種類	許容限度
① カドミウム及びその化合物	1.0 mg
② 塩素	30 mg
③ 塩化水素	700 mg
④ ふっ素、ふっ化水素及びふっ化けい素	10 mg
⑤ 鉛及びその化合物	20 mg
⑥ 窒素酸化物	250 cm ³ ※ (排出ガス量が 10 万 m ³ /日未満の浄化等処理施設又はセメント製造施設にあっては、350 cm ³)
⑦ 1,2-ジクロロエタン	—
⑧ ジクロロメタン	
⑨ 水銀及びその化合物	
⑩ テトラクロロエチレン	
⑪ トリクロロエチレン	
⑫ ベンゼン	
⑬ PCB	
⑭ ダイオキシン類	

※ 大気汚染防止法施行規則の一部を改正する総理府令附則第六項の経過措置の適用を受けるセメント製造施設は、480 cm³。

①、②、④及び⑤に掲げる許容限度は大気汚染防止法施行規則別表第 3 の備考 1 に掲げる方法により測定される量として表示されたものとし、③に掲げる許容限度は同表の備考 2 に掲げる式により算出された量とし、⑥に掲げる許容限度は同令別表第 3 の 2 の備考に掲げる式により算出された量である。

2.2.2 申請者の能力に関する基準（処理業省令第 4 条第 2 号）

(1) 統括管理責任者（処理業省令第 4 条第 2 号イ）

汚染土壌の処理に関する業務を統括管理し、当該業務について一切の責任を有する者として統括管理責任者が存在している必要がある（処理業通知記の第 1 の 2(4)①ア）。

2.1.3(8)1)に示したように、統括管理責任者の氏名及び役職並びに当該者が当該業務を統括管理する権限を有することを確認することができる管理体制系統図があればよい。

なお、統括管理責任者には資格や実務経験等の条件は不要である。

(2) 運転維持管理担当者及び公害防止担当者（処理業省令第 4 条第 2 号ロ）

汚染土壌処理施設の維持管理及び汚染土壌の処理を的確に行うに足る知識及び技能を有する者として、運転維持管理担当者及び公害防止担当者が配置されている必要がある（処理業通知記の第 1 の 2(4)①イ）。

配置されている旨の確認は、2.2.2(1)と同様に、管理体制系統図に運転維持管理担当者及び

公害防止担当者が記載されていればよい。

運転維持管理担当者及び公害防止担当者は、同一の者でもよいし、兼務をしてもよい。

処理業省令第4条第2号ロの規定は、平成22年4月1日時点で、現に認定浄化施設、セメント施設等において実態として土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある土壌の処理を業として行っている者については、3年の間は適用されないこととされている（処理業省令附則第2条）が、経過措置の適用を受けた汚染土壌処理業者は、猶予期間である3年の間に次の1)及び2)に該当する者を許可に係る汚染土壌処理施設に適切に配置する必要がある。

1) 運転維持管理担当者（処理業省令第4条第2号ロ(1)）

汚染土壌処理施設の運転、維持及び管理について3年以上の実務経験を有する者を運転維持管理担当者として配置しなければならない（処理業通知記の第1の2(4)①イ(イ)）。

ここで、運転維持管理担当者の実務経験は、許可を得ようとする汚染土壌処理施設と同一の処理方法を採用した施設での実務経験である必要がある。

よって、浄化等処理施設（浄化（抽出－洗浄処理））の許可を得ようとする場合に、浄化等処理施設（浄化（抽出－化学脱着））など、同一の処理方法ではない施設における3年間の実務経験は認められない。

また、複数の処理方法を採用する汚染土壌処理施設では、処理方法ごとに運転維持管理担当者を配置しなければならない（兼務することは可能である）。

実務経験として認められるものの例を下記に示す。

- ① 浄化等処理施設（浄化（抽出－洗浄処理））の許可を得ようとする場合、認定浄化施設（抽出－洗浄処理）における3年間の実務経験（認定前の実務経験を含む）
- ② 埋立処理施設（内陸埋立処理施設）の許可を得ようとする場合、管理型最終処分場における3年間の実務経験
- ③ 埋立処理施設（盛土等構造物）の許可を得ようとする場合、盛土構造物や地下構造物建設における3年間の実務経験
- ④ 分別等処理施設（含水率調整）の許可を得ようとする場合、産業廃棄物処理施設（汚泥の脱水）における3年間の実務経験

なお、3年以上の実務経験の審査に当たっては、2.1.3(8)2)②に記載したように、実務経験を証する書類や就業証明書等を提出することで行われる。

2) 公害防止担当者（処理業省令第4条第2号ロ(2)）

汚染土壌処理施設から生ずる公害を防止するための知識を有する者を公害防止担当者として、配置しなければならない（処理業通知記の第1の2(4)①イ(ロ)）。

公害防止担当者には、下記の3種類がある。

- ① 大気汚染に係る公害の防止に必要な知識を有する公害防止担当者（大気関係公害防止担当者）
- ② 水質汚濁に係る公害の防止に必要な知識を有する公害防止担当者（水質関係公害防止担当者）
- ③ ダイオキシン類による公害の防止に必要な知識を有する公害防止担当者（ダイオキシン類関係公害防止担当者）

全ての汚染土壌処理施設で、①及び②を配置しなければならない。例えば、分別等処理施設であり、排ガスを排出しない処理方法である場合においても大気関係公害防止担当者を配置しなければならない。

また、ダイオキシン類を生じる可能性のある汚染土壌処理施設の場合には、③も配置する必要がある。ここで、「ダイオキシン類を生じる可能性のある施設」とは、例えば第一種特定有害物質について加熱処理を行う施設が考えられ、汚染土壌処理施設ごとに受け入れる汚染土壌の量及び当該汚染土壌に含まれる特定有害物質と処理方法から判断される。ダイオキシン類を生じる可能性のある施設の例としては、下記に示す①から④が挙げられる。

- ① 浄化等処理施設（浄化（抽出-熱脱着））
- ② 浄化等処理施設（浄化（分解-熱分解））
- ③ 浄化等処理施設（溶融）
- ④ セメント製造施設

公害防止担当者は、許可申請書に添付された、2.1.3(8)に示した表 2.1.3-1 の書類を確認することによって行われる。

(3) 経理的基礎（処理業省令第4条第2号ハ）

汚染土壌処理施設の維持管理及び汚染土壌の処理の事業を的確にかつ継続して行うに足りる経理的基礎を有するか否かに関する審査について留意すべき点は以下のとおりである。

- ① 申請者が法人である場合には、事業の開始及び継続に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類、貸借対照表、損益計算書並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類（確定申告書の写し及び納税証明書）の内容を十分審査し、事業を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有するか否かが判断される（処理業通知記の第1の2(4)②ア(i)）。
- ② 申請者が個人である場合には、事業の開始及び継続に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類、資産に関する調書並びに所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類（確定申告書の写し及び納税証明書）の内容を十分審査し、事業を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有するか否かが判断される（処理業通知記の第1の2(4)②ア(ii)）。

- ③ 事業の開始及び継続に要する資金の総額とは、事業の開始及び継続に必要と判断される一切の資金をいうものであって、資本金の額のほか、事業の用に供する汚染土壌処理施設の整備に要する費用、損害賠償保険の保険料等が含まれるものである（処理業通知記の第1の2(4)②ア(ハ)）。
- ④ 汚染土壌処理業以外の事業を兼業している場合には、できる限り汚染土壌の処理に係る部門における経理区分を明確にして書類を提出する（処理業通知記の第1の2(4)②ア(ニ)）。
- ⑤ 事業を的確かつ継続して行うに足る経理的基礎を有すると判断されるためには、利益が計上できていること又は自己資本比率が1割を超えていることが望ましい（少なくとも債務超過の状態でないことが相当である。）が、さらに、以下に留意して判断される（処理業通知記の第1の2(4)②ア(ホ)）。
- ・ 事業の用に供する施設について、法定耐用年数に見合った減価償却が行われていること、役員報酬が著しく少なく計上されていないこと。
 - ・ 利益が計上できているか否かについては、過去3年間程度の損益平均値をもって判断することとし、欠損である場合にあっては直前期が黒字に転換しているか否かを勘案する。
 - ・ 高額の設定投資を要する場合にあっては、設備投資の当初に利益を計上できないことが多いことから、減価償却率に応じた損益の減少等を勘案する。
 - ・ 経理的基礎を有しないと判断するに当たっては、金融機関からの融資の状況を証明する書類、中小企業診断士の診断書等を必要に応じて提出することになる。
- ⑥ 金銭債務の支払不能に陥った者、事業の継続に支障を来すことなく弁済期日にある債務を弁済することが困難である者、銀行取引停止処分がなされた者、債務超過に陥っている法人、直前3年間において法人税（個人にあっては、所得税）の滞納・未納がある者等については、経理的基礎を有しないものと判断される。また、民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続又は会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続が開始された法人等の経理的基礎については、事業の実績及び再生計画又は更生計画の内容に照らし慎重に判断される可能性があるが、再生手続又は更生手続が開始された場合には、経理的基礎を有しないものと判断される。その他の場合においても、報告徴収等の積極的な活用を通じて、経理的基礎の状況の把握がなされるとともに、再生手続終結決定又は更生手続終結決定の見込みが立たない段階においては、事業の停止を命ずること等の措置を講じられることも考えられる（処理業通知記の第1の2(4)②ア(ヘ)）。

(4) 廃止措置を講ずるに足る経理的基礎（処理業省令第4条第2号二）

廃止措置を講ずるに足る経理的基礎を有しているか否かは、見積書（処理業省令第2条第

2 項第 21 号) に記載された処理業省令第 13 条各号に掲げる廃止時の措置に要する費用の総額を、直近の貸借対照表で示されている流動資産の額の合計が上回っているか否かという観点から審査される。なお、廃止時の措置に要する額の見積りに当たっては、①から④までの考え方により算出する必要がある。

なお、下記①から④までに掲げる費用のうち、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条第 1 項の許可に係る埋立処理施設であって、同法第 15 条の 2 の 3 において準用する同法第 8 条の 5 第 1 項に規定する維持管理積立金の用途及び目的と重なり合う費用の限度において、当該維持管理積立金によって積み立てられていると認められる費用がある場合については、当該維持管理積立金をもって、下記①から④までに掲げる費用の見積額を満たしていると考えられる。また、保険によって、上記維持管理積立金と同等程度に廃止時の措置義務を講ずるに足る費用を担保することができると認められる場合には、当該保険をもって、当該費用の見積額を満たしていると考えられる（処理業通知記の第 1 の 2(4)②イ）。

- ① 汚染土壌処理施設内に残存する汚染土壌の処理に要する費用の額については、汚染土壌処理施設における保管設備の容量の上限値の汚染土壌について、他の汚染土壌処理業者にその適正な処理を委託するのに要する費用を算出の基礎とする（処理業通知記の第 1 の 2(4)②イ(i)）。
- ② 汚染土壌処理施設に係る事業場の敷地であった土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況についての調査に要する費用の額については、当該敷地全域につき、法第 3 条第 1 項の環境省令で定める方法により調査をすることを想定してそれに要する費用を算出の基礎すること。この場合において、申請者が汚染土壌の処理の事業を廃止し、又は法第 25 条の規定により許可を取り消された場合において、当該調査の過程の全部を省略することが確実であると認められるときは、その旨を記載した書面をもって、当該調査に要する費用の見積額を記載した書類に代えてもよい（処理業通知記の第 1 の 2(4)②イ(ⅱ)）。
- ③ 汚染土壌処理施設が設置されていた場所の周縁の地下水の水質の測定に要する費用の額については、3 カ月に 1 回の頻度で 2 年間継続して当該測定を行うと仮定して、計 8 回の地下水の水質の測定に要する費用を算出の基礎とする（処理業通知記の第 1 の 2(4)②イ(ⅲ)）。
- ④ 埋立処理施設における水の浸透防止措置に要する費用の額については、キャッピングシート等の遮水シートを敷設するのに要する費用に加えて、計画覆土の厚さ及び覆土面積により算出される必要覆土量と覆土工事費単価の積により算出すること。また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条第 1 項の許可に係る埋立処理施設にあつては、当該遮水シートを敷設するのに要する費用を除外してもよい（処理業通知記の第 1 の 2(4)②イ(ⅳ)）。

2.2.3 欠格要件（法第 22 条第 3 項第 2 号）

欠格要件は、法に従った適正な業の遂行を期待し得ない者を類型化して排除するために申請者の一般的適性についての要件を定めたものであって、これらに該当しないことが許可の要件とされていることから、許可に当たっては、これらに該当する事由の有無について確実な調査により、該当する場合は速やかに不許可処分がなされ、また、更新許可の場合には、従前の許可の取消しもなされる。

なお、欠格要件該当の有無について関係行政機関に照会する場合にあっては、法第 56 条第 2 項の規定に基づき行うものである（処理業通知記の第 1 の 2(5)①）。

法第 22 条第 3 項第 2 号には、申請者が下記のいずれにも該当しないことと記載されている。

- ① 法又は法に基づく処分に違反し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることが無くなった日から 2 年を経過しない者（法第 22 条第 3 項第 2 号イ）
- ② 法第 25 条の規定により許可を取り消され、その取消しの日から 2 年を経過しない者（法第 22 条第 3 項第 2 号ロ）
- ③ 法人であって、その事業を行う役員の中に①又は②のいずれかに該当する者があるもの（法第 22 条第 3 項第 2 号ハ）

なお、法第 22 条第 3 項第 2 号ハに規定する「その事業を行う役員」とは、汚染土壌の処理の事業を行う役員を指し、申請者である法人が、汚染土壌処理業以外の事業を兼業している場合における当該兼業する他の事業のみを行う部門の担当役員については含まれない（処理業通知記の第 1 の 2(5)②）。

2.2.4 許可の更新（法第 22 条第 4 項及び第 5 項）

汚染土壌処理業の許可は、5 年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う（法第 22 条第 4 項）。

また、法第 22 条第 2 項の規定（許可申請書の提出）、及び第 3 項の規定（許可に関する基準）についても許可更新時には準用される（法第 22 条第 5 項）。

更新の申請は、審査の期間を考慮して、余裕をもって行う必要がある。

2.2.5 汚染土壌処理業の許可証の交付等（処理業省令第14条）

(1) 許可証の交付（処理業省令第14条第1項）

都道府県知事は、法第22条第1項の規定により許可をしたとき、又は法第23条第1項の規定により当該施設の変更の許可をしたときは、様式第6による許可証を交付しなければならない。

許可証中「許可の年月日」については、法第22条第1項又は法第23条第1項の許可をした日が記載され、「許可の有効期限」については、法第22条第1項の許可をした日から5年間となる。また「変更の内容」には法第23条第1項の許可をした日又は許可証の書換えをした日を記載することとし、その具体的内容についても記載する（処理業通知記の第1の2(6)①）。

図 2.1.1-1 に示した許可申請書に基づき許可された汚染土壌処理施設の許可証の例を図 2.2.5-1 に示す。

なお、「汚染土壌処理施設の種類」、「汚染土壌処理施設の処理能力」及び「汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態」については、許可された汚染土壌処理施設における処理方法ごとに記載されることになる。

また、分別等処理施設に係る汚染土壌処理業の許可に係る申請書に記載した再処理汚染土壌処理施設がセメント製造施設のみであり、第二溶出量基準に適合しない汚染土壌と当該汚染土壌以外の土壌とを混合する場合は、当該分別等処理施設に係る汚染土壌処理業の許可証の「汚染土壌処理施設の種類」に「再処理汚染土壌処理施設がセメント製造施設に限定」と記載される必要がある。

様式第六（第十四条第一項関係）

許可番号 第 0861001050 号													
汚染土壌処理業許可証													
東京都港区▲▲○ー○ー○ 土壌洗浄株式会社 代表取締役社長 環境 次郎													
土壌汚染対策法	第 22 条第 1 項 第 23 条第 1 項 の許可を受けた者であることを証する。												
川崎市長 ○○ ○○ 印													
許可の年月日	平成 22 年 6 月 10 日												
許可の有効期限	平成 27 年 6 月 09 日												
汚染土壌処理施設に係る 事業場の名称	土壌洗浄株式会社 川崎事業所												
汚染土壌処理施設の設置の場所	神奈川県川崎市川崎区△△0-0-0												
汚染土壌処理施設の種類の	① 浄化等処理施設(浄化(抽出-洗浄処理)) ② 分別等処理施設(異物除去) ③ 分別等処理施設(含水率調整)												
汚染土壌処理施設の処理能力	① 浄化等処理施設(浄化(抽出-洗浄処理)) 20t/h 160t/d(8 時間) ② 分別等処理施設(異物除去) 10t/h 80t/d(8 時間) ③ 分別等処理施設(含水率調整) 10t/h 80t/d(8 時間)												
汚染土壌処理施設において処理 する汚染土壌の特定有害物質に よる汚染状態	① 浄化等処理施設(浄化(抽出-洗浄処理)) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 5px;">受け入れられる 特定有害物質</td> <td style="padding: 5px;">水銀及びその化合物を除く第二種特定有害物質</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">受け入れられる 特定有害物質の 汚染状態</td> <td style="padding: 5px;">第二溶出量基準以下とする。</td> </tr> </table> ② 分別等処理施設(異物除去) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 5px;">受け入れられる 特定有害物質</td> <td style="padding: 5px;">水銀及びその化合物並びに PCB を除く第二種及び第三種特定有害物質</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">受け入れられる 特定有害物質の 汚染状態</td> <td style="padding: 5px;">濃度の上限値はなしとする。</td> </tr> </table> ③ 分別等処理施設(含水率調整) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 5px;">受け入れられる 特定有害物質</td> <td style="padding: 5px;">水銀及びその化合物並びに PCB を除く第二種及び第三種特定有害物質</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">受け入れられる 特定有害物質の 汚染状態</td> <td style="padding: 5px;">濃度の上限値はなしとする。</td> </tr> </table>	受け入れられる 特定有害物質	水銀及びその化合物を除く第二種特定有害物質	受け入れられる 特定有害物質の 汚染状態	第二溶出量基準以下とする。	受け入れられる 特定有害物質	水銀及びその化合物並びに PCB を除く第二種及び第三種特定有害物質	受け入れられる 特定有害物質の 汚染状態	濃度の上限値はなしとする。	受け入れられる 特定有害物質	水銀及びその化合物並びに PCB を除く第二種及び第三種特定有害物質	受け入れられる 特定有害物質の 汚染状態	濃度の上限値はなしとする。
受け入れられる 特定有害物質	水銀及びその化合物を除く第二種特定有害物質												
受け入れられる 特定有害物質の 汚染状態	第二溶出量基準以下とする。												
受け入れられる 特定有害物質	水銀及びその化合物並びに PCB を除く第二種及び第三種特定有害物質												
受け入れられる 特定有害物質の 汚染状態	濃度の上限値はなしとする。												
受け入れられる 特定有害物質	水銀及びその化合物並びに PCB を除く第二種及び第三種特定有害物質												
受け入れられる 特定有害物質の 汚染状態	濃度の上限値はなしとする。												
変更の内容													

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

図 2.2.5-1 汚染土壌処理業許可証の記載例

(2) 許可証の書換え・再交付（処理業省令第 14 条第 2 項）

処理業省令第 14 条第 1 項の許可証の交付を受けた者は、許可証の記載事項に変更を生じたとき、又は許可証を亡失し、若しくはき損したときは、様式第 7 による汚染土壌処理業許可証の書換え又は再交付の申請書を都道府県知事に提出し、許可証の書換え又は再交付を受けることができる。

(3) 許可証の提示（処理業省令第 14 条第 3 項）

処理業省令第 14 条第 1 項の許可証の交付を受けた者は、当該者に汚染土壌の処理を委託しようとする者から許可証の提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

(4) 許可証の返納（処理業省令第 14 条第 4 項）

処理業省令第 14 条第 1 項の許可証の交付を受けた者は、次の①から⑥のいずれかに該当することとなった場合は、速やかに許可証を都道府県知事に返納しなければならない（処理業通知記の第 1 の 2(6)③）。

- ① 許可の更新を行う場合
- ② 施設の変更許可を行う場合
- ③ 許可証を亡失し、若しくはき損した場合において新たな許可証を交付するとき
- ④ 許可証を紛失した者が新たな許可証の交付を受けた場合において紛失した従前の許可証を発見したとき
- ⑤ 汚染土壌処理業者が事業の全部を休止し、若しくは廃止する場合（事業の休止の場合は、休止期間中の一時返納）
- ⑥ 許可の取消し若しくは停止の場合（許可の停止の場合は、停止期間中の一次返納）

2.2.6 処理に関する基準（法第22条第6項、処理業省令第5条）

法第22条第1項の許可を受けた汚染土壌処理業者が汚染土壌の処理を行うに当たっては、受け入れた汚染土壌の適正処理及び当該許可に係る施設外への汚染の拡散防止のために法第22条第6項の汚染土壌の処理に関する基準に常に従わなければならない。

また、都道府県知事は、汚染土壌処理業者により、処理に関する基準に適合しない処理が行われた場合には、その適正な処理の実施を確保するため、処理の方法の変更、その他必要な措置を講ずべき措置を命ずることや（法第24条）、その事業の許可を取り消し又はその事業の停止を命ずること（法第25条第3号）等の措置をとることにより、汚染土壌の処理に伴う当該汚染土壌処理施設外への汚染の拡散を防止することとなる（処理業通知記の第2の1）。

なお、浄化等処理施設において、汚染の除去等の処理を行った後の土壌であって、含水率が高く泥状のもの（脱水ケーキ等を含む。）は、汚染土壌として取り扱わなければならない。

（1）飛散等、地下浸透及び悪臭発散を防止する措置（処理業省令第5条第1号）

特定有害物質等の飛散等及び地下への浸透並びに悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずる必要がある（処理業通知記の第2の2(1)）。

1) 飛散等及び悪臭の発散を防止する構造

汚染土壌処理施設の各設備における措置については、汚染土壌処理業の許可の基準（2.2.1(5)1）の表 2.2.1-1 及び表 2.2.1-2 参照）に示した構造を有している必要がある。

さらに、汚染土壌処理施設からの飛散等及び悪臭の発散を防止するための構造及び設備が確実に機能するように維持管理を行う必要がある。

なお、処理に伴う悪臭については、処理業省令第5条第1号は、汚染土壌の処理に伴う生活環境の保全上の支障を生じさせないための規定であり、処理に伴い当然に生じる臭気を全く許さないような、対応不可能な措置を講ずることまで求めている訳ではないが、施設周辺からの苦情等がないような措置を講ずることが望ましい。

2) 地下浸透を防止する構造

汚染土壌処理施設の各設備における措置については、汚染土壌処理業の許可の基準（2.2.1(5)2）の表 2.2.1-3 及び表 2.2.1-4 参照）に示した構造を有していればよい。

さらに、汚染土壌処理施設からの地下浸透を防止するための構造及び設備が確実に機能するように維持管理を行う必要がある。

(2) 著しい騒音及び振動の発生防止措置（処理業省令第5条第2号）

汚染土壌処理施設を構成する設備を稼働すること等により騒音や振動が生じ、汚染土壌処理施設周辺の生活環境に影響を及ぼす可能性がある。そのため、汚染土壌処理施設の周辺環境の状況に応じて、低騒音型の機器を採用し、防音壁を設けるなどの措置を講ずるとともに、設備が確実に機能するように維持管理を行う必要がある（処理業通知記の第2の2(2)）。

(3) 緊急時の対応（処理業省令第5条第3号）

汚染土壌処理施設において事故等により特定有害物質等が飛散等をし、若しくは地下へ浸透し、又は悪臭が発散した場合には、直ちに当該汚染土壌処理施設の運転を停止した後、まず当該汚染土壌処理施設の点検を行い、飛散した汚染土壌や流出した液体の回収を図る等、当該汚染土壌処理施設内部及び周辺地域の環境汚染の修復を図るための必要な措置を講ずる必要がある。

また、この場合、法第22条第9項に基づく都道府県知事への届出を行う必要があることに注意が必要である（処理業通知記の第2の2(3)）。

1) 緊急連絡体制等の整備

施設内での汚染土壌の運搬、処理施設中の事故などにより緊急対応を迫られることが考えられる。そこで、予め緊急時連絡体制系統図を作成し、災害等の緊急時には、この緊急時連絡体制系統図に沿って、関係機関等へも連絡する必要がある。

緊急時連絡体制系統図の例を図 2.2.6-1 に示す。

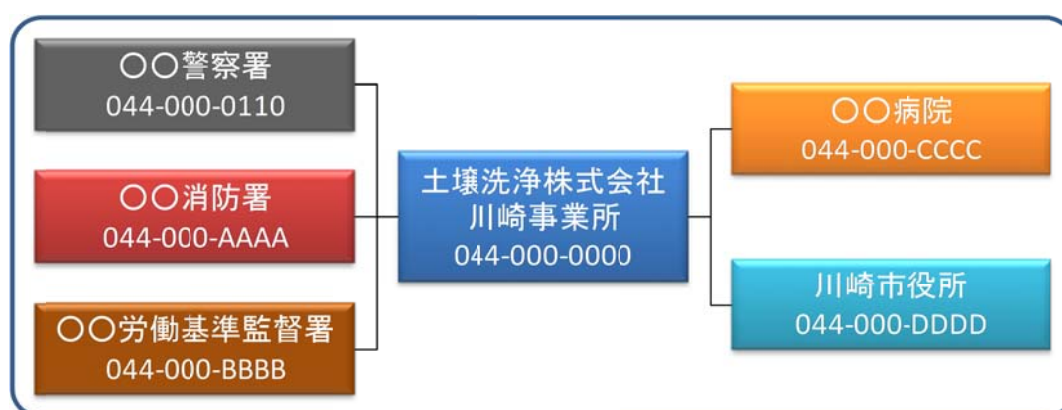


図 2.2.6-1 緊急時連絡体制系統図

2) 緊急対応マニュアル及び教育

事故等による被害及び影響を最小限とするためには、事故等の緊急時における連絡先、被害を防止するために必要な措置を記載した緊急時対応マニュアルを策定することが重要である。

また、作業員等には、当該マニュアルを周知させるとともに、定期的に訓練などを行うことが望ましい。

作業員への教育では、下記に示す項目について周知させることが望ましい。

- ① 緊急連絡体制系統図について
- ② 緊急時対応マニュアルについて
- ③ 特定有害物質による人の健康への影響について
- ④ 保護具等の使用方法について
- ⑤ 施設内移動時の揺れや振動が、飛散、こぼれ、漏洩につながる事
- ⑥ 自動車等のタイヤ・車体、作業員の長靴等に付着した汚染土壌を施設外に持ち出さないこと

3) 緊急時の措置

事故等による緊急時には、緊急連絡体制系統図及び緊急時対応マニュアルに従って、適切な措置を講じる必要がある。具体的な措置として、下記のようなものが考えられる。

- ① 作業を中止し、応急措置を講じ、付近の者に警告を行うとともに、緊急連絡先に連絡し、その指示に従う。
- ② 適切な保護具を着用し、飛散・流出した汚染土壌の回収を行う。
- ③ 特定有害物質等が公共用水域又は地下に飛散・浸透し、又は大気に揮散された場合には、都道府県等と協議し、環境モニタリング調査等、必要な措置を講ずる。

(4) 汚染土壌の受入れ（処理業省令第5条第4号）

汚染土壌処理施設への汚染土壌の受入れの基準は、下記のとおりである。

- 1) 当該汚染土壌処理施設の処理能力を超える汚染土壌又は許可申請書に記載した当該汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態に照らして、処理することができない汚染土壌を受け入れてはならないこと（処理業省令第5条第4号イ）

受け入れる汚染土壌の量は、許可申請書に記載した汚染土壌処理施設における処理能力に

見合ったものでなければならない。具体的には、1日当たりの処理量に60を乗じて得た量、又は保管設備の容量のどちらか少ない量を超えて汚染土壌を受け入れてはならない。

また、汚染土壌処理施設において処理することが可能である汚染土壌の特定有害物質による汚染状態に照らして、処理することができない汚染土壌は、当該汚染土壌処理施設に受け入れてはならない。

例えば、第一種特定有害物質のみを処理することのできる汚染土壌処理施設の場合、第一種特定有害物質以外の特定有害物質によって汚染されている汚染土壌を受け入れてはならない。また、第二溶出量基準に適合する汚染土壌のみを処理することができ汚染土壌処理施設では、第二溶出量基準に適合しない汚染土壌を受け入れてはならない。

汚染土壌処理施設が受け入れる汚染土壌が複数の特定有害物質によって汚染されており、当該汚染土壌処理施設においてすべての特定有害物質を処理することができない場合、当該汚染土壌処理施設において当該汚染土壌に係る一部の特定有害物質の処理を行い、その後の処理を許可申請書に記載した再処理汚染土壌処理施設において行うことにより、当該汚染土壌を土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合させるなどして当該汚染土壌による健康被害が生ずることのないようにする場合においては受入れが可能となる（処理業通知記の第2の2(4)①）。

なお、受け入れた汚染土壌の計量及び性状の分析を行い、その結果を記録し保管する必要があるが、受け入れたままの汚染状態につき、全25の特定有害物質の分析まで行うことが義務づけられているものではない。

ここで汚染土壌の性状の分析とは、処理の基準に照らし、適正な処理を行うにあたって必要と思われる分析等であり、下記のようなものが考えられる。

- ・ 浄化等処理施設（浄化（抽出－洗浄処理））において、分級点を決定するために必要となる汚染土壌の粒度分布ごとの汚染状態
- ・ セメント製造施設において、製品（鉄筋コンクリート）となった場合に鉄筋腐食の要因となる汚染土壌の塩素含有量の分析
- ・ 分別等処理施設において、再処理汚染土壌処理施設としてセメント製造施設へ搬出する場合に受入れができない特定有害物質（例えば水銀）の蛍光X線などによる簡易分析

2) 浄化等処理施設のうち不溶化を行うためのものにあつては、第二種特定有害物質以外の土壌溶出量基準に適合しない特定有害物質を含む汚染土壌を受け入れてはならないこと（処理業省令第5条第4号ロ）

不溶化処理は、第二種特定有害物質による汚染土壌に対する効果しか持たないことから、不溶化処理を行う汚染土壌処理施設においては、土壌溶出量基準に適合しない汚染土壌のうち第二種特定有害物質のみにより汚染されているもの以外は受け入れてはならない（処理業通知記の第2の2(4)②）。

なお、1.5.1(1)3に記載したように、不溶化を行った汚染土壌は、浄化確認調査の結果、土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合したものであっても、浄化等済土壌にはならない

ことに注意が必要である（再処理汚染土壌処理施設への搬出をしなければならない）。

3) 埋立処理施設にあつては、第二溶出量基準に適合しない汚染土壌を受け入れてはならないこと（処理業省令第5条第4号ハ）

埋立処理施設においては、第二溶出量基準に適合しない汚染土壌を受け入れてはならない。ただし、第二種特定有害物質のうち、カドミウム及びその化合物、鉛及びその化合物、六価クロム化合物、砒素及びその化合物並びにセレン及びその化合物については、判定基準省令第1条第2項及び第3項に規定する基準が第二溶出量基準よりも厳しい値となっていることから、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年12月25日法律第136号）第10条第2項第4号に規定する場所で汚染土壌の埋立てを行うための埋立処理施設にあつては、第二溶出量基準に適合している汚染土壌（第二種特定有害物質により汚染されたものに限る。）であっても海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第2項及び第3項に規定する基準（判定基準省令第1条第2項及び第3項に規定する基準）に適合しない汚染土壌については、受け入れてはならない（処理業通知記の第2の2(4)③）。

(5) 関連法令及び条例の遵守（処理業省令第5条第5号）

汚染土壌の処理に関し、下水道法、大気汚染防止法、騒音規制法（昭和43年法律第98号）、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、水質汚濁防止法、悪臭防止法（昭和46年法律第91号）、振動規制法（昭和51年法律第64号）、ダイオキシン類対策特別措置法その他の国民の健康の保護又は生活環境の保全を目的とする法令及び条例を遵守する必要がある。

汚染土壌処理施設の稼働に当たっては、汚染土壌の処理に関し、土壌汚染対策法及びこれに基づく法令を遵守することはもちろんであるが、汚染土壌処理施設が上記に掲げる法令や健康の保護又は生活環境の保全を目的とする条例の規定によって規制を受ける場合には、かかる規制を遵守しなければならないこと。例えば、汚染土壌の処理に伴って汚染土壌処理施設から排出される廃棄物については廃棄物の処理及び清掃に関する法律により適正に処理されるべきことや、騒音規制法上の特定施設を設置している汚染土壌処理施設にあつては、騒音規制法上の規制基準を遵守しなければならない（処理業通知記の第2の2(5)）。

(6) 処理方法の遵守（処理業省令第5条第6号）

許可申請書に記載した処理方法に従わない処理を行ってはならない。なお、処理方法を変更する場合には、変更届出の対象となるので注意が必要である（法第23条第3項）。

また、下記に示すように、汚染土壌の取扱い方法、汚染土壌処理施設の種類及び処理方法、取り扱う特定有害物質など、処理において注意すべき点があり、これらの内容を遵守する必要

がある。

1) 混合・混載された汚染土壌への対応

旧法においては異なる指定区域から発生した汚染土壌を混合せず処理を行うこととされていたが（旧指針）、法改正により、業として行われる汚染土壌の処理に許可制が新設されたことにより、適正処理が行われるという前提の下で、汚染土壌処理施設において、異なる要措置区域等から発生した汚染土壌が混合・混載されたものを処理することが可能となった（汚染土壌を混合・希釈することのみにより土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合させるような行為を行うことは、処理に関する基準の違反になる）。

下記に示す汚染土壌処理施設において、混合・混載された汚染土壌の処理を行う場合、下記の内容を考慮し、処理を行う必要がある。

① 浄化等処理施設

混合・混載された土壌を処理するに当たっては、下記に示すような問題が発生するおそれがある。このような影響を考慮しても当該浄化等処理施設において、混合・混載された汚染土壌の処理を行う場合には、混合・混載する前の汚染土壌の特定有害物質の種類ごとに汚染状態を確認し、処理が可能なことが確認できる場合のみ、受入れ・処理を行うべきである。

また、混合・混載された土壌を処理した場合、2.2.6(17)1)に示すとおり、浄化確認調査において、要措置区域等の指定に係る特定有害物質の種類以外の特定有害物質等について900 m³単位での試料採取とならなくなることに注意が必要である。

- ・ 混合・混載される前は、特定有害物質の汚染状態が溶出量基準を満足しているが、混合・混載されることにより汚染土壌の pH が変化し、基準不適合となり（例えば、混合されることにより土壌の pH や酸化還元状態などが上昇し、溶出量基準を満足していた砒素が溶出することや、酸化分解処理を行う際に、三価クロムが酸化され、溶出量基準を超過する六価クロムが生成するなど）、汚染土壌処理施設では処理ができなくなる場合がある（汚染土壌処理施設における処理に関する基準違反に該当する。）。
- ・ 混合・混載されることにより汚染土壌処理施設での処理条件が変化し（例えば洗浄処理において粒径分布が変化し、分級点が変わる。）、浄化等の工程に影響を及ぼす可能性がある。
- ・ 水銀と第一種特定有害物質のように沸点の異なる特定有害物質による汚染土壌を混合・混載したものを加熱処理する場合、設定温度によっては脱着が不十分であったり、非意図的な物質が生成する可能性がある。

なお、他の汚染土壌処理施設から当該浄化等処理施設が再処理汚染土壌処理施設として引き受けを同意した場合、下記に示す経路などから混合・混載された汚染土壌が搬入される可能性もあるので注意が必要である。よって、混合・混載された汚染土壌を処理しない

場合には、混合・混載された汚染土壌を処理する汚染土壌処理施設から再処理汚染土壌処理施設として引受けを依頼された場合には断ることが望ましい。

- ・ 要措置区域等から混載された汚染土壌が、一の当該浄化等処理施設へ搬入される。
- ・ 要措置区域等から混載された汚染土壌が分別等処理施設などを経由して、当該浄化等処理施設へ搬入される。
- ・ 分別等処理施設などで混合後、処理された汚染土壌が、当該浄化等処理施設へ搬入される。
- ・ 分別等処理施設などで処理後、混載された汚染土壌が、当該浄化等処理施設へ搬入される。

② セメント製造施設

セメント製造施設では、汚染土壌をセメント原料の一部として利用することになり、処理後はセメントとして品質管理がされることになる。

2.1.2(11)で記載したとおり、セメントの品質管理方法を記載した書類を添付するが、この書類は、混合・混載された汚染土壌であってもセメントの品質管理上、問題がないことを証明する資料を添付する必要がある。

③ 分別等処理施設

分別等処理施設は、汚染土壌の運搬を容易にする又は再処理汚染土壌処理施設での受入れを可能とするために異物の除去や含水率の調整を行う施設であり、特定有害物質の汚染状態に変化を及ぼす処理ではないことから、汚染土壌を混合する必要のない施設である。

また、分別等処理施設で処理した汚染土壌は、必ず再処理汚染土壌処理施設へ搬出しなければならないため、①及び②で示したように混合・混載したことにより汚染土壌の性状が変化し、再処理汚染土壌処理施設での処理に影響を及ぼす可能性もある。

このようなことから、混合した又は混合・混載された汚染土壌を処理すると申請した分別等処理施設の場合には、再処理汚染土壌処理施設でどのような処理を行うのかを把握し、その処理に影響を及ぼすことがないことを確認する必要がある（例えば、「混合して処理する場合には、処理前の汚染土壌それぞれについて、汚染土壌の特定有害物質全項目の汚染状態を確認する。」、「再処理汚染土壌処理施設をセメント製造施設に限定する。」など）。

なお、再処理汚染土壌処理施設がセメント製造施設に限定されるとともに、汚染土壌処理業許可証の汚染土壌処理施設の種類の欄に「再処理汚染土壌処理施設をセメント製造施設に限定」と記載されている分別等処理施設を除き、第二溶出量基準に適合しない汚染土壌と当該汚染土壌以外の土壌とを混合してはならない（処理業省令第5条第8号）。

2) 汚染土壌処理施設の種類及び処理方法に特有の注意点

汚染土壌処理施設の種類や処理方法により、処理を行う上で注意すべき点が異なる。表2.2.6-1、2に示すように、汚染土壌処理施設の種類や処理方法に応じて処理を行う上で対応

するとともに、施設の維持管理を行う必要がある。

なお、2.1.3(1)2)に示した事業経営計画概要書に、これらの項目についての対応を記載する。

表 2.2.6-1 汚染土壌処理施設の種類及び処理方法に応じた対応内容・維持管理項目（1/2）

項目	浄化等処理施設								セメント製造施設	埋立処理施設	分別等処理施設
	浄化						溶融	不溶化			
	抽出			分解							
	洗浄処理	化学脱着	熱脱着	熱分解	化学処理	生物処理					
汚染土壌とその他の土壌(要措置区域等外の基準不適合土壌や清浄土)を混合しないこと	○	○	○	○	○	○	○	○			○
汚染土壌を処理するには廃棄物と混合し処理を行わないこと(なお、廃棄物処理施設であって、熱源等として廃棄物を利用する場合や、セメント製造施設において廃棄物を原料として利用し適切な管理がされている場合を除くが、その処理物は関連法規にも従って適正に取り扱うこと)	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
処理を行うに当たって使用した電力量、水量などを定期的に測定し、かつ、記録するとともに、これを一定期間保存すること	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
汚染土壌は、設備の処理能力の範囲内で定量ずつ設備へ供給すること	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
薬剤を用いる場合、薬剤と汚染土壌を混合攪拌するための設備が設けられ、汚染土壌に含まれる特定有害物質の種類に応じて薬剤を適切に用いること	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
薬剤を用いる場合、汚染土壌量に対し所定の薬剤添加率が確保されるよう、薬剤添加量の管理を行うこと	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
第二溶出量基準に適合しない汚染土壌を受け入れる場合は、処理対象とする特定有害物質の測定機器を自ら有していること	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
汚染土壌は、外気と遮断された状態で定量ずつ供給すること			○	○			○		○		
処理により発生する排ガスが 200℃を越える場合には、速やかに概ね 200℃以下に冷却すること			○	○			○		○		
冷却設備から排出される燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録するとともに、これを一定期間保存すること			○	○			○		○		
冷却設備及び排ガス処理設備に堆積したばいじんを除去すること			○	○			○		○		
分解を行う炉内を浄化の対象とする特定有害物質の種類に応じた分解温度以上に保持し、十分な分解に必要な暴露時間を確保すること				○							
分解炉内の分解温度を連続的に測定し、かつ、記録するとともに、これを一定期間保存すること				○							
炉内が異常な高温又は高圧にならないようにすること			○	○			○		○		
抽出を行う炉内等を浄化の対象とする特定有害物質の種類に応じた揮発温度以上に保持し、十分な揮発に必要な暴露時間を確保すること		○	○								
抽出を行う炉内等の温度を連続的に測定し、かつ記録するとともに、これを一定期間保存すること		○	○								
揮発させた特定有害物質は、確実に除去又は分解により処理すること		○	○	○			○		○		○

表 2.2.6-2 汚染土壌処理施設の種類及び処理方法に応じた対応内容・維持管理項目（2/2）

項目	浄化等処理施設								セメント製造施設	埋立処理施設	分別等処理施設
	浄化						溶融	不溶化			
	抽出			分解							
	洗浄処理	化学脱着	熱脱着	熱分解	化学処理	生物処理					
揮発させた特定有害物質を熱分解する場合は、分解を行う炉内を分解に必要な温度上に保持し、十分な分解に必要な暴露時間を確保すること。また、分解炉内の温度及び圧力を連続的に測定し、かつ、記録するとともに、これを一定期間保存すること		○	○	○							
揮発させた特定有害物質を化学分解する場合は、分離した特定有害物質に対し、所定の薬剤添加率が確保されるよう、薬剤添加量の管理を行うこと		○	○								
セメント焼成炉内の炉内温度等を連続的に測定し、かつ記録するとともに、これを一定期間保存すること									○		
汚染土壌を必要な時間、十分に高温な状態に維持して溶融すること。また、必要な場合は、特定有害物質及び処理により生成した副生成物を確実に除去あるいは分解等により処理すること							○				
溶融温度を所定の範囲内に制御できる設備を設け、溶融の対象とする特定有害物質の種類及び土質に応じて、最適な溶融温度を設定すること							○				
溶融炉内の温度を連続的に測定し、かつ、記録するとともに、これを一定期間保存すること							○				
処理により発生するスラグについては、関連法規にも従い取り扱うこと							○				
処理後土壌と処理により発生する残さ及び副生成物とを確実に区分するとともに、処理により発生する残さ及び副生成物を関連法規に従い適正に取り扱うこと	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
溶融補助剤を用いる場合には、溶融補助剤が溶融面に接するように供給すること。また、汚染土壌が溶融した状態を保つために溶融補助剤の添加量を調整すること							○				
特定有害物質の効果的な濃縮と除去を確実に行うものとし、構成設備それぞれ(分級、沈殿、ろ過等)を円滑確実に作動させ、その洗浄機能を確保すること	○										
凝集沈殿等により懸濁水から特定有害物質等を分離するために薬剤を使用する場合は、適切に使用すること	○				○			○			○
洗浄処理により発生する脱水ケーキは、汚染が濃縮した細粒分を含むため、再処理汚染土壌処理施設において適切に処理を行うこと	○										
火災や爆発を防止するために必要な維持管理を行うこと	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
排水溝、開渠等に堆積した土砂等の速やかな除去その他の必要な措置を講ずること	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
地盤の滑りを防止し、又は埋立地の沈下を防止する場合には、適当な地滑り防止工又は沈下防止工を設けること										○	
残余の埋立容量を定期的に測定し、かつ記録するとともに、これを一定期間保存すること										○	

3) 濃度の上限値を設定していない浄化等処理施設における留意点

処理することができる汚染土壌の濃度の上限値を設定していない浄化等処理施設において、特定有害物質による汚染状態が高い汚染土壌を受け入れた場合、繰り返し処理をすることで処理後土壌については基準適合することが可能であると考えられるが、処理に伴って発生する排水や排ガスが処理設備に負荷をかけ、処理しきれない排水が発生したり、排ガスが大気に放出されるおそれがある。

そこで処理の実績から勘案して、特定有害物質による汚染状態が高い汚染土壌を受け入れた場合、排水が排水基準や排除基準を、排ガスが許容限度を満足していることを確認するとともに、その結果を都道府県に報告することが望ましい。

表 2.2.6-3 に処理方法毎に留意すべき点を示す。

表 2.2.6-3 処理方法毎に留意すべき点

処理方法			留意点
浄化	抽出	洗浄処理	排水、排ガス※
		化学脱着	排ガス
		熱脱着	排ガス
	分解	熱分解	排ガス
		化学処理	排ガス
		生物処理	排ガス
溶融			排ガス
不溶化			排ガス

※ 局所排気設備が設けられている場合

(7) セメントの品質管理（処理業省令第5条第7号）

セメント製造施設では、汚染土壌を原材料の一部として製造されたセメント製品を通常に使用したにもかかわらず、当該セメント製品に含まれる特定有害物質が原因となって人への健康被害が生ずることのないように、セメント製造工程において許可申請書に記載したセメントの品質管理方法（2.1.2(11)参照）に従って適正に管理するとともに、製造しなければならない（処理業通知記の第2の2(7)）。

(8) 第二溶出量基準に適合しない汚染土壌の混合の禁止（処理業省令第5条第8号）

分別等処理施設では、第二溶出量基準に適合しない汚染土壌と当該汚染土壌以外の土壌とを混合してはならない。

埋立処理施設では第二溶出量基準に適合しない汚染状態にある汚染土壌を受け入れることができないが（処理業省令第5条第4号ハ）、分別等処理施設において、かかる汚染土壌について第二溶出量基準に適合する汚染状態にある他の土壌と混合あるいは混載されたものが分別又は含水率調整され、第二溶出量基準に適合しない部分が、誤って埋立処理施設に搬出されてしまうことを防止するものである。

一方、セメント製造施設は工業製品であるセメントを製造するために、セメントの原材料として汚染土壌や廃棄物等とを混合し焼成処理することから適正に処理が可能と考えられる。

そこで、再処理汚染土壌処理施設がセメント製造施設に限定されている分別等処理施設の場合には、埋立処理施設への搬出が考えられないことに加え、適正な処理が可能と考えられることから、再処理汚染土壌処理施設における「処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態」に適合している場合に限り、第二溶出量基準に適合しない汚染土壌と当該汚染土壌以外の土壌とを混合しても差し支えない。

この場合、再処理汚染土壌処理施設がセメント製造施設に限定されている分別等処理施設については、汚染土壌処理業の許可の申請や変更の申請の際に、再処理汚染土壌処理施設をセメント製造施設に限定している旨を申請し、汚染土壌処理業許可証の汚染土壌処理施設の種類の欄に「再処理汚染土壌処理施設をセメント製造施設に限定」と記載される必要がある（処理業通知記の第2の2(8)）。

なお、セメント製造施設への搬出に当たっては、下記の点に留意する必要がある。

- ・ 法対象外の基準不適合土壌と混合する場合は、汚染土壌の量やトレーサビリティを客観的に確認する必要がある。
- ・ 混合することにより汚染土壌の pH が変化し、基準適合していた水銀が基準不適合となることも考えられ、セメント製造施設で受入れができなくなる可能性がある。
- ・ 2次管理票の「汚染土壌の特定有害物質による汚染状態」の欄には、混合される前の汚染状態（例えば、第二溶出量基準超過の欄にチェック）を記載する必要がある。

(9) 処理の期限（処理業省令第5条第9号）

汚染土壌は、汚染の拡散の防止の観点から、長期間にわたり汚染土壌処理施設内に保管することなく、受け入れた後、速やかに処理する必要がある。このことから、汚染土壌の処理は、当該汚染土壌処理施設へ搬入された日から60日以内に終了しなければならない（処理業通知記の第2の2(9)）。

処理の終了とは下記に示すことをいう。

- ① 浄化等処理施設（処理方法が不溶化であるものを除く。）では、処理後の土壌を浄化確認調査した結果、特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合しているもの（浄化等済土壌）であることが確認されること。
- ② 浄化等処理施設において再処理汚染土壌処理施設への搬出がある場合では、再処理汚染土壌処理施設に搬入するために搬出すること
- ③ セメント製造施設では、セメント製品としての完成検査をすること
- ④ 埋立処理施設では、埋立処理が終了すること
- ⑤ 分別等処理施設では、汚染土壌とそれ以外の物の分別又は含水率の調整後、再処理汚染土壌処理施設に搬入するために搬出すること

(10) 汚染土壌の保管（処理業省令第5条第10号）

汚染土壌の保管は、許可申請書に記載した保管設備において行わなければならない。

ここで、保管設備とは、2.1.2(12)に示したものである。

なお、汚染土壌処理施設に受け入れる汚染土壌の量が許可申請書に記載された保管設備の容量を越える場合には、当該保管設備以外の場所において汚染土壌が不適正に保管されていることになる（処理業通知記の第2の2(10)）。

(11) 施設内移動（処理業省令第5条第11号）

汚染土壌処理施設内において汚染土壌の移動を行う場合には、当該汚染土壌が飛散することのないよう、下記に示す措置のいずれかを講じなければならない（処理業通知記の第2の2(11)）。

- ① 粉じんが飛散しにくい構造の設備内において当該移動を行うこと（処理業省令第5条第11号イ）。
- ② 当該移動を行う場所において、散水装置による散水を行うこと（処理業省令第5条第11号ロ）。
- ③ 当該移動させる汚染土壌を防じんカバーで覆うこと（処理業省令第5条第11号ハ）。
- ④ 当該移動させる汚染土壌に薬液を散布し、又は締固めを行うことによってその表層を固化すること（処理業省令第5条第11号ニ）。
- ⑤ ①から④の措置と同等以上の効果を有する措置を講ずること（処理業省令第5条第11号ホ）。

これらの措置については、汚染土壌の特定有害物質による汚染状態を考慮し、適切に対応する必要がある。なお、汚染土壌の荷卸しや移動等を行う場合の注意事項を下記に列挙する。

- ・ 散水や薬剤散布により対応する場合には、汚染土壌や薬液成分の流出がないように、過剰な施用を避けることが望ましい。
- ・ 屋根等を設けない設備の場合には、汚染土壌の流出がないように、雨天時の荷卸しや移動等を避け、また、作業終了後の清掃等を行うことが望ましい。
- ・ 屋根等を設けない設備の場合には、汚染土壌の飛散等がないように、強風時の荷卸しや移動等を避けることが望ましい。

飛散防止措置が講じられた施設内移動の例（ドラム缶による運搬：下記⑤に該当）を図2.2.6-2に示す。



図 2.2.6-2 飛散防止措置が講じられた施設内移動の例

(12) 地下浸透の禁止（処理業省令第 5 条第 12 号）

汚染土壌の処理に伴って生じた汚水は、地下に浸透させてはならない。汚水には、汚染土壌と接した雨水や、汚染土壌の洗浄に用いた水を排出水基準又は排除基準に適合する状態まで処理した後の水も含まれる（処理業通知記の第 2 の 2(12)）。

(13) 公共用水域への排出（処理業省令第 5 条第 13 号）

排出水を公共用水域に排出する場合には、次の①及び②を遵守しなければならない。

なお、測定の頻度については、当該水域における水質の汚濁の状況、当該排出水の汚染状態を勘案して都道府県等が判断する（処理業通知記の第 2 の 2(13)）。

- ① 水質が排水口において排出水基準に適合しない排出水を排出してはならない（処理業省令第 5 条第 13 号イ）。
- ② 処理業省令第 4 条第 1 号ト(1)(イ)及び(ロ)に掲げる方法により排出水の水質を測定する（処理業省令第 5 条第 13 号ロ）。

排出水基準を表 2.2.6-4 に示す。

表 2.2.6-4 排水基準

項 目		排水基準
カドミウム及びその化合物		0.1mg/L
シアン化合物		1mg/L
有機燐化合物		1mg/L
鉛及びその化合物		0.1mg/L
六価クロム化合物		0.5mg/L
砒素及びその化合物		0.1mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		0.005mg/L
アルキル水銀化合物		検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル		0.003mg/L
トリクロロエチレン		0.3mg/L
テトラクロロエチレン		0.1mg/L
ジクロロメタン		0.2mg/L
四塩化炭素		0.02mg/L
1,2-ジクロロエタン		0.04mg/L
1,1-ジクロロエチレン		1mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン		0.4mg/L
1,1,1-トリクロロエタン		3mg/L
1,1,2-トリクロロエタン		0.06mg/L
1,3-ジクロロプロペン		0.02mg/L
チウラム		0.06mg/L
シマジン		0.03mg/L
チオベンカルブ		0.2mg/L
ベンゼン		0.1mg/L
セレン及びその化合物		0.1mg/L
ほう素及び その化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの	10mg/L
	海域に排出されるもの	230mg/L
ふっ素及び その化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの	8mg/L
	海域に排出されるもの	15mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物		100mg/L ※
水素イオン濃度 (pH)	海域以外の公共用水域に排出されるもの	5.8 以上 8.6 以下
	海域に排出されるもの	5.0 以上 9.0 以下
生物化学的酸素要求量(BOD)		160mg/L(日間平均 120mg/L)
化学的酸素要求量(COD)		160mg/L(日間平均 120mg/L)
浮遊物質(SS)		200mg/L(日間平均 150mg/L)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)		5mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)		30mg/L
フェノール類含有量		5mg/L
銅含有量		3mg/L
亜鉛含有量		2mg/L
溶解性鉄含有量		10mg/L
溶解性マンガン含有量		10mg/L
クロム含有量		2mg/L
大腸菌群数		日間平均 3000 個/cm ³
窒素含有量		120mg/L(日間平均 60mg/L)
燐含有量		16mg/L(日間平均 8mg/L)
ダイオキシン類		10pg/L

※ アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量

(14) 下水道の使用（処理業省令第 5 条第 14 号）

排水水を排除して下水道を使用する場合には、次の①及び②を遵守しなければならない。

なお、測定の間隔については、当該水域における水質の汚濁の状況、当該排水水の汚染状態を勘案して都道府県等が判断する（処理業通知記の第 2 の 2(14)）。

- ① 水質が排水口において排除基準に適合しない排水水を排除してはならない（処理業省令第 5 条第 14 号イ）。
- ② 下水道測定方法により排水水の水質を測定する（処理業省令第 5 条第 14 号ロ）。

排除基準を表 2.2.6-5 に示す。

表 2.2.6-5 排除基準

項 目		排除基準
カドミウム及びその化合物		0.1 mg/L
シアン化合物		1 mg/L
有機リン化合物		1 mg/L
鉛及びその化合物		0.1 mg/L
六価クロム化合物		0.5 mg/L
砒素及びその化合物		0.1 mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		0.005 mg/L
アルキル水銀化合物		検出されないこと
PCB		0.003 mg/L
トリクロロエチレン		0.3 mg/L
テトラクロロエチレン		0.1 mg/L
ジクロロメタン		0.2 mg/L
四塩化炭素		0.02 mg/L
1,2-ジクロロエタン		0.04 mg/L
1,1-ジクロロエチレン		1 mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン		0.4 mg/L
1,1,1-トリクロロエタン		3 mg/L
1,1,2-トリクロロエタン		0.06 mg/L
1,3-ジクロロプロペン		0.02 mg/L
チウラム		0.06 mg/L
シマジン		0.03 mg/L
チオベンカルブ		0.2 mg/L
ベンゼン		0.1 mg/L
セレン及びその化合物		0.1 mg/L
ほう素及び その化合物	河川その他の公共の水域を放流先とする公共下水道若しくは流域下水道(雨水流域下水道を除く。)又は当該流域下水道に接続する公共下水道に下水を排除する場合	10 mg/L
	海域を放流先とする公共下水道若しくは流域下水道又は当該流域下水道に接続する公共下水道に下水を排除する場合	230 mg/L
ふっ素及び その化合物	河川その他の公共の水域を放流先とする公共下水道若しくは流域下水道(雨水流域下水道を除く。)又は当該流域下水道に接続する公共下水道に下水を排除する場合	8 mg/L
	海域を放流先とする公共下水道若しくは流域下水道又は当該流域下水道に接続する公共下水道に下水を排除する場合	15 mg/L
フェノール類		5 mg/L
銅及びその化合物		3 mg/L
亜鉛及びその化合物		2 mg/L
鉄及びその化合物(溶解性)		10 mg/L
マンガン及びその化合物(溶解性)		10 mg/L
クロム及びその化合物		2 mg/L
ダイオキシン類		10pg/L

(15) 地下水の水質測定 (処理業省令第5条第15号)

汚染土壌処理施設の稼働に伴い、地下水汚染が生じていないことを確認するため、汚染土壌処理施設の周縁の地下水を3月に1回以上採取し、当該周縁の地下水の水質を規則第6条第2項第2号の環境大臣が定める方法により測定しなければならない(水面埋立処分を行う汚染土

壤処理施設の場合には、周辺の水域の水又は周縁の地下水を採取すればよい。)

汚染土壌処理施設は、本来、特定有害物質等が地下へ浸透することを防止するために必要な構造のものであり、又は措置が講じられたものであると考えられる。よって、測定した地下水の水質が地下水基準に適合し、地下水汚染が生じていない状態が測定を始めてから1年間継続されていることの確認を都道府県知事から受けた場合には、その後は1年に1回以上の測定をすればよいことになる。

なお、埋立処理施設以外の汚染土壌処理施設であって地下浸透防止措置が講じられていると認められた場合には、周縁地下水の水質測定を行う必要はない(処理業通知記の第2の2(15))。

(16) 大気有害物質の排出（処理業省令第5条第16号）

浄化等処理施設又はセメント製造施設から、大気中への大気有害物質の排出する場合には、次の①及び②を遵守しなければならない。

- ① 処理業省令第4条第1号ヌ(1)から(6)までに掲げる大気有害物質の量について、排出口において、温度が零度であって、圧力が一気圧の状態に換算した排出ガス1 m³につき、当該(1)から(6)までに掲げる許容限度を超えて排出してはならない（処理業省令第5条第16号イ）。
- ② 排出口における処理業省令第4条第1号ヌ(1)から(6)までに掲げる大気有害物質の量を3月に1回以上（1年間継続してイの規定に従って大気有害物質を排出している旨の都道府県知事の確認を受けたときは、1年に1回以上）、大気有害物質（前条第1号ヌ(1)から(6)までに掲げる大気有害物質を除く。）並びにダイオキシン類の量を1年に1回以上、同号ヌの環境大臣が定める方法によりそれぞれ測定すること（処理業省令第5条第16号ロ）。

上記、①及び②をまとめ、大気汚染物質の種類、許容限度及び測定頻度を表 2.2.6-6 に示す。

処理業省令第2条第2項第20号に定める大気有害物質のうち第4条第1号ヌ(1)から(6)までに掲げる物質については、当該(1)から(6)までに掲げる許容限度を超えて排出してはならない。また、当該物質は、環境大臣が定める方法により、3月に1回以上測定しなければならない。

ただし、汚染土壌処理業者からの任意の申請により、許容限度を超えない排出を続けていることが都道府県知事により確認されれば、1年に1回以上測定をすればよいことになる。

また、大気有害物質のうち1,2-ジクロロエタン、ジクロロメタン、水銀及びその化合物、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼン、PCB 及びダイオキシン類（汚染土壌の処理に伴ってダイオキシン類を生ずる可能性のある施設から排出されるものに限る。）については、1年に1回以上測定しなければならない。また、これらの測定については、数値的評価を行う必要はなく、施設の運転管理及び排出実態の把握の観点から汚染土壌の処理に伴って排出される量を測定すればよい（処理業通知記の第2の2(16)）。

ここで、ダイオキシン類を生ずる可能性のある施設とは、2.2.2(2)2)に記載したとおり、下記に示す①～④の施設が挙げられる。

- ① 浄化等処理施設（浄化（抽出-熱脱着））
- ② 浄化等処理施設（浄化（分解-熱分解））
- ③ 浄化等処理施設（溶融）
- ④ セメント製造施設

なお、処理業省令附則第3条には、「大気汚染防止法施行規則の一部を改正する総理府令附則第6項の経過措置の適用を受けるセメント製造施設にあつては、窒素酸化物の大気への排出の許容限度は、同号イの規定にかかわらず、当分の間、温度が零度であつて、圧力が一気圧の状態に換算した排出ガス1 m³につき480 cm³とする。」と規定されている。

大気有害物質の量の測定方法は、平成22年環境省告示第25号に定められているが、当該告示に量の測定方法の定めがない大気有害物質については、表2.2.6-7に示した方法等を参考に測定する（処理業通知（別紙2））。

表 2.2.6-6 大気有害物質の種類、許容限度及び測定頻度

大気有害物質の種類	許容限度	測定頻度
カドミウム及びその化合物	1.0 mg	1 回/3 ヶ月以上 1 年間継続して許容限度を超えずに排出している旨、都道府県知事から確認を受けた場合には 1 回/1 年以上
塩素	30 mg	
塩化水素	700 mg	
ふっ素、ふっ化水素及びふっ化けい素	10 mg	
鉛及びその化合物	20 mg	
窒素酸化物	250 cm ³ ※ (排出ガス量が 10 万 m ³ /日未満の浄化等処理施設又はセメント製造施設にあつては、350 cm ³)	
1, 2-ジクロロエタン	—	1 回/年以上
ジクロロメタン		
水銀及びその化合物		
テトラクロロエチレン		
トリクロロエチレン		
ベンゼン		
PCB		
ダイオキシン類		

※ 大気汚染防止法施行規則の一部を改正する総理府令附則第六項の経過措置の適用を受けるセメント製造施設は、480 cm³。

表 2.2.6-7 大気有害物質（数値的評価を行う必要がない物質）の量の測定方法について

測定項目	採取及び測定方法	備考等
1,2-ジクロロエタン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼン	「排出ガス中のテトラクロロエチレン、トリクロロエチレン及びベンゼンの測定方法（有害大気汚染物質測定方法マニュアル第2編 排出中の指定物質の測定方法マニュアル）」に準じて行うこと。 採取方法は捕集バッグ、真空瓶、キャニスター又は捕集管のいずれかを用いることとする。 ただし、真空瓶によりジクロロメタンの採取を行なう場合には、真空瓶中に水分や溶剤が凝縮しない試料にのみ適用すること。 測定はベンゼンにあっては水素炎イオン化検出器を用いるガスクロマトグラフ法（GC-FID）又はガスクロマトグラフ質量分析法（GC/MS）、その他にあっては水素炎イオン化検出器を用いるガスクロマトグラフ法（GC-FID）、電子捕獲検出器を用いるガスクロマトグラフ法（GC-ECD）又はガスクロマトグラフ質量分析法（GC/MS）のいずれかにより行うこととする。	記載の無いジクロロメタン及び1,2-ジクロロエタンの測定を行う際は、測定の妥当性の確認を行うことが望ましいこと。 また、気中のジクロロメタンを二硫化炭素で気液抽出すると抽出効率が悪いとため、ジクロロメタンの測定においては、真空瓶内に水滴等が凝集する試料は、真空瓶採取法を適用しないこと。 試料の保存及び運搬においては、遮光に配慮すること。 バッグ採取に関しては、時間経過に伴いバッグ内濃度が減衰していくことを踏まえ、速やかに分析を行うこととする。 また、他の採取方法においても出来るだけ速やかに分析することが望ましいこと。
ポリ塩化ビフェニル	採取方法は JIS K0311 に記載の I 型採取装置を基本とし、ポリ塩化ビフェニルの低塩素化物を捕集できるものとする。 測定は、1～10 塩素化の同族体ごとに定量することとし、平成 4 年厚生省告示第 192 号別表第二に示す高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計を用いること。	JIS K0311 及び平成 4 年厚生省告示第 192 号別表第二を参考とすること。 ダイオキシン類の抽出液を一部用いて分析を行ってもよいこと。 処理技術が燃焼を伴う場合は、実測値に加え酸素濃度 12% に酸素濃度補正した値を報告できるようにしておくこと。
ダイオキシン類	JIS K0311 とすること。	処理技術が燃焼を伴う場合のみ酸素濃度 12% に酸素濃度補正した値を報告すること。
水銀	JIS K0222 とすること。	

備考 1 測定日時は、許可申請時に提出された測定計画書及び汚染土壌の受入れの状況を考慮して決定すること。

2 測定の実施においては、施設が定常運転であることに留意して行うこと。

(17) 施設外への搬出の禁止（処理業省令第5条第17号）

汚染土壌処理施設に搬入された汚染土壌を当該汚染土壌処理施設外へ搬出しないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、汚染土壌処理施設外へ搬出してもよい。

- ① 浄化等処理施設において浄化又は溶融が行われた汚染土壌であって、浄化確認調査の結果、浄化等済土壌と判断されたものを搬出する場合（処理業省令第5条第17号イ）。
- ② 当該汚染土壌を許可申請書に記載した再処理汚染土壌処理施設に搬入するために搬出する場合（処理業省令第5条第17号ロ）。

1) 浄化確認調査

浄化等処理施設において浄化又は溶融が行われた汚染土壌を浄化等済土壌と判断するには規則第59条第3項に規定する掘削後調査方法により調査しなければならない。

掘削後調査は要措置区域等内の土壌の調査方法であることから、掘削後調査方法における「掘削対象地」や「掘削した土壌」を読み替えて対応することとなる。ここでは、読み替えたものを浄化確認調査と規定した。

浄化確認調査では、当該汚染土壌の搬入先である要措置区域等の土壌汚染状況調査における地歴調査により汚染のおそれがないと認められる場合は、PCBを除く第三種特定有害物質についての調査は不要である。

また、搬入された汚染土壌に係る「汚染のおそれを推定するために有効な情報の把握」（規則第59条第3項第1号）により、当該汚染土壌又は物質の種類が「土壌汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地の区分に分類された土地から搬出された土壌」及び「土壌汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地の区分に分類された土地から搬出された土壌のうち要措置区域等の指定に係る特定有害物質の種類以外の特定有害物質の種類」であることが確認できる場合には、その特定有害物質については900 m³単位で試料採取等を行うことが可能となっている（処理業通知記の第2の2(17)）。

ただし、この規定を適用するためには、他の要措置区域等の土壌と区別されて運搬されるとともに、区別されて処理がなされていること（混合・混載されていないこと）が必要である。これは2.2.6(6)1)にも示したように、他の要措置区域等の土壌と混合・混載されることにより、基準適合していた特定有害物質が基準不適合となる可能性があるためである。

浄化確認調査の方法は次のとおりである。なお、溶融された処理後土壌については、2 mm以下の大きさに破碎した後、調査を行う必要がある。

ア. 第一種特定有害物質

- ① 処理後土壌が他の処理後土壌などと混合するおそれのないように、100 m³以下ごとに区分すること（当該処理後土壌が「土壌汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地の区分に分類された土地から搬出された土壌」の場合及び「土壌汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地の区分に分類された土地から搬出された土壌」のうち要措置区域等の指定の係る特定有害物質の種類以外の特定有害物質の種類については900 m³ごと）
- ② ①の規定により区分された処理後土壌について、試料採取等の対象とすること
- ③ ②の規定により試料採取等の対象とされた処理後土壌において、任意の1点の土壌を採取すること
- ④ ③の規定により採取された処理後土壌の土壌溶出量を施行規則第6条第3項第4号の環境大臣が定める方法により測定すること

イ. 第二種特定有害物質及び第三種特定有害物質

- ① 処理後土壌が他の処理後土壌と混合するおそれのないように、100 m³以下ごとに区分すること
- ② ①の規定により区分された処理後土壌について、試料採取等の対象とすること
- ③ ②の規定により試料採取等の対象とされた処理後土壌において、任意の5点の土壌を採取すること
- ④ ③の規定により採取された5点の土壌を、それぞれ同じ重量混合すること
- ⑤ ④の規定により混合された土壌を1つの試料として、土壌溶出量及び土壌含有量を測定すること（当該処理後土壌が「土壌汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地の区分に分類された土地から搬出された土壌」の場合及び「土壌汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地の区分に分類された土地から搬出された土壌」のうち要措置区域等の指定の係る特定有害物質の種類以外の特定有害物質の種類については、④の規定により混合された土壌を9つで1つの対象とし、任意の5土壌を、それぞれ同じ重量混合された土壌を1つの試料として、土壌溶出量及び土壌含有量を測定すること）

処理後土壌が「土壌汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地の区分に分類された土地から搬出された土壌」の場合及び「土壌汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地の区分に分類された土地から搬出された土壌」のうち要措置区域等の指定の係る特定有害物質の種類以外の特定有害物質の種類についての浄化確認調査方法の一例を図2.2.6-3に示す。

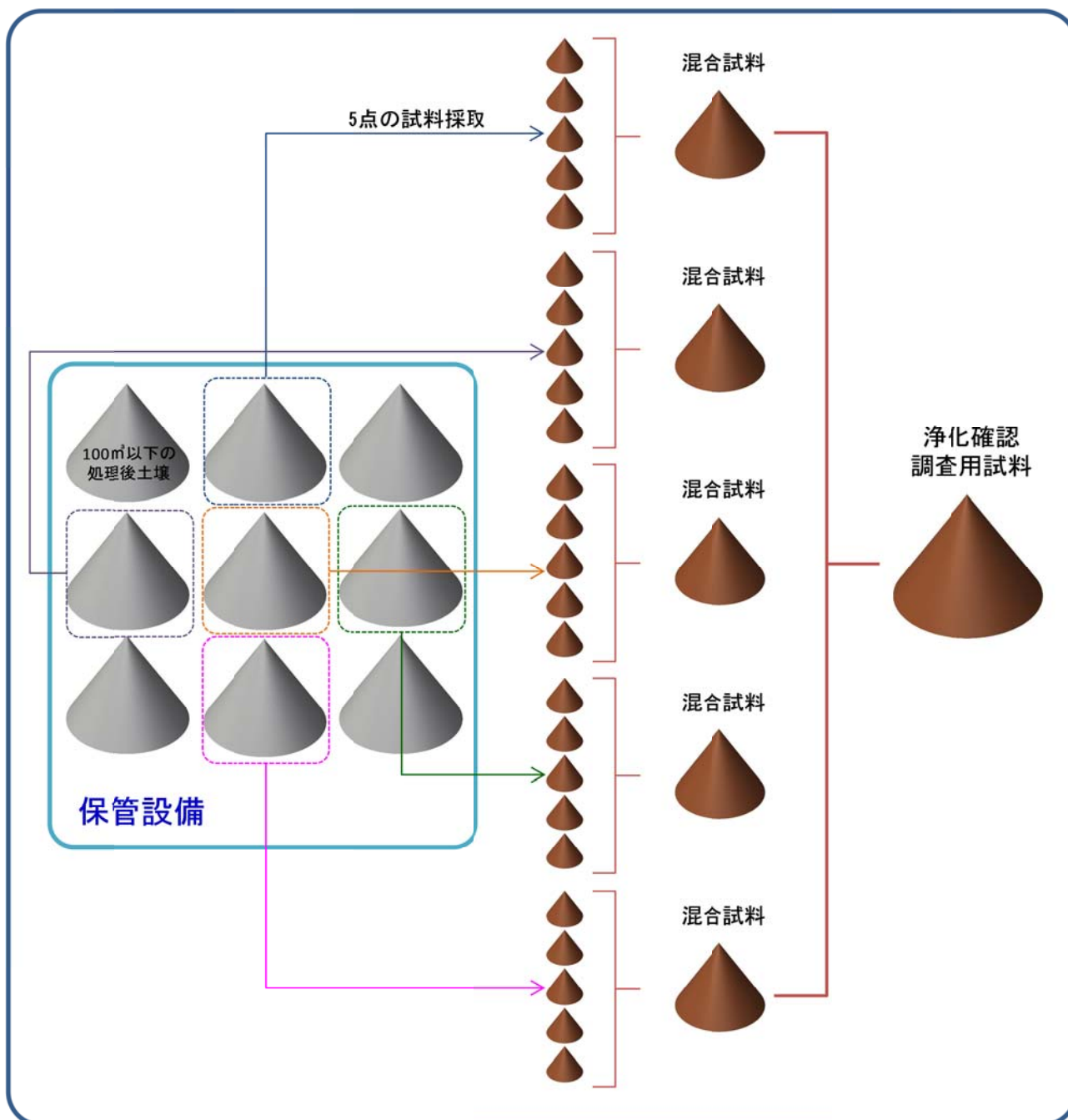


図 2.2.6-3 要措置区域等の指定に係る特定有害物質の種類以外の特定有害物質の種類についての浄化確認調査方法の一例（第二種特定有害物質及び第三種特定有害物質）

試料採取等の密度が掘削後調査の方法と同等程度であり、かつ、試料採取等が適切に行われている場合は、浄化等処理施設において浄化又は溶融が行われた処理後土壌をベルトコンベアから直接採取し、土壌溶出量及び土壌含有量を測定することも可能であるとされている（処理業通知記の第2の2(17)）。

これは、汚染土壌処理施設においては、汚染土壌を適正に処理することにより、処理後土壌に均一性が確保できると考えられることによる。ベルトコンベアによる処理後土壌の採取の一例を次に示す。

- ① 処理後土壌が他の処理後土壌と混合しないバッチごとにサンプリングの対象とするこ

と。

- ② 処理後土壌を、20 m³以下ごとにベルトコンベアからサンプリングにより採取すること（100 m³以下毎に 5 点の土壌となるように採取すること）。
- ③ ②の規定により採取された 5 点の土壌のうち任意の 1 点の土壌に水を加えた検液に溶出する第一種特定有害物質の量を、施行規則第 6 条第 3 項第 4 号の環境大臣が定める方法により測定すること。
- ④ ②の規定により採取された 5 点の土壌を、それぞれ同じ重量混合すること。
- ⑤ ④の規定により混合された土壌に水を加えた検液に溶出する第二種特定有害物質及び第三種特定有害物質の量にあつては施行規則第 6 条第 3 項第 4 号の環境大臣が定める方法により、当該土壌に含まれる第二種特定有害物質の量にあつては同条第 4 項第 2 号の環境大臣が定める方法により、それぞれ測定すること。

なお、この方法を採用する場合には、ベルトコンベアから排出される処理後土壌の量と時間の関係を予め把握し、20 m³以下となる時間を把握し、一定時間ごとにサンプリングする必要がある、汚染土壌処理業の許可の申請時の許可申請書添付書類である「汚染土壌処理施設の維持管理の計画（処理業通知記の第 1 の 1(2)①イ）」で、その方法を記載する必要がある（2.1.3(1)2 参照）。

2) 再処理汚染土壌処理施設への搬出

再処理汚染土壌処理施設は、汚染土壌処理施設において処理することができない特定有害物質を処理するための施設として位置付けられるものであり、受け入れた汚染土壌について、許可申請書に記載した処理の方法による処理を行うことなく、当該汚染土壌を搬出できるものではない。

また、再処理汚染土壌処理施設については、許可申請書への記載事項となっており、許可後に追加する場合には、法第 23 条第 3 項に基づく変更届出の対象となるため注意が必要である（処理業通知記の第 2 の 2(17)）。

(18) 2 次管理票の交付（処理業省令第 5 条第 18 号）

再処理汚染土壌処理施設に汚染土壌を搬出するに当たって、その運搬を他人に委託する場合には、汚染土壌が適切に運搬されたか否かを事後的に確認する必要があることから、新たに管理票（以下「2 次管理票」という。）を交付しなければならない。

この 2 次管理票の交付に当たっては、2 次管理票の交付者及び運搬受託者の氏名又は名称並びに法人にあつては代表者の氏名、当該汚染土壌に係る要措置区域等の所在地のほか、搬出する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態、汚染土壌の量及び汚染土壌の荷姿を汚染土壌処理業者が把握して記載しなければならない。

ここで、汚染状態の把握の方法は、分析によるもののほか、特定有害物質の濃度が増加して

なお、第二溶出量基準に不適合の汚染土壌を、再処理汚染土壌処理施設として埋立処理施設へ搬出する場合には、第二溶出量基準に適合していることを確認する必要があるため、再度分析する必要がある。

汚染土壌処理施設で不溶化处理等を行い、埋立処理施設へ搬出する際、管理票の「汚染土壌の特定有害物質による汚染土状態」の欄には、受入時の管理票（1 次管理票）に記載された特定有害物質による汚染状態を記入することになる。一方、埋立処理施設においては、第二溶出量基準不適合の汚染土壌の受入れはできないことから、不溶化处理等により埋立処理施設において受入れが可能な汚染状態に適合している旨を管理票で確認できない場合も考えられる。そこで図 2.2.6-4 に示すとおり、管理票の備考欄に「不溶化处理済み汚染土壌」と記載するとともに、処理後の汚染土壌の汚染状態を記載することで、再処理汚染土壌処理施設で受入れが可能なことを確認することができる。

管理票 (A票)		整理番号	
再処理汚染土壌処理施設へ処理を委託する者を記入する(汚染土壌処理業者)。		1次管理票と同様に記入する。	
再処理汚染土壌処理業者を記入する。			
受入れ時の管理票に記載された特定有害物質による汚染状態を記入する(複数の要措置区域等の汚染土壌が混合された土壌を搬出する場合には全ての特定有害物質について濃度またはレ点を記入する)。			
管理票の要措置区域等を記入する(複数の要措置区域等の汚染土壌が混合された場合には全ての要措置区域等を記入する)。		「不溶化処理済み汚染土壌」と記入する(再処理汚染土壌処理施設での受入条件に適合している旨を記入する)。	

図 2.2.6-4 2次管理票の記載例

(19) 2 次管理票の写しの送付（処理業省令第 5 条第 19 号）

再処理汚染土壌処理施設において処理を行う汚染土壌処理業者（以下「再処理汚染土壌処理業者」という。）は、当該処理に係る汚染土壌の引渡しを受けたときは、前号の運搬を受託した者から同号の規定により交付された 2 次管理票を受領し、当該 2 次管理票に記載されている事項に誤りがないことを確認し、法第 20 条第 4 項の規定の例により、当該汚染土壌を引き渡した汚染土壌処理業者に 2 次管理票の写しを送付しなければならない（処理業省令第 5 条第 19 号）。

2 次管理票の送付は、法第 20 条第 4 項に規定する管理票の送付とは異なり、処理の終了時に送付するものではなく、引き渡しを受けたときに送付することに留意する必要がある（処理業通知記の第 2 の 2(19)）。

(20) 搬出届出者への通知（処理業省令第 5 条第 20 号）

再処理汚染土壌処理施設に搬出した汚染土壌処理業者は、当該搬出した汚染土壌を再処理汚染土壌処理業者に引き渡したときは、当該汚染土壌を当該汚染土壌に係る要措置区域等外へ搬出した者（搬出届出者）に対し、次に掲げる事項を記載した書面により、当該搬出した汚染土壌の当該再処理汚染土壌処理業者への引渡しがされた旨を通知しなければならない（処理業通知記の第 2 の 2(20)）。

この場合、次に掲げる事項を記載した書類を新たに作成、送付してもよいが、再処理汚染土壌処理施設からの搬出の際に使用した次に掲げる事項が記載された 2 次管理票の写しを更に複写したものを送付することで対応することも可能である。

- ① 当該汚染土壌を引き渡した年月日（処理業省令第 5 条第 20 号イ）
- ② 当該再処理汚染土壌処理業者の氏名又は名称（処理業省令第 5 条第 20 号ロ）
- ③ 当該再処理汚染土壌処理業者が当該汚染土壌の引渡しを受けた旨（処理業省令第 5 条第 20 号ハ）

(21) 汚染土壌処理施設の表示（処理業省令第 5 条第 21 号）

汚染土壌処理施設には、汚染土壌処理施設であることを明らかにするために、その見やすい場所に立札その他の設備により次に掲げる事項を表示しなければならない。立札その他の設備の前に物を置くなどして表示が見えないようにしないととも、立札その他の設備が汚損し、又は破損した場合は補修、復旧しなければならない。

また、表示しておくべき事項に変更が生じた場合には、速やかに表示を変更しなければならない（処理業通知記の第 2 の 2(21)）。

図 2.2.6-5 に汚染土壌処理施設の表示例を示す。

- ① 汚染土壌処理施設についての法第 22 条第 1 項の許可に係る許可番号（処理業省令第 5

条第 21 号イ)

- ② 汚染土壌処理施設について法第 22 条第 1 項の許可を受けた者の氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名（処理業省令第 5 条第 21 号ロ）
- ③ 汚染土壌処理施設の所在地（処理業省令第 5 条第 21 号ハ）
- ④ 汚染土壌処理施設の種類及び処理能力（処理業省令第 5 条第 21 号ニ）
- ⑤ 汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態（処理業省令第 5 条第 21 号ホ）

60cm以上		60cm以上		
60cm以上	汚 染 土 壌 処 理 施 設		汚 染 土 壌 処 理 施 設	
	許 可 番 号	0861001050	許 可 番 号	0861001050
	名 称	土壌洗浄(株) 川崎事業所 代表取締役社長 環境 次郎	名 称	土壌洗浄(株) 川崎事業所 代表取締役社長 環境 次郎
	連 絡 先	神奈川県川崎市川崎区 ▲▲0-0-0 管理責任者：■■ ■■ Tel：044-000-0000	連 絡 先	神奈川県川崎市川崎区 ▲▲0-0-0 管理責任者：■■ ■■ Tel：044-000-0000
	施 設 の 種 類	浄化等処理施設(浄化(抽出-洗浄))	施 設 の 種 類	分別等処理施設(異物除去)
	処 理 能 力	20t/h 160t/d(8h)	処 理 能 力	10t/h 80t/d(8h)
処理する汚染土壌の特定有害物質による汚 染 状 態	①特定有害物質 第二種特定有害物質(水銀を除く) ②汚染状態 第二溶出量基準以下のもの	処理する汚染土壌の特定有害物質による汚 染 状 態	①特定有害物質 第二種及び第三種特定有害物質(水銀、PCBを除く) ②汚染状態 受入基準濃度なし	

図 2.2.6-5 汚染土壌処理施設の表示例

(22) 点検及び機能検査（処理業省令第 5 条第 22 号）

汚染土壌処理施設の正常な機能の維持（施設の機能状況、施設の耐用の度合など）をするため、1 年に 1 回以上、当該汚染土壌処理施設の点検及び機能検査を行い、稼働の状況を常に適切に保持しなければならない（処理業通知記の第 2 の 2(22)）。

この検査においては、例えば各機器の作動状況、摩耗状況、劣化・破損の有無などを検査することが適当である。

(23) 点検及び機能検査の記録の保管（処理業省令第 5 条第 23 号）

施設に不具合が生じた場合に、どこが問題の箇所であるかを迅速に判断するために、施設の点検及び機能検査の結果の記録を作成し、3 年間保存しなければならない（処理業通知記の第 2 の 2(23)）。

具体的には、施設の各機器の点検及び機能検査の日時、点検項目等が記載できる記録様式を作成し、その様式に従って点検及び機能検査を行うとともに、機器の修理、交換等を行った場合は、その報告書を保存することが望ましい。

2.2.7 汚染土壌の処理の委託の禁止（法第 22 条第 7 項）

汚染土壌処理業者は、汚染土壌の処理の事業を適確に、かつ、継続して行うに足る能力や施設を備えている者として許可を受けた者であることから、汚染土壌の処理を他人に委託してはならない。ここにいう処理の再委託の禁止とは、汚染土壌処理業者と当該汚染土壌処理業者に汚染土壌の処理を委託した当該汚染土壌を要措置区域等外へ搬出した者との委託契約に違反して、汚染土壌の処理を他人に委託することをいう。

なお、汚染土壌処理業者が許可に係る汚染土壌処理施設において当該委託に係る処理を終えた後の汚染土壌（基準不適合土壌）を、許可申請書に記載した再処理汚染土壌処理施設に引き渡すことは、再委託の禁止に当たらない（施行通知記の第 5 の 2(4)）。

2.2.8 処理に関する記録の保管及び閲覧（法第 22 条第 8 項）

汚染土壌処理業者が汚染土壌を適正に処理しているかどうかを都道府県知事が把握するためには、報告徴収や立入検査により当該施設の稼働状況を効率的に確認することが必要であることから、汚染土壌処理業者は、汚染土壌の処理に関する事項の記録を作成し、保存しなければならない（法第 22 条 8 項）。

記録は、表 2.2.8-1 に示す①から③に掲げる事項の区分に応じ、当該①から③までに定める日以後遅滞なく備え置く必要がある（処理業省令第 6 条第 1 号）。

このうち、当該測定に関する事項については、計量証明書（計量法第 110 条の 2 第 1 項の証明書をいう。）の保存をもって当該記録に代えてもよい。

また、記録は備え置いた日から起算して 5 年を経過する日までの間備え置き（処理業省令第 6 条第 2 号）、汚染土壌の処理に関し利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。

ここで、「当該汚染土壌の処理に関し利害関係を有する者」とは、要措置区域等外へ当該汚染土壌を搬出した者や運搬した者及び汚染土壌処理施設が設置されている場所の周辺に居住する者等が含まれる（施行通知記の第 5 の 2(5)）。

なお、1.7 に示したとおり、汚染土壌処理業者は、汚染土壌の処理を行った状況を当該自治体へ報告することが望ましい。

また、報告を受けた自治体は抜き打ちによる立入検査において、汚染土壌や法対象外の基準不適合土壌が適正に処理されたことを、管理票との整合などにより確認することが望ましい。

表 2.2.8-1 記録する事項及び記録の備置きを始める時期

区分	記録する事項		記録の備置きを始める時期	
①	受け入れた汚染土壌の処理を委託した者の氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名(処理業省令第7条第1号)		当該受け入れた汚染土壌の処理が終了した日以後遅滞なく備え置く(処理業省令第6条第1号イ)	
	当該汚染土壌に係る要措置区域等の所在地(処理業省令第7条第2号)			
	当該汚染土壌の特定有害物質による汚染状態(処理業省令第7条第3号)			
	当該汚染土壌の量(処理業省令第7条第4号)			
	当該汚染土壌を受け入れた年月日(処理業省令第7条第5号)			
	当該汚染土壌の処理が終了した年月日(処理業省令第7条第6号)			
②	排水水を公共用水域に排出した場合には、第5条第13号口の規定による測定に関する次に掲げる事項(処理業省令第7条第7号)	当該測定に係る試料を採取した年月日(処理業省令第7条第7号イ)	当該測定の結果を得た日以降遅延なく備え置く(処理業省令第6条第1号ロ)	
		当該測定を委託した場合にあつては、当該委託を受けて当該測定を行った者の氏名又は名称(処理業省令第7条第7号ロ)		
		当該測定の結果を得た年月日(処理業省令第7条第7号ハ)		
		当該測定の結果(処理業省令第7条第7号ニ)		
	排水水を排除して下水道を使用した場合には、第5条第14号口の規定による測定に関する次に掲げる事項(処理業省令第7条第8号)	当該測定に係る試料を採取した年月日(処理業省令第7条第8号イ)		
		当該測定を委託した場合にあつては、当該委託を受けて当該測定を行った者の氏名又は名称(処理業省令第7条第8号ロ)		
		当該測定の結果を得た年月日(処理業省令第7条第8号ハ)		
		当該測定の結果(処理業省令第7条第8号ニ)		
	第5条第15号の規定による測定に関する次に掲げる事項(処理業省令第7条第9号)	当該測定に係る地下水を採取した年月日(処理業省令第7条第9号イ)		
		当該測定を委託した場合にあつては、当該委託を受けて当該測定を行った者の氏名又は名称(処理業省令第7条第9号ロ)		
		当該測定の結果を得た年月日(処理業省令第7条第9号ハ)		
		当該測定の結果(処理業省令第7条第9号ニ)		
	浄化等処理施設又はセメント製造施設にあつては、第5条第16号口の規定による測定に関する次に掲げる事項(処理業省令第7条第10号)	当該測定に係る大気有害物質を採取した年月日(処理業省令第7条第10号イ)		
		当該測定を委託した場合にあつては、当該委託を受けて当該測定を行った者の氏名又は名称(処理業省令第7条第10号ロ)		
		当該測定の結果を得た年月日(処理業省令第7条第10号ハ)		
		当該測定の結果(処理業省令第7条第10号ニ)		
③	第5条第17号イに規定する場合には、次に掲げる事項(処理業省令第7条第11号)	第五条第十七号イに規定する調査を実施した年月日(処理業省令第7条第11号イ)	当該搬出をした日以降遅延なく備え置く(処理業省令第6条第1号ハ)	
		当該調査を実施した者の氏名又は名称(処理業省令第7条第11号ロ)		
		当該調査の結果(処理業省令第7条第11号ハ)		
		浄化等済土壌を搬出した年月日(処理業省令第7条第11号ニ)		
		浄化等済土壌の搬出先(処理業省令第7条第11号ホ)		
		浄化等済土壌の搬出量(処理業省令第7条第11号ヘ)		
	第5条第17号ロに規定する場合には、次に掲げる事項(処理業省令第7条第12号)	当該汚染土壌を搬出した年月日(処理業省令第7条第12号イ)		
		当該汚染土壌の搬出先(処理業省令第7条第12号ロ)		
		当該汚染土壌の搬出量(処理業省令第7条第12号ハ)		

2.2.9 事故時の届出（法第 22 条第 9 項）

汚染土壌処理施設は、熱分解、溶融、洗浄等の汚染土壌の処理方法に応じて様々な機能を有しており、当該施設において破損その他の事故が発生した場合、汚染土壌又は当該処理に伴って生じた汚水若しくは気体が飛散等することにより、当該施設の周辺住民の健康に係る被害が生ずるおそれがある。このため、汚染土壌処理業者は、許可に係る汚染土壌処理施設において破損その他の事故が発生し、汚染土壌又は当該処理に伴って生じた汚水若しくは気体が飛散し、流出し、地下に浸透し、又は発散したときは、直ちに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない（施行通知記の第 5 の 2(6)）。

第3章 変更の許可等（法第23条）

3.1 汚染土壤処理業に係る変更の許可の申請（法第23条第1項）

汚染土壤処理業者は、当該許可に係る下記の項目を変更しようとするときは、都道府県知事の許可を受けなければならない（法第23条第1項）。

- ① 汚染土壤処理施設の種類の種類（法第22条第2項第3号）
- ② 汚染土壤処理施設の構造（法第22条第2項第3号）
- ③ 汚染土壤処理施設の処理能力（法第22条第2項第3号）
- ④ 汚染土壤処理施設において処理する汚染土壤の特定有害物質による汚染状態（法第22条第2項第4号）

「汚染土壤処理施設の種類の種類の変更」とは、許可に係る汚染土壤処理施設の事業場内において、許可申請書に記載した施設の種類の種類を追加したり、削減したりする場合が該当する。例えば、浄化等処理施設の許可を受けた事業場内において新たに汚染土壤から岩石、コンクリートくずその他の物を分別するプラントを併設する場合や、反対に、汚染土壤の浄化プラント、かつ、汚染土壤から岩石、コンクリートくずその他の物を分別するプラントを同一の事業場内に併設している汚染土壤処理施設において、一方のプラントを撤去する場合等が該当する。

「汚染土壤処理施設の構造の変更」とは、総体としての汚染土壤処理施設を構成する設備の構造を変更することをいう。例えば、処理プラントや大気有害物質の処理設備の材質を他のものに変更することや、受入設備に新たに屋根を設ける場合等が該当する。

「汚染土壤処理施設の処理能力の変更」とは、処理することができる汚染土壤の量を増加させたり、減少させたりすることをいい、設備の能力の変更のみならず、稼働時間の変更に伴う処理量の変更を含む。ただし、軽微な変更（3.2.1 参照）の場合は対象外である（施行通知記の第5の2(7)①）。

「汚染土壤処理施設において処理する汚染土壤の特定有害物質による汚染状態の変更」とは、処理する汚染土壤の特定有害物質の種類及び濃度を変更することをいう。例えば、第一種特定有害物質の処理のみ行っていた汚染土壤処理において第二種特定有害物質の処理を新たに行おうとする場合や、第二溶出量基準に適合しない汚染土壤の処理を行っていた汚染土壤処理施設において第二溶出量基準に適合しない汚染土壤の処理をやめ、土壌溶出量基準に適合せず、かつ、第二溶出量基準に適合する汚染土壤のみの処理を行おうとする場合等が該当する（施行通知記の第5の2(7)①）。

また、変更の許可の申請が、汚染土壤処理業の許可の基準（法第22条第3項）に適合していると認められるときでなければ変更の許可はされない（法第23条第2項）。

なお、汚染土壤処理業に係る変更の許可の申請の規定に違反して、汚染土壤の処理の事業を行った者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられる（法第65条第4号）。

また、不正な手段により汚染土壤処理業に係る変更の許可を受けた者も、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられる（法第65条第5号）。

3.1.1 変更許可申請書（処理業省令第8条第1項）

法第23条第1項の汚染土壌処理業の変更の許可を受けようとする者は、次に示した①から⑦の事項（処理業省令第8条各号）を記載した変更許可申請書を都道府県知事に提出しなければならない。変更許可申請書の様式は、処理業省令の様式第2に示されている。

図 3.1.1-1 に変更許可申請書の記載例を示す。

- ① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ② 汚染土壌処理施設に係る事業場の名称
- ③ 汚染土壌処理施設の設置の場所
- ④ 許可の年月日及び許可番号
- ⑤ 変更の内容
- ⑥ 変更の理由
- ⑦ 変更のための工事を行う場合にあっては、当該工事の着工予定年月日及び当該工事後の汚染土壌処理施設の使用開始予定年月日

様式第二（第八条第一項関係）

汚染土壌処理業に係る変更許可申請書	
平成 22 年 10 月 1 日	
川崎市長 〇〇 〇〇	殿
申請者 東京都港区▲▲〇-〇-〇 土壌洗浄株式会社 代表取締役社長 環境 次郎 印	
土壌汚染対策法第 23 条第 1 項の規定により、汚染土壌処理業に係る変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。	
汚染土壌処理施設に係る 事業場の名称	土壌洗浄株式会社 川崎事業所
汚染土壌処理施設の設置の場所	〒210-0000 神奈川県川崎市川崎区△△0-0-0 TEL：044-000-0000
許可の年月日及び許可番号	許可の年月日
	許可番号
変更の内容	☐ 汚染土壌処理施設の種類 ☐ 汚染土壌処理施設の構造 ☐ 汚染土壌処理施設の処理能力 ☒ 汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態
	変更前
	分別等処理施設（異物除去） ・ 水銀並びに PCB を除く 第二種及び第三種特定有害物質（受入基準濃度の設定無し） 分別等処理施設（含水率調整） ・ 水銀並びに PCB を除く 第二種及び第三種特定有害物質（受入基準濃度の設定無し）
	変更後
変更の理由	分別等処理施設（異物除去） ・ PCB を除く 第二種及び第三種特定有害物質（受入基準濃度の設定無し） 分別等処理施設（含水率調整） ・ PCB を除く 第二種及び第三種特定有害物質（受入基準濃度の設定無し）
	これまで、分別等処理施設では、保管設備（受入設備及び処理後土壌の保管設備）は囲い及び屋根のみで、外気と遮断されない構造であったため、揮発性のある水銀を受け入れることができなかった。保管設備及び受入設備をテント構造（外気と遮断できる構造）に変更し（容量の変更は無し）、処理の方法に照らしても処理が可能な水銀による汚染土壌を受け入れたいため。
変更のための工事の 着工予定年月日	平成 22 年 11 月 1 日
変更後の使用開始予定年月日	平成 22 年 12 月 20 日

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

2 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあってはその代表者)が署名することができる。

図 3.1.1-1 変更許可申請書の記載例

3.1.2 変更許可申請書添付資料（処理業省令第8条第2項）

変更許可申請書には、汚染土壌処理施設の種類、構造、処理能力又は汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態（法第22条第2項第3号及び第4号）の変更により、処理業省令第2条第2項各号に掲げる書類及び図面の変更を伴う場合には、当該変更後の書類及び図面をそれぞれ添付しなければならない。

3.2 汚染土壌処理業に係る変更の届出（法第 23 条第 3 項及び処理業省令第 10 条）

汚染土壌処理業者は 3.2.1 に示す変更の場合、遅滞なくその旨を都道府県知事に届け出なければならない（施行通知記の第 5 の 2(7)②）。

なお、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、3 月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処せられる（法第 66 条第 1 号）。

3.2.1 届出を要する汚染土壌処理業に係る変更（処理業省令第 9 条及び第 10 条）

① 軽微な変更があったとき（法第 23 条第 1 項のただし書）

- ・ 許可申請書に記載した処理能力の減少であって、その減少の割合が 10%未満であるもの（処理業省令第 9 条）

② 処理業省令第 3 条各号に規定する事項に変更があったとき

- ・ 汚染土壌処理施設に係る事業場の名称及び申請者の事務所の所在地（処理業省令第 3 条第 1 号）
- ・ 他に汚染土壌処理業（法第 22 条第 1 項）の許可を受けている場合にあっては、当該許可をした都道府県知事（令第 8 条に規定する市にあっては、市長。以下同じ。）及び当該許可に係る許可番号（同項の許可を申請している場合にあっては、申請先の都道府県知事及び申請年月日）（処理業省令第 3 条第 2 号）
- ・ 汚染土壌の処理の方法（処理業省令第 3 条第 3 号）
- ・ セメント製造施設にあっては、製造されるセメントの品質管理の方法（処理業省令第 3 条第 4 号）
- ・ 汚染土壌の保管設備を設ける場合には、当該保管設備の場所及び容量（処理業省令第 3 条第 5 号）
- ・ 申請者が法人である場合には、法第 22 条第 3 項第 2 号ハに規定するその事業を行う役員の氏名及び住所（処理業省令第 3 条第 6 号）
- ・ 再処理汚染土壌処理施設に係る次に掲げる事項（再処理汚染土壌処理施設に係る事業場の名称及び所在地、再処理汚染土壌処理施設についての法第 22 条第 1 項の許可をした都道府県知事及び当該許可に係る許可番号、再処理汚染土壌処理施設の種類及び処理能力）（処理業省令第 3 条第 7 号）

③ 廃止措置に要する費用の見積額を記載した書類及び当該見積額の支払が可能であることを説明する書類（処理業省令第 2 条第 2 項第 21 号）に記載した事項に変更があったとき

3.2.2 汚染土壌処理業に係る軽微な変更等の届出（処理業省令第11条）

(1) 変更届出書（処理業省令第11条第1項）

法第23条第3項の汚染土壌処理業の変更があった者は、次に示した①から⑦の事項（処理業省令第11条第1項各号）を記載した変更届出書を都道府県知事に提出しなければならない。変更届出書の様式は、処理業省令の様式第3に示されている。

図 3.2.2-1 に変更届出書の記載例を示す。

- ① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ② 汚染土壌処理施設に係る事業場の名称
- ③ 汚染土壌処理施設の設置の場所
- ④ 許可の年月日及び許可番号
- ⑤ 変更の内容
- ⑥ 変更の理由
- ⑦ 処理業省令第9条に規定する軽微な変更（当該変更のために工事を伴うものに限る。）をした場合には、変更のための工事の着工年月日

様式第三（第十一条関係）

汚染土壌処理業に係る変更届出書																									
平成 23 年 02 月 03 日																									
川崎市長 〇〇 〇〇	殿																								
届出者 東京都港区▲▲〇-〇-〇 土壌洗浄株式会社 代表取締役社長 環境 次郎 印																									
汚染土壌処理業に係る以下の事項について変更したので、土壌汚染対策法第 23 条第 3 項の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。																									
汚染土壌処理施設に係る事業場の名称	土壌洗浄株式会社 川崎事業所																								
汚染土壌処理施設の設置の場所	〒210-0000 神奈川県川崎市川崎区△△0-0-0 TEL：044-000-0000																								
許可の年月日及び許可番号	許可の年月日 平成 22 年 4 月 28 日 許可番号 0861001001																								
変更の内容	☐ 処理能力の減少（10%未満の減少に限る。） ☐ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ☒ 汚染土壌処理業に関する省令第 3 条各号に規定する事項 （再処理汚染土壌処理施設に係る事項（省令第 3 条第 7 号の規定）） ☐ 同令第 2 条第 2 項第 21 号に掲げる書類に記載した事項 （ ） 変更前 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 50%;">所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>DD 処分場</td> <td>福島県 DD 市 DD1-1-1</td> </tr> <tr> <td>都道府県知事（市長）</td> <td>許可番号</td> </tr> <tr> <td>福島県知事 □□ □□</td> <td>0070010001</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td>処理能力</td> </tr> <tr> <td>埋立処理施設(内陸埋立処理施設)</td> <td>10 万 m³(埋立容量)</td> </tr> </tbody> </table> 変更後 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 50%;">所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>EE 処分場</td> <td>神奈川県 E 市 E1-1-1</td> </tr> <tr> <td>都道府県知事（市長）</td> <td>許可番号</td> </tr> <tr> <td>神奈川県知事 ■■ ■■</td> <td>0140010014</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td>処理能力</td> </tr> <tr> <td>埋立処理施設(内陸埋立処理施設)</td> <td>30 万 m³(埋立容量)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	所在地	DD 処分場	福島県 DD 市 DD1-1-1	都道府県知事（市長）	許可番号	福島県知事 □□ □□	0070010001	種類	処理能力	埋立処理施設(内陸埋立処理施設)	10 万 m ³ (埋立容量)	名称	所在地	EE 処分場	神奈川県 E 市 E1-1-1	都道府県知事（市長）	許可番号	神奈川県知事 ■■ ■■	0140010014	種類	処理能力	埋立処理施設(内陸埋立処理施設)	30 万 m ³ (埋立容量)
名称	所在地																								
DD 処分場	福島県 DD 市 DD1-1-1																								
都道府県知事（市長）	許可番号																								
福島県知事 □□ □□	0070010001																								
種類	処理能力																								
埋立処理施設(内陸埋立処理施設)	10 万 m ³ (埋立容量)																								
名称	所在地																								
EE 処分場	神奈川県 E 市 E1-1-1																								
都道府県知事（市長）	許可番号																								
神奈川県知事 ■■ ■■	0140010014																								
種類	処理能力																								
埋立処理施設(内陸埋立処理施設)	30 万 m ³ (埋立容量)																								
変更の理由	これまで、洗浄処理により発生した脱水ケーキ（細粒分）を再処理汚染土壌処理施設（埋立処理施設）である DD 処分場へ搬出していたが、施設から運搬距離の短い埋立処理施設である EE 処分場へ搬出を変更するため。																								
変更のための工事の着工予定年月日	該当無し																								

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

2 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあってはその代表者)が署名することができる。

図 3.2.2-1 変更届出書の記載例

(2) 変更届出書添付資料（処理業省令第 11 条第 2 項）

変更届出書には、処理業省令第 9 条に規定する軽微な変更、法第 22 条第 2 項第 1 号に掲げる事項の変更又は処理業省令第 10 条各号に掲げる事項の変更が第 2 条第 2 項各号に掲げる書類及び図面の変更を伴う場合にあっては、当該変更後の書類及び図面をそれぞれ添付しなければならない。

3.3 汚染土壌処理業の休止等の届出（法第 23 条第 4 項、処理業省令第 12 条）

汚染土壌処理業者は、その汚染土壌の処理の事業の全部若しくは一部を休止し、若しくは廃止し、又は休止した当該汚染土壌の処理の事業を再開しようとする日までに、次に示した①から⑨の事項（処理業省令第 12 条各号）を記載した休止等届出書を都道府県知事に提出しなければならない。また、いずれの届出についても、事前に届け出る必要があるため、注意が必要である（施行通知記の第 5 の 2(7)③）。

ここで、「休止」とは、汚染土壌の処理の事業を一時やめてある期間休むことをいい、一時休んで将来再開することを予想していることから、「廃止」とは異なる。廃止した後には、許可の取消し等の場合の措置義務を速やかに講じなければならない。

なお、複数の汚染土壌処理施設の種類又は複数の処理方法を採用し、同一の汚染土壌処理業の許可を取得している場合、その汚染土壌処理施設の一部を「休止」又は「廃止」する場合も考えられる。この場合にも、休止等届出書を提出しなければならない。

施設の廃止、休止を行う場合で必要となる休止等届出書の例を図 3.3.1-1 に示す。

休止等届出書の様式は、処理業省令の様式第 4 に示されている。

図 3.3.1-2 に休止等届出書の記載例（事業の一部を廃止）を示す。

- ① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ② 汚染土壌処理施設に係る事業場の名称
- ③ 汚染土壌処理施設の設置の場所
- ④ 汚染土壌処理施設の種類
- ⑤ 許可の年月日及び許可番号
- ⑥ 休止し、若しくは廃止し、又は再開しようとする処理の事業の内容
- ⑦ 休止し、若しくは廃止し、又は再開しようとする理由
- ⑧ 休止し、若しくは廃止し、又は再開しようとする日
- ⑨ 休止し、又は廃止しようとする場合において、休止し、又は廃止した後に汚染土壌処理施設内に汚染土壌が残存するときは、当該汚染土壌の処理方法

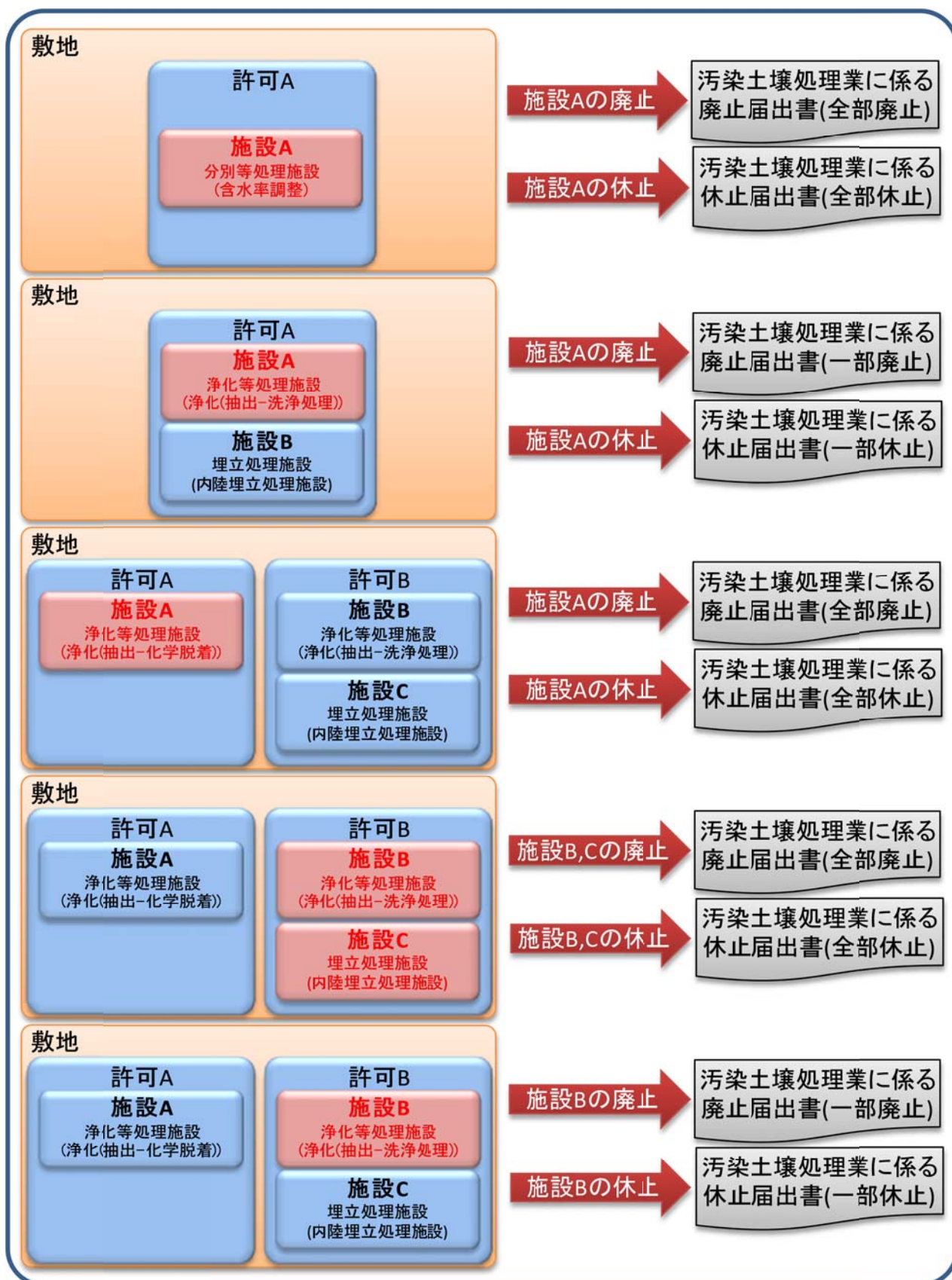


図 3.3.1-1 施設の休止・廃止で必要となる休止等届出書の例

様式第四（第十二条関係）

汚染土壌処理業に係る 休止 廃止 再開 届出書 平成 23 年 05 月 10 日					
川崎市長 〇〇 〇〇	殿 届出者 東京都港区▲▲〇-〇-〇 土壌洗浄株式会社 代表取締役社長 環境 次郎 印				
汚染土壌の処理の事業の全部若しくは一部について休止し、若しくは廃止し、又は再開するので、土壌汚染対策法第 23 条第 4 項の規定により、次のとおり届け出ます。					
汚染土壌処理施設に係る事業場の名称	土壌洗浄株式会社 川崎事業所				
汚染土壌処理施設の設置の場所	〒210-0000 神奈川県川崎市川崎区△△0-0-0 TEL : 044-000-0000				
汚染土壌処理施設の種類	浄化等処理施設(浄化(抽出-洗浄処理))、 分別等処理施設(異物除去) 分別等処理施設(含水率調整)				
許可の年月日及び許可番号	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">許可の年月日</td> <td>平成 22 年 4 月 28 日</td> </tr> <tr> <td>許可番号</td> <td>0861001001</td> </tr> </table>	許可の年月日	平成 22 年 4 月 28 日	許可番号	0861001001
許可の年月日	平成 22 年 4 月 28 日				
許可番号	0861001001				
休止し、若しくは廃止し、又は再開しようとする処理の事業の内容	【廃止しようとする処理の事業内容】 許可を受けている汚染土壌処理施設のうち、分別等処理施設の事業				
休止若しくは廃止又は再開の理由	【廃止の理由】 事業縮小のため				
休止若しくは廃止又は再開の予定年月日	【廃止の予定年月日】 平成 23 年 6 月 30 日				
休止又は廃止の場合において、汚染土壌処理施設内に残存する汚染土壌の処理方法	【廃止の場合における汚染土壌の処理方法】 施設内に残存する汚染土壌は全て施設内にある浄化等処理施設（浄化）で処理可能な汚染状態のものであることから、当該施設において処理を行う。				

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

2 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあってはその代表者)が署名することができる。

図 3.3.1-2 休止等届出書の記載例

第4章 改善命令（法第24条）

汚染土壌処理業の許可制度は、汚染土壌の処理を業として行うことを一般的に禁止した上で、汚染土壌処理施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続的に行うに足りるものとして一定の基準に適合すると認められるときに限って許可することにより、汚染土壌の適正な処理を確保するものである（施行通知記の第5の2(8)①）。

したがって、その基準に適合しない汚染土壌の処理が行われたと判断されるに至った場合には、都道府県知事は、汚染土壌処理業者に対し、処理の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

なお、命令に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられる（法第65条第1号）。

第5章 許可の取消し等（法第25条）

都道府県知事は、汚染土壌処理業者が次の①から④のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は1年以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- ① 法第22条第3項第2号イ又はハのいずれかに該当するに至ったとき（法第25条第1号）。
- ② 汚染土壌処理施設又はその者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合しなくなったとき（法第25条第2号）。
- ③ 法第4章の規定又は当該規定に基づく命令に違反したとき（法第25条第3号）。
- ④ 不正の手段により法第22条第1項の許可（法第22条第4項の許可の更新を含む。）又は法第23条第1項の変更の許可を受けたとき（法第25条第4号）。

なお、命令に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられる（法第65条第1号）。

第6章 名義貸しの禁止（法第26条）

汚染土壌処理業者は、自己の名義をもって、他人に汚染土壌の処理を業として行わせてはならない。

「名義貸し」とは、無許可業者等に対し許可業者が許可証を貸与すること等により外見上許可業者としての体裁を整えさせ、許可業者の名義をもって業を行わせることをいうが、このような行為は、無許可営業を助長し、法の根幹をなす汚染土壌処理業の許可制度の信頼を失墜させる行為であることから、禁止されている。

これに違反した許可業者に対しては、法第65条第6号に基づき無許可営業の場合と同様に、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられる（施行通知記の第5の2(9)）。

第7章 許可の取消し等の場合の措置義務（法第27条）

汚染土壌処理施設や当該汚染土壌処理施設が設置されていた土地は、汚染土壌の埋立てや浄化に伴い、特定有害物質によって汚染されているおそれ大きいことから、汚染土壌の処理の事業を廃止し、又は当該事業に係る許可が取り消された汚染土壌処理業者は、当該廃止等した汚染土壌処理施設の特定有害物質による汚染の拡散の防止その他必要な措置（廃止措置）を講じなければならない（法第27条第1項）。

また、都道府県知事は法第27条第1項の汚染土壌処理施設内の特定有害物質による汚染により、人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、当該施設を事業の用に供した者に対し、相当の期限を定めて、汚染の除去、汚染の拡散の防止その他必要な措置を講ずべきことを命じられる（法第27条第2項）。

「人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるとき」とは、例えば、地下水の飲用等に伴う人の健康に係る被害が生じ、又は生じるおそれがあると認めるときや、汚染土壌処理業者が法第27条第1項の汚染の拡散の防止その他必要な措置を講じていないと認めるときなどが該当する（施行通知記の第5の2(10)）。

3.3 に示した汚染土壌の処理の事業を一部廃止する場合においては、廃止措置を猶予し、当該事業の全部を廃止する際に廃止措置を講じればよい。

なお、命令に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられる（法第65条第1号）。

7.1 汚染の拡散の防止その他必要な措置（処理業省令第13条第1項）

以下に、特定有害物質による汚染の拡散の防止その他必要な措置を示す。

- (1) 汚染土壌処理施設内に汚染土壌が残存する場合には、当該汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託すること。この場合において、当該汚染土壌の運搬を他人に委託するときは、法第20条第1項の規定の例により、当該委託に係る汚染土壌の引渡しと同時に、当該汚染土壌の運搬を受託した者に対し処理業省令第5条第18号の管理票を交付しなければならない（処理業省令第13条第1項第1号）。
- (2) 汚染土壌処理施設に係る事業場の敷地であった土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について、公正に、かつ、法第3条第1項の環境省令で定める方法により調査を行う（処理業省令第13条第1項第2号）。

(3) 汚染土壌処理施設が設置されていた場所の周縁の地下水を汚染土壌の処理の事業を廃止し、又は法第 25 条の規定により許可を取り消された日から 3 ヶ月以内に 1 回、及びその後 3 ヶ月以内ごとに 1 回採取し、当該周縁の地下水の水質を規則第 6 条第 2 項第 2 号の環境大臣が定める方法により測定すること。ただし、次の①から③のいずれかに該当することとなったときは、その該当することとなった日以後においては、この限りでない（処理業省令第 13 条第 1 項第 3 号）。

- ① 汚染土壌処理施設が設置されていた場所の土地が要措置区域等に指定された場合
- ② 当該周縁の地下水の水質が地下水基準に適合しており、かつ、前号の調査の結果当該土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準に適合している場合
- ③ 当該周縁の地下水の水質が当該汚染土壌の処理の事業を廃止し、又は法第 25 条の規定により許可を取り消された日以後 2 年間継続して地下水基準に適合している場合

(4) 埋立処理施設にあつては、汚染土壌の埋立地への水の浸透を防止するための措置として次に掲げるもののいずれかを講ずるとともに、当該措置により設けられた覆いの損壊を防止するための措置を併せて講ずること（処理業省令第 13 条第 1 項第 4 号）。

- ① 埋立地の表面を遮水シートで覆い、更にその表面を土砂で 50 cm 以上覆う。ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条第 1 項の許可に係る埋立処理施設にあつては、埋立地の表面を土砂で 50 cm 以上覆えばよい。
- ② 埋立地の表面をセメント・コンクリートで 10 cm 以上又はアスファルト・コンクリートで 3 cm 以上覆う。
- ③ 上記①又は②と同等以上の効果を有する方法により埋立地の表面を覆う。

7.2 廃止措置実施報告書（処理業省令第 13 条第 3 項）

汚染土壌の処理の事業を廃止し、又は法第 25 条の規定により許可を取り消された汚染土壌処理業者は、表 7.2.1-1 に示した措置を講じたときは、それぞれに定められた日までに、その結果を廃止措置実施報告書をもって都道府県知事に報告しなければならない。

廃止措置実施報告書の様式は、処理業省令の様式第 5 に示されている。

図 7.2.1-1 に廃止措置実施報告書の記載例を示す。

表 7.2.1-1 許可の取消し等の場合の措置及び報告の期限

許可の取消し等の場合の措置	報告の期限
汚染土壌処理施設内に汚染土壌が残存する場合には、当該汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託すること。この場合において、当該汚染土壌の運搬を他人に委託するときは、法第 20 条第 1 項の規定の例により、当該委託に係る汚染土壌の引渡しと同時に、当該汚染土壌の運搬を受託した者に対し処理業省令第 5 条第 18 号の管理票を交付しなければならない(処理業省令第 13 条第 1 項第 1 号)。	汚染土壌の処理の事業を廃止し、又は法第 25 条の規定により許可を取り消された日から 30 日
汚染土壌処理施設に係る事業場の敷地であった土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について、公正に、かつ、法第 3 条第 1 項の環境省令で定める方法により調査を行う(処理業省令第 13 条第 1 項第 2 号)。	汚染土壌の処理の事業を廃止し、又は法第 25 条の規定により許可を取り消された日から 120 日
汚染土壌処理施設が設置されていた場所の周縁の地下水を汚染土壌の処理の事業を廃止し、又は法第 25 条の規定により許可を取り消された日から 3 ヶ月以内に 1 回、及びその後 3 ヶ月以内ごとに 1 回採取し、当該周縁の地下水の水質を規則第 6 条第 2 項第 2 号の環境大臣が定める方法により測定すること。	測定の結果を得た日の属する月の翌月の末日
埋立処理施設にあつては、汚染土壌の埋立地への水の浸透を防止するための措置として次に掲げるもののいずれかを講ずるとともに、当該措置により設けられた覆いの損壊を防止するための措置を併せて講ずること(処理業省令第 13 条第 1 項第 4 号)。 ① 埋立地の表面を遮水シートで覆い、更にその表面を土砂で 50 cm 以上覆う。ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条第 1 項の許可に係る埋立処理施設にあつては、埋立地の表面を土砂で 50 cm 以上覆えばよい。 ② 埋立地の表面をセメント・コンクリートで 10 cm 以上又はアスファルト・コンクリートで 3 cm 以上覆う。 ③ 上記①又は②と同等以上の効果を有する方法により埋立地の表面を覆う。	汚染土壌の処理の事業を廃止し、又は法第 25 条の規定により許可を取り消された日から 30 日

様式第五（第十三条第三項関係）

廃止措置実施報告書	
平成 25 年 03 月 31 日	
川崎市長 〇〇 〇〇 殿	報告者 東京都港区▲▲〇-〇-〇 土壤洗浄株式会社 代表取締役社長 環境 次郎 印
土壤汚染対策法第 27 条第 1 項の規定による措置を講じたので、次のとおり報告します。	
廃止した事業の用に供した汚染 土壤処理施設又は取り消された 許可に係る汚染土壤処理施設に 係る事業場の名称	土壤洗浄株式会社 川崎事業所
廃止した事業の用に供した汚染 土壤処理施設又は取り消された 許可に係る汚染土壤処理施設の 設置の場所	〒210-0000 神奈川県川崎市川崎区△△0-0-0 TEL：044-000-0000
廃止した事業の用に供した汚染 土壤処理施設又は取り消された 許可に係る汚染土壤処理施設の 種類	浄化等処理施設(浄化(抽出-洗浄処理))
講じた措置の内容	【処理業省令第 13 条第 3 項第 2 号の措置】 汚染土壤処理施設に係る事業場の敷地であった土地の土壌の特定有害物質 による汚染の状況について、公正に、かつ、法第 3 条第 1 項の環境省令で定 める方法により調査を実施した。 ※調査結果は、別添参照。
措置実施年月日	平成 25 年 1 月 24 日
備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。 2 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあってはその代表者) が署名することができる。	

図 7.2.1-1 廃止措置実施報告書の記載例

第 8 章 法対象外の基準不適合土壌の適正な運搬・処理について

施行通知第 10 の記の 1 には、要措置区域等外の土地の基準不適合土壌の取扱いが示されており、「要措置区域等外の土地の土壌であっても、その汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しないことが明らかであるか、又はそのおそれがある土壌については、運搬及び処理に当たり、法第 4 章の規定に準じ適切に取り扱うよう、関係者を指導することとされたい。」と記載されている。

法対象外の基準不適合土壌の運搬・処理に係る関係者は、以下に示す事項を遵守することが望ましい。

8.1 発注者・土地所有者

- ・ 土地の売買等により法に基づく契機ではない自主的な調査を行った結果において基準不適合土壌の存在が発覚した場合や、工事に伴い基準不適合土壌の存在が発覚した場合には、発注者又は土地所有者の負担と責任のもと、基準不適合土壌を適正に措置すること。
- ・ 法に準じて「管理票の使用など運搬の基準を遵守する」、「許可を受けた汚染土壌処理施設に搬出する」ことなどを条件とした契約を工事請負業者と締結し、適正な運搬・処理の確保に努めること。

8.2 工事請負業者

- ・ 管理票の交付など運搬の基準を遵守すること。
- ・ 処理については委託契約を締結した上で、許可を受けた汚染土壌処理施設に搬出すること（無許可業者による安価な処理は、不適正な処理がなされるおそれがあるため）。
- ・ 搬出した汚染土壌処理施設における処理状況の確認を行うとともに、処理後の土壌の搬出先について委託契約書どおりの適正な搬出先となっていることを確認すること。

8.3 汚染土壌運搬業者

- ・ 法に準じて、飛散等及び地下への浸透の防止、また、悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障がないように運搬に関して必要な措置を講ずること。
- ・ 管理票の回付など運搬の基準を遵守するとともに、許可を受けた汚染土壌処理施設に運搬すること。

8.4 汚染土壌処理業者

- ・ 法に準じて、飛散等及び地下への浸透の防止、また、悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障がないように処理に関して必要な措置を講ずること。
- ・ 委託契約の締結、管理票の回付など処理の基準を遵守するとともに、法対象の汚染土壌と同様の処理工程で処理を行い、浄化確認調査や、記録の保管等も法対象の汚染土壌と同様に行うこと。

8.5 汚染土壌処理施設の許可を与えた自治体

- ・ 汚染土壌処理業者に記録の保管、処理状況の報告を求めること。
- ・ 自治体の判断により必要に応じて抜き打ちによる立入検査を実施し、法対象外を含む基準不適合土壌が適正に処理されていることを管理票との整合などにより確認すること。

Appendix-1. 土壤溶出量調査に係る測定方法

○ 土壌溶出量調査に係る測定方法を定める件（平成 15 年 3 月 環境省告示第 18 号）

土壌汚染対策法施行規則第 6 条第 3 項第 4 号の環境大臣が定める土壌溶出量調査に係る測定方法は、別表の特定有害物質の種類の欄に掲げる特定有害物質について平成 3 年 8 月環境庁告示第 46 号（土壌の汚染に係る環境基準について）付表に掲げる方法により作成した検液ごとに、別表の測定方法の欄に掲げるとおりとする。

別表

特定有害物質の種類	測定方法
カドミウム及びその化合物	日本工業規格（以下「規格」という。）K0102 の 55 に定める方法
六価クロム化合物	規格 K0102 の 65.2 に定める方法
シマジン	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号（水質汚濁に係る環境基準について）（以下「水質環境基準告示」という。）付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
シアン化合物	規格 K0102 の 38 に定める方法（規格 K0102 の 38.1.1 に定める方法を除く。）
チオベンカルブ	水質環境基準告示付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
四塩化炭素	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,2-ジクロロエタン	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
ジクロロメタン	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
水銀及びその化合物	水銀にあつては水質環境基準告示付表 1 に掲げる方法、アルキル水銀にあつては水質環境基準告示付表 2 及び昭和 49 年 9 月環境庁告示第 64 号（環境大臣が定める排水基準に係る検定方法）（以下「排出基準検定告示」という。）付表 3 に掲げる方法
セレン及びその化合物	規格 K0102 の 67.2 又は 67.3 に定める方法
テトラクロロエチレン	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
チウラム	水質環境基準告示付表 4 に掲げる方法
1,1,1-トリクロロエタン	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
トリクロロエチレン	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
鉛及びその化合物	規格 K0102 の 54 に定める方法
砒素及びその化合物	規格 K0102 の 61 に定める方法
ふっ素及びその化合物	規格 K0102 の 34.1 に定める方法又は水質環境基準告示付表 6 に掲げる方法
ベンゼン	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
ほう素及びその化合物	規格 K0102 の 47.1 若しくは 47.3 に定める方法又は水質環境基準告示付表 7 に掲げる方法
ポリ塩化ビフェニル	水質環境基準告示付表 3 に掲げる方法
有機りん化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る。）	排出基準検定告示付表 1 に掲げる方法又は規格 K0102 の 31.1 に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの（メチルジメトンにあつては、排出基準検定告示付表 2 に掲げる方法）

Appendix-2. 土壤含有量調査に係る測定方法

○ 土壌含有量調査に係る測定方法を定める件（平成 15 年 3 月 環境省告示第 19 号）

土壌汚染対策法施行規則第 6 条第 4 項第 2 号の環境大臣が定める土壌含有量調査に係る測定方法は、次のとおりとする。

- 1 別表の特定有害物質の種類の欄に掲げる特定有害物質について付表に掲げる方法により作成した検液ごとに、別表の測定方法の欄に掲げる方法により試料採取等対象物質の量を測定すること。
- 2 付表の 2 により作成した試料の重量とこれを摂氏 105 度で約 4 時間乾燥して得たものの重量とを比べて当該試料に含まれる水分の量を測定し、1 により測定された試料採取等対象物質の量を当該乾燥して得たもの 1 キログラムに含まれる量に換算すること。

別表

特定有害物質の種類	測定方法
カドミウム及びその化合物	日本工業規格 K0102(以下「規格」という。)55 に定める方法
六価クロム化合物	規格 65.2 に定める方法
シアン化合物	規格 38 に定める方法(規格 38.1 に定める方法を除く。)
水銀及びその化合物	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号(水質汚濁に係る環境基準について)(以下「水質環境基準告示」という。)付表 1 に掲げる方法
セレン及びその化合物	規格 67.2 又は 67.3 に定める方法
鉛及びその化合物	規格 54 に定める方法
砒素及びその化合物	規格 61 に定める方法
ふっ素及びその化合物	規格 34.1 に定める方法又は規格 34.1c)(注(6)第 3 文を除く。)に定める方法及び水質環境基準告示付表 6 に掲げる方法
ほう素及びその化合物	規格 47.1 若しくは 47.3 に定める方法又は水質環境基準告示付表 7 に掲げる方法

付表

検液は、以下の方法により作成するものとする。

1 採取した土壌の取扱い

採取した土壌はポリエチレン製容器又は測定の対象とする物質が吸着若しくは溶出しない容器に収める。試験は土壌採取後直ちに行う。試験を直ちに行えない場合には、暗所に保存し、できるだけ速やかに試験を行う。

2 試料の作成

採取した土壌を風乾し、中小礫、木片等を除き、土塊、団粒を粗砕した後、非金属製の 2 mm の目のふるいを通過させて得た土壌を十分混合する。

3 検液の作成

- (1) カドミウム及びその化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物及びほう素及びその化合物については、次の方法による。

ア 試料液の調製

試料 6 g 以上を量り採り、試料（単位 g）と溶媒（純水に塩酸を加え塩酸が 1 mol/l となるようにしたもの）（単位 ml）とを重量体積比 3%の割合で混合する。

イ 溶出

調製した試料液を室温（おおむね 25℃）常圧（おおむね 1 気圧）で振とう機（あらかじめ振とう回数を毎分約 200 回に、振とう幅を 4 cm 以上 5 cm 以下に調整したもの）を用いて、2 時間連続して振とうする。振とう容器は、ポリエチレン製容器又は測定の対象とする物質が吸着若しくは溶出しない容器であって、溶媒の 1.5 倍以上の容積を持つものを用いる。

ウ 検液の作成

イの振とうにより得られた試料液を 10 分から 30 分程度静置後、必要に応じ遠心分離し、上澄み液を孔径 0.45 μm のメンブランフィルターでろ過してろ液を採り、定量に必要な量を正確に量り採って、これを検液とする。

- (2) 六価クロム化合物については、次の方法による。

ア 試料液の調製

試料 6g 以上を量り採り、試料（単位 g）と溶媒（純水に炭酸ナトリウム 0.005mol（炭酸ナトリウム（無水物）0.53 g）及び炭酸水素ナトリウム 0.01mol（炭酸水素ナトリウム 0.84g）を溶解して 1 l としたもの）（単位 ml）とを重量体積比 3%の割合で混合する。

イ 溶出

調製した試料液を室温（おおむね 25℃）常圧（おおむね 1 気圧）で振とう機（あらかじめ振とう回数を毎分約 200 回に、振とう幅を 4 cm 以上 5 cm 以下に調整したもの）を用いて、2 時間連続して振とうする。振とう容器は、ポリエチレン製容器又は測定の対象とする物質が吸着若しくは溶出しない容器であって、溶媒の 1.5 倍以上の容積を持つものを用いる。

ウ 検液の作成

イの振とうにより得られた試料液を 10 分から 30 分程度静置後、必要に応じ遠心分離し、上澄み液を孔径 0.45 μm のメンブランフィルターでろ過してろ液を採り、定量に必要な量を正確に量り採って、これを検液とする。

- (3) シアン化合物については、次の方法による。

ア 試料 5～10g を蒸留フラスコに量り採り、水 250ml を加える。

イ 指示薬としてフェノールフタレイン溶液（5g/l；フェノールフタレイン 0.5g をエタノール 100ml に溶解したもの）を用いる。

- ール (95%) 50ml に溶かし、水を加えて 100ml としたもの) 数滴を加える。アルカリの場合は、溶液の赤い色が消えるまで硫酸 (1+35) で中和する。
- ウ 酢酸亜鉛溶液 (100g/1 ; 酢酸亜鉛 (二水塩) 100g を水に溶かして 1 l としたもの) 20ml を加える。
- エ 蒸留フラスコを蒸留装置に接続する。受器には共栓メスシリンダー250ml を用い、これに水酸化ナトリウム溶液 (20g/1) 30ml を入れ、冷却管の先端を受液中に浸す。なお、蒸留装置の一例は別図のとおりである。
- オ 蒸留フラスコに硫酸 (1+35) 10ml を加える。
- カ 数分間放置した後蒸留フラスコを加熱し、留出速度 2~3ml/分で蒸留する (注 1)。受器の液量が約 180ml になったら、冷却管の先端を留出液から離して蒸留を止める。冷却管の内外を少量の水で洗い、洗液は留出液と合わせる。
- キ フェノールフタレイン溶液 (5g/1) 2~3 滴を加え、開栓中にシアン化物イオンがシアン化水素となって揮散しないよう手早く酢酸 (1+9) で中和し、水を加えて 250ml とし、これを検液とする (注 2)。

(注1) 留出速度が速いとシアン化水素が完全に留出しないので、3ml/分以上にしない。また、蒸留中、冷却管の先端は常に液面下 15 mm に保つようにする。

(注2) 留出液中に硫化物イオンが共存すると、ピリジン-ピラゾロン法等の吸光光度法で負の誤差を生ずるので、硫化物の多い試料については、酢酸亜鉛アンモニア溶液 (酢酸亜鉛二水和物 12g に濃アンモニア水 35ml を加え、さらに水を加えて 100ml としたもの) 10ml を加えて沈殿除去する。

Appendix-3. 汚水が地下に浸透することを防止するための措置

- 汚水が地下に浸透することを防止するための措置を定める件(平成 22 年 3 月 29 日 環境省告示第 24 号)

汚染土壌処理業に関する省令第 4 条第 1 号りの環境大臣が定める汚水が地下に浸透することを防止するための措置は、次のとおりとする。

- 1 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の地下への浸透を防止するために必要な構造として汚染土壌処理業に関する省令第四条第一号ホに定める構造の床及び路面を二重に設けること。
- 2 特定有害物質を含む固体又は液体が地下に浸透していないことを目視その他の方法により確認するために十分な空間を前号の二重の床の間及び二重の路面の間に設けること。

Appendix-4. 大気有害物質の量の測定方法

○ 大気有害物質の量の測定方法を定める件（平成 22 年 3 月 29 日 環境省告示第 25 号）

汚染土壌処理業に関する省令第 4 条第 1 号ヌの環境大臣が定める大気有害物質の量の測定方法は、別表の大気有害物質の種類の欄に掲げる大気有害物質の種類ごとに同表の測定方法の欄に掲げるとおりとする。

別表

大気有害物質の種類	測定方法
カドミウム及びその化合物	大気汚染防止法施行規則(昭和 46 年厚生省・通商産業省令第 1 号。以下「規則」という。)別表第 3 備考 1 に掲げる方法
塩素	規則別表第 3 備考 1 に掲げる方法
塩化水素	規則別表第 3 備考 2 に掲げる式により算出する方法
ふっ素、ふっ化水素及びふっ化けい素	規則別表第 3 備考 1 に掲げる方法
鉛及びその化合物	規則別表第 3 備考 1 に掲げる方法
窒素酸化物	規則別表第 3 の 2 備考に掲げる式により算出する方法

※ 上記告示に量の測定方法の定めがない大気有害物質については、ガイドライン本文（2.2.6(16)の表 2.2.6-7）に示した方法等を参考に測定する。

Appendix-5. 管理票のしくみ

CONTENTS ● 目次



はじめに	1
------	---



土壌汚染対策法の概要	1
------------	---

- (1) 土壌汚染対策法の概要
- (2) 土壌汚染や区域の指定に係る基準
- (3) 汚染土壌の流れ



管理票とは	4
-------	---

- (1) 管理票の目的
- (2) 管理票に関する規定
- (3) 管理票の流れ(例)
- (4) 管理票の様式(例)



管理票の運用例	8
---------	---

- (1) 運搬又は処理を他人に委託する場合の運用
- (2) 運搬を他人に委託し、処理は自ら行う場合の運用
- (3) 運搬を自ら行い、処理は他人に委託する場合の運用
- (4) 運搬担当者が複数いる場合の運用
- (5) 処理受託者が処理後の汚染土壌の処理を委託する場合の運用



管理票の記入例	12
---------	----



二次管理票の運用について	16
--------------	----



罰則	16
----	----



Q & A	17
-------	----

- (1) 管理票の交付者は誰か
- (2) 管理票の記入・交付を他人に代行してもらえるか
- (3) 運搬・処理を自ら行う場合は管理票が必要か
- (4) 産業廃棄物管理票等の他のものを使ってよいのか
- (5) 管理票が戻って来ない場合の対処は
- (6) 管理票を使わないと罰則はあるか

はじめに

平成22年4月1日に土壤汚染の状況の把握や搬出土壤の適正処理等のために改正土壤汚染対策法が施行されました。

これによって、要措置区域又は形質変更時要届出区域(以下「要措置区域等」という。)から汚染土壤を搬出する者は、その汚染土壤の運搬又は処理を他人に委託する場合には、管理票を交付しなければならないこととされました。

2 土壤汚染対策法の概要

(1) 土壤汚染対策法の概要

土壤汚染の調査

- ・ 有害物質使用特定施設の使用の廃止時(法第3条)
- ・ 一定規模(3,000㎡)以上の土地の形質変更の届出の際に、土壤汚染のおそれがあると都道府県知事が認めるとき(法第4条)
- ・ 土壤汚染により健康被害が生ずるおそれがあると都道府県知事が認めるとき(法第5条)

自主調査において土壤汚染が判明した場合において土地所有者等が都道府県知事に区域の指定を申請(法第14条)

土地所有者等が指定調査機関に調査を行わせ、その結果を都道府県知事に報告

【土壤の汚染状態が指定基準を超過した場合】

区域の指定等

①要措置区域(法第6条)

土壤汚染の摂取経路があり、健康被害が生ずるおそれがあるため、汚染の除去等の措置が必要な区域

- 汚染の除去等の措置を都道府県知事が指示(法第7条)
(指示すべき措置の内容は、地下水飲用に関しては封じ込め等、人の立入りに関しては盛土等とすることを省令で規定。改正前の措置命令の内容を踏襲)
- 土地の形質変更の原則禁止(法第9条)

摂取経路の遮断が行われた場合

②形質変更時要届出区域(法第11条)

土壤汚染の摂取経路がなく、健康被害が生ずるおそれがないため、汚染の除去等の措置が不要な区域(摂取経路の遮断が行われた区域を含む。)

- 土地の形質変更時に都道府県知事に計画の届出が必要(法第12条)

汚染の除去が行われた場合には、指定を解除

汚染土壤の搬出等に関する規制

- ・ ①②の区域内の土壤の搬出の規制(事前届出、計画の変更命令、運搬基準・処理基準(処理施設から排出される排ガスや排水の処理の基準等を省令で規定)に違反した場合の措置命令)
- ・ 汚染土壤に係る管理票の交付及び保存の義務
- ・ 汚染土壤の処理業の許可制度

(2) 土壤汚染や区域の指定に係る基準

① 土壤汚染とは

土壤汚染は、揮発性有機化合物や重金属等の不適切な取扱いによる漏出や、これらの物質を含んだ排水が地下に浸透することが主な原因となって引き起こされると考えられます。

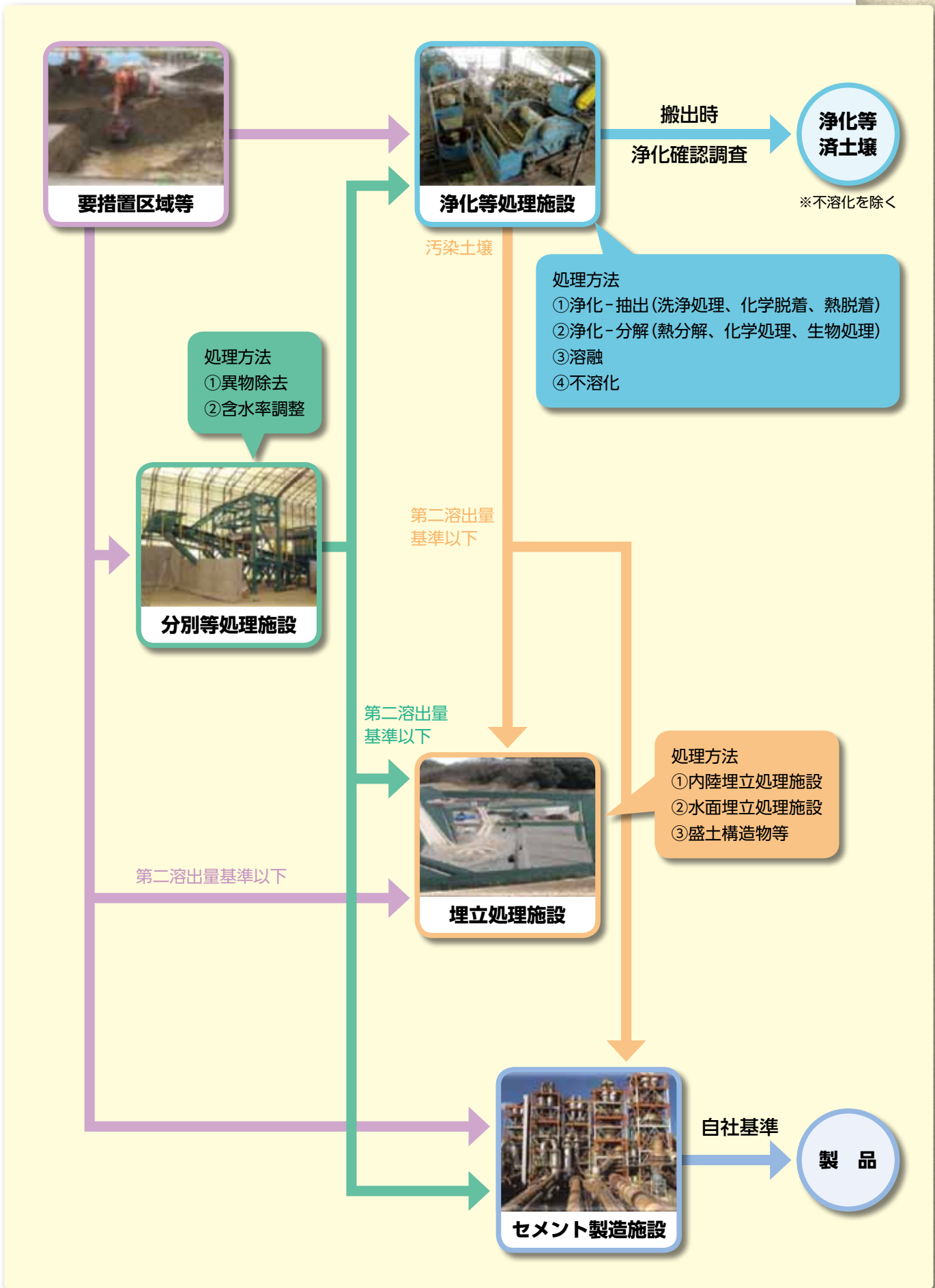
土壤は、いったん汚染されると、有害物質が蓄積され、汚染が長期にわたるといった特徴があります。土壤汚染による影響としては、汚染土壤から溶出した有害物質で汚染された地下水を飲用するなどのリスクと、汚染された土壤に直接接触したり、口にしたりする直接摂取によるリスクが考えられます。

② 区域の指定に係る基準とは

「土壤溶出量基準」は、地下水経由の摂取による健康影響の観点から、「土壤含有量基準」は、汚染された土壤の直接摂取による健康影響の観点から定められたものです。

特定有害物質の種類 (法第2条)		区域の指定に係る基準(法第6条第1項第1号)	
		<地下水等の摂取によるリスク> 土壤溶出量基準(mg/L)	<直接摂取によるリスク> 土壤含有量基準(mg/kg)
第一種特定有害物質 (揮発性有機化合物)	四塩化炭素	0.002以下	—
	1,2-ジクロロエタン	0.004以下	—
	1,1-ジクロロエチレン	0.02以下	—
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	—
	1,3-ジクロロプロペン	0.002以下	—
	ジクロロメタン	0.02以下	—
	テトラクロロエチレン	0.01以下	—
	1,1,1-トリクロロエタン	1以下	—
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006以下	—
	トリクロロエチレン	0.03以下	—
	ベンゼン	0.01以下	—
	カドミウム及びその化合物	0.01以下	150以下
	六価クロム化合物	0.05以下	250以下
第二種特定有害物質 (重金属等)	シアン化合物	検出されないこと	50以下(遊離シアンとして)
	水銀及びその化合物	水銀が0.0005以下、かつ、 アルキル水銀が検出されないこと	15以下
	セレン及びその化合物	0.01以下	150以下
	鉛及びその化合物	0.01以下	150以下
	砒素及びその化合物	0.01以下	150以下
	ふっ素及びその化合物	0.8以下	4,000以下
	ほう素及びその化合物	1以下	4,000以下
	シマジン	0.003以下	—
第三種特定有害物質 (農薬等、農薬+PCB)	チオベンカルブ	0.02以下	—
	チウラム	0.006以下	—
	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	検出されないこと	—
	有機りん化合物	検出されないこと	—

(3) 汚染土壌の流れ



管理票とは

(1) 管理票の目的

汚染土壌を要措置区域等外へ搬出する者(管理票交付者)は、汚染土壌の運搬又は処理を他人に委託する場合には、環境省令で定める基準に従って、管理票を交付しなければならないこととし、当該汚染土壌が適正に運搬され、かつ、処理されていることを事後的に確認することによって、汚染土壌の搬出に伴う汚染の拡散の未然防止を図ることを目的としています。

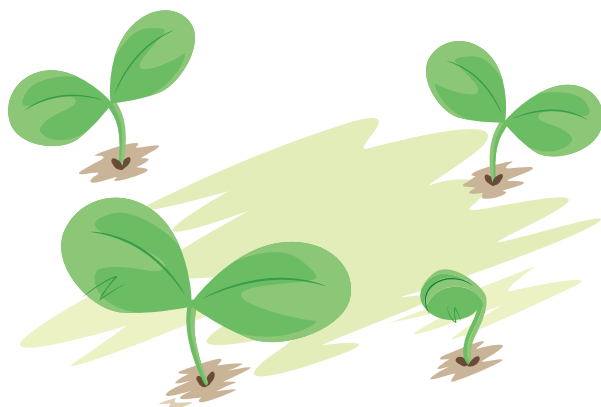
(2) 管理票に関する規定

【法第16条】(規則第61条第2項及び第64条第2項)

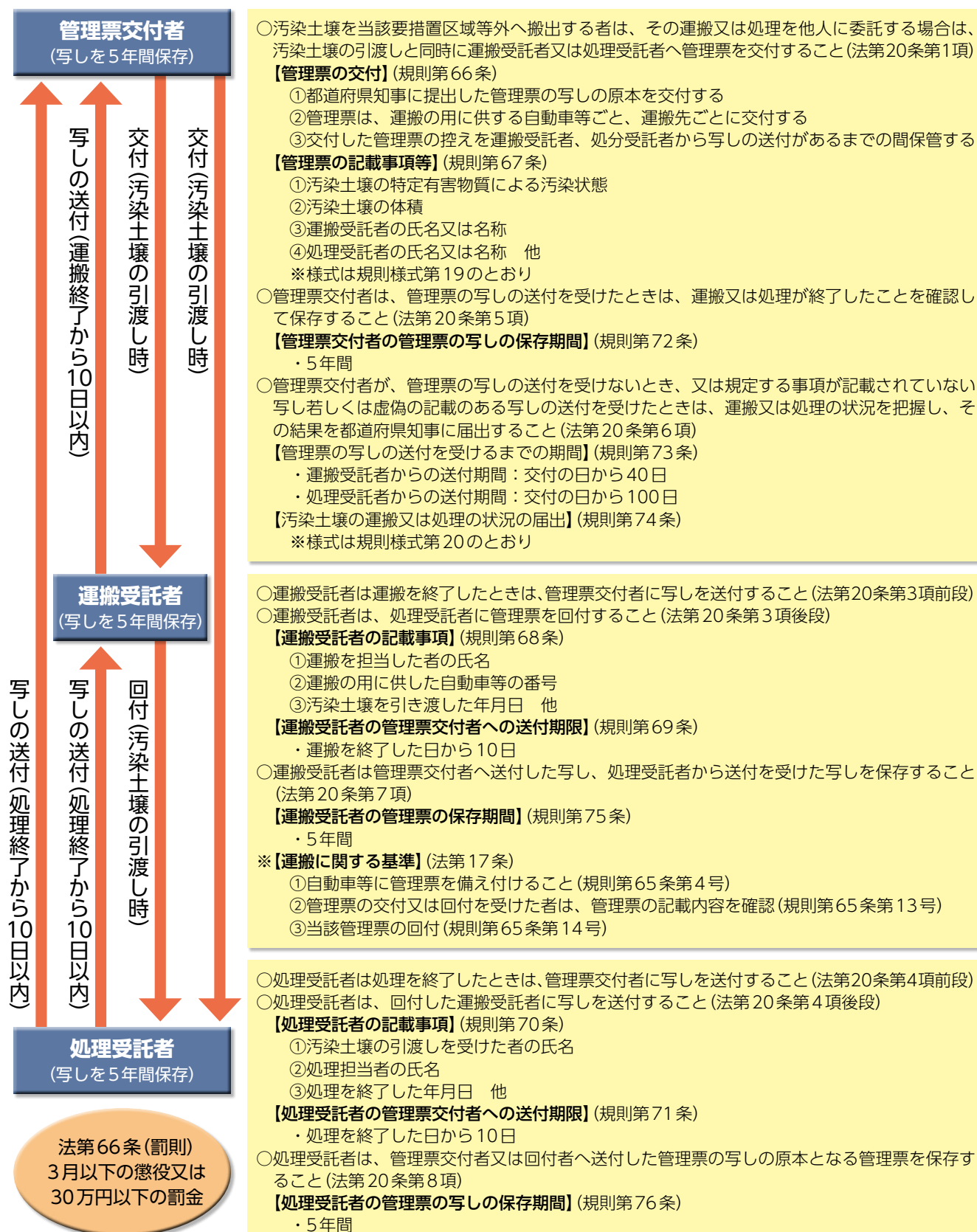
汚染土壌の搬出の届出時に、当該搬出に係る必要事項が記載された使用予定の管理票の写しを添付

【法第17条】(規則第65条)

- ①運搬を行う自動車等に当該汚染土壌に係る管理票を備付け
- ②管理票の交付又は回付を受けた者は、管理票に記載されている事項に誤りがないことを確認し、管理票に自動車等の番号及び運転者の氏名を記載
- ③管理票の交付又は回付を受けた者は、汚染土壌を引き渡すときは管理票に引き渡した年月日を記載し、引渡しの相手方に対し当該管理票を回付



【法第20条及び第21条】



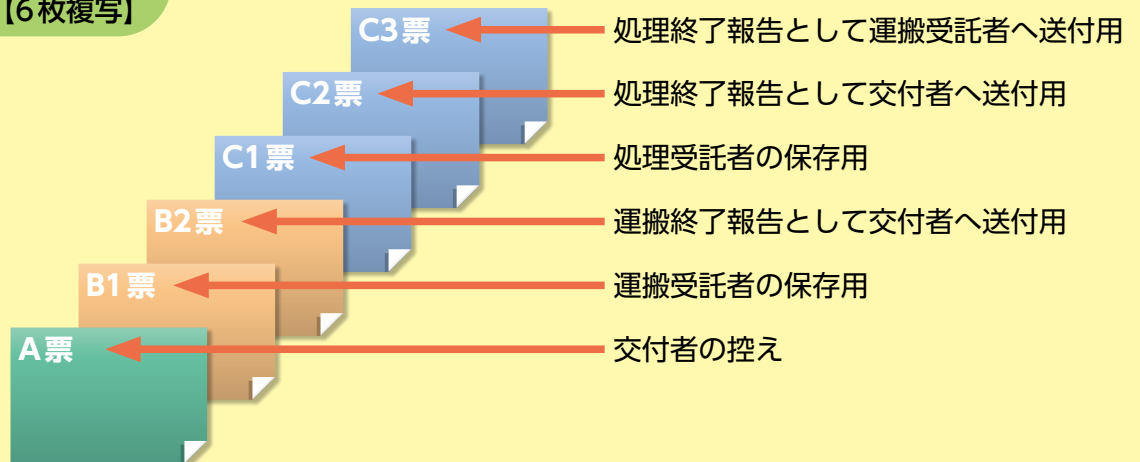
○汚染土壌の運搬を受託していないにもかかわらず、虚偽の記載をして管理票を交付してはならない。(法第21条第1項)

○汚染土壌の処理を受託していないにもかかわらず、虚偽の記載をして管理票を交付してはならない。(法第21条第2項)

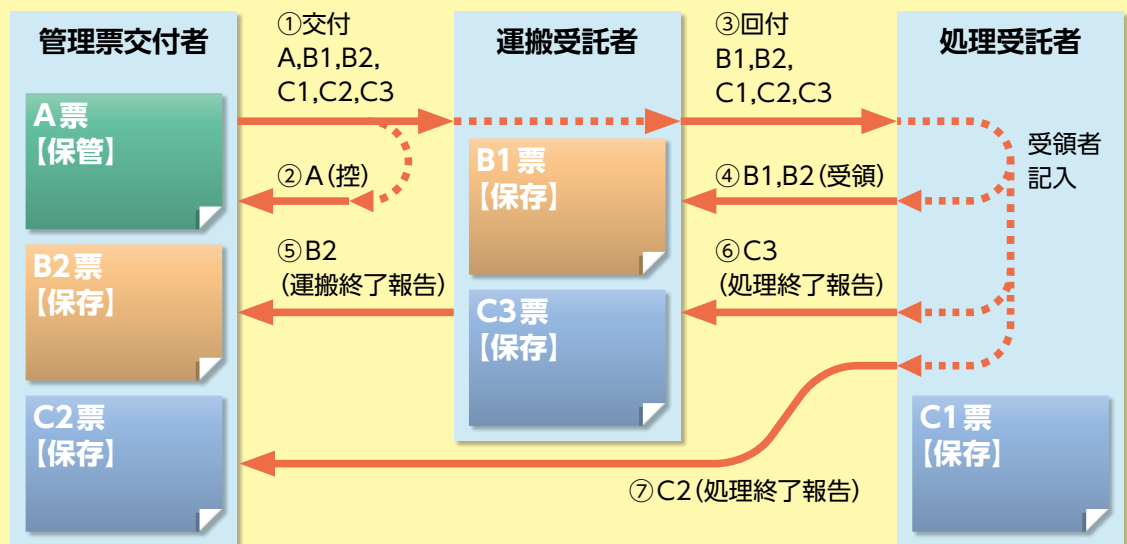
○運搬受託者又は処理受託者は、受託した汚染土壌の運搬又は処理を終了していないにもかかわらず、管理票の写しを送付してはならない。(法第21条第3項)

(3) 管理票の流れ(例)

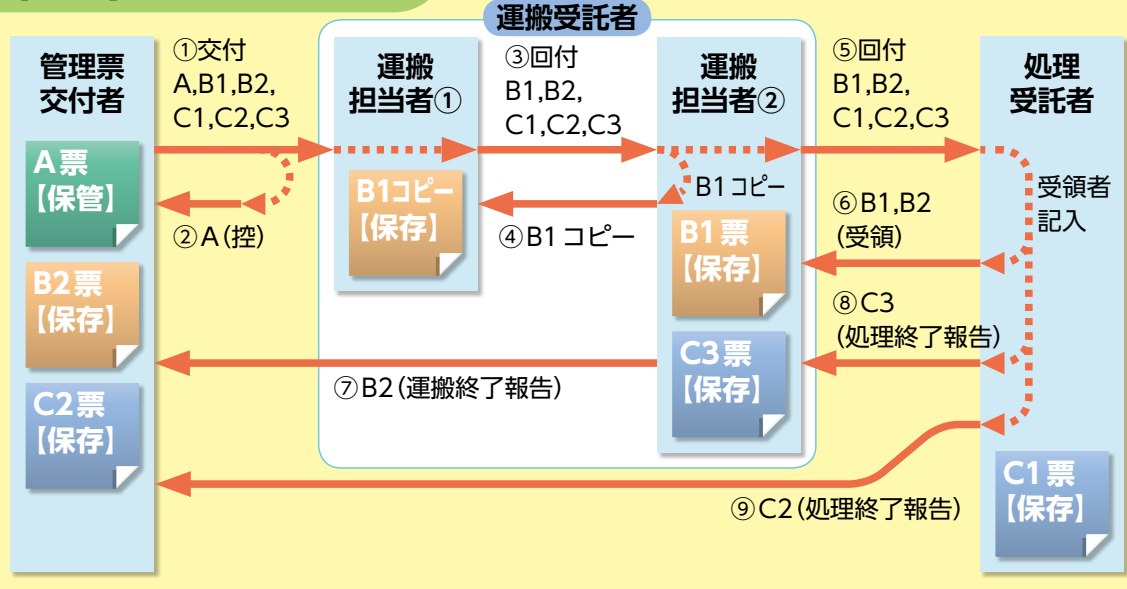
【6枚複写】



【運用 1】(運搬担当者が1者の場合)



【運用 2】(運搬担当者が複数の場合)



(4) 管理票の様式(例)

管理票 (A票)

模式第十九（第六十七条第二項關係）

整理番号

效忠和臣

氏名又は 名称、法人に あつては代表 者の氏名	住所及び 連絡先	氏名又は 名称	住所及び 連絡先
		処理委託者	

汚染土壌の特定有害物質に関する汚染状態（※該当欄に濃度又はレ点を記入）			
清出前基準 範囲	第二清出基準 範囲	第一清出基準 範囲	清出後基準 範囲
☐ 四塩化炭素 ☐ 1,2-ジクロロエタン ☐ 1,1-ジクロロエチレン ☐ シス-2,3-ジクロロブテン ☐ 1,3-ジクロロプロペン ☐ ジクロロメタン ☐ テトラクロロエチレン ☐ 1,1,1-トリクロロエタン ☐ 1,1,2-トリクロロエタン	☐ トリクロロエチレン ☐ ペンゼン ☐ シマジン ☐ チオベンカルブ ☐ チウラム ☐ PCB ☐ 有機りん化合物	☐ カドミウム以外の重金属 ☐ 六価クロム化合物 ☐ シアン化合物 ☐ 水銀及びその化合物 ☐ セレン及びその化合物 ☐ 鉛及びその化合物 ☐ 砒素及びその化合物 ☐ ふっ素及びその化合物 ☐ ほう素及びその化合物	清出後基準 範囲

氏名又は 名称	住所及び 連絡先	氏名又は 名称	住所及び 連絡先
		処理受託者	

交付相当者の氏名	交付年月日	年 月 日	交付番号
汚染土壌の位置		汚染土壌の位置	
汚染土壌の位置		汚染土壌の位置	
汚染土壌の位置		汚染土壌の位置	

整備区域等の所在地		自動車等の番号及び運転担当者の氏名		運用区画	引渡し年月日
☐ 精励え場所	☐ 保管場所	自動車の番号		↓	年 月 日
名称及び所在箇所 所有者の氏名又は はる野建設元		担当者氏名			
☐ 精励え場所	☐ 保管場所	自動車の番号		↓	年 月 日
名称及び所在箇所 所有者の氏名又は はる野建設元		担当者氏名			
汚染土壌処理施設の名称及び所在地		自動車の番号		↓	年 月 日
名称 所在地 許可番号		担当者氏名			
引渡しを受けた者の氏名		処理方法	処理終了年月日	年	月

[illegible]

管理票の運用例

(1) 運搬又は処理を他人に委託する場合の運用

① 管理票交付者

管理票交付者は、管理票に以下の事項を記入し、運搬担当者に管理票を手渡し、運搬担当者に「自動車等の番号及び運搬担当者の氏名」欄に記入してもらいます。管理票は複写式になっていますので、1枚目(A票)を管理票交付者の控えとして剥離します。2枚目(B1票)以降は運搬担当者が携帯します。なお、管理票は運搬の用に供する自動車等ごとに交付しなければなりません。ただし、一の自動車等で運搬する汚染土壌の運搬先が二以上である場合には、運搬先ごとに交付しなければなりません。

後日、運搬受託者から運搬終了報告(B2票)、処理受託者から処理終了報告(C2票)の管理票が返送されてきます。交付時の控えと内容をチェックし、5年間大切に保存します。

<管理票交付者が管理票に記入する事項> (P.12・15参照)

ア. 管理票交付者

管理票を交付する者の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに法人の場合にあつては、代表者の氏名を記入する。

イ. 運搬受託者

運搬受託者の氏名又は名称、住所、連絡先を記入する。

ウ. 処理受託者

処理受託者の氏名又は名称、住所、連絡先を記入する。

エ. 交付担当者の氏名

実際に管理票の交付を担当した者の氏名を記入する。

オ. 交付年月日

交付担当者が実際に管理票を交付した年月日を記入する。

カ. 交付番号

管理票交付者が管理票を管理するための、任意の番号を記入する。

キ. 汚染土壌の荷姿

バラ積みシートがけ、ドラム缶、フレキシブルコンテナ等、搬出する汚染土壌の荷姿を記入する。

ク. 汚染土壌の体積

汚染土壌を運搬する自動車等に積載する汚染土壌の体積を記入する。

ケ. 汚染土壌の特定有害物質による汚染状態

まず、汚染土壌に含まれる特定有害物質の欄ごとに✓(チェック)をし、次に土壌汚染状況調査で濃度が判明している場合には当該濃度を記入するか、不明な場合には該当する濃度欄に✓(チェック)をする。

コ. 要措置区域等の所在地

搬出する汚染土壌に係る要措置区域等の所在地を記入する。

サ. 積替え又は保管場所

運搬途中で積替え又は保管をする場合は、積替え場所か保管場所かの✓(チェック)をした上で、積替え又は保管を行う場所の名称、所在地、所有者の氏名又は名称、連絡先を記入する。

シ. 汚染土壌処理施設の名称及び所在地

汚染土壌処理施設に係る事業場の名称、所在地、許可番号を記入する。

ス. 運搬受託者からの返送確認日(運搬受託者からの運搬終了報告の確認)

運搬受託者から運搬終了後に管理票が返送され、終了を確認した年月日を記入する。

セ. 処理受託者からの返送確認日(処理受託者からの処理終了報告の確認)

処理受託者から処理終了後に管理票が返送され、終了を確認した年月日を記入する。

② 運搬受託者

運搬受託者は、実際に運搬を担当する人(ドライバー等)に管理票の仕組みを理解させておかねばなりません。

運搬受託者は、搬出当日に運搬を実施する車両の登録ナンバーや運搬担当者の氏名を管理票交付者に事前に知らせておきます。これは、搬出現場では多くの車両が出入りし、汚染土壌運搬車両のみでなく、廃棄物運搬車両や一般残土運搬車両等がいることも考えられ、積荷を誤ることがないようにし、委託を受けていない者を排除するためです。

運搬担当者は、管理票交付者から交付を受けた管理票を携帯して運搬を開始し、汚染土壌の自動車等への積載量について重量を最初に計量した時点で記入します。

搬入先に到着したら、管理票に引渡し年月日、車両ナンバー、氏名等を記入した上で搬入先の担当者に渡します。運搬受託者の控え用(B1票)と管理票交付者への返送用(B2票)を持ち帰ります。

管理票交付者への返送用(B2票)は、事務所等へ戻った後に管理票交付者に返送します。返送は、運搬終了から10日以内に行わなければなりません。控え用(B1票)は5年間大切に保存します。

なお、運搬先が汚染土壌処理施設ではなく、積替え場所や保管場所の場合は、引渡し年月日を記入して、管理票は積替え場所や保管場所の担当者に渡します。控え用(B1票)や管理票交付者への返送用(B2票)は、運搬受託者が控えの保存、返送をします。もし、控えが必要な場合は、コピー等をもらえるようにしておくといでしょう。

<運搬担当者が管理票に記入する事項> (P.13・15参照)

ア. 汚染土壌の重量

汚染土壌の自動車等への積載量について重量を最初に把握した時点で記入する。

イ. 自動車等の番号及び運搬担当者の氏名

車両や船舶等の登録番号、運搬を担当した者の氏名を記入する。

ウ. 運搬区間

運搬担当者が実際に汚染土壌を運搬した区間を記入する。

エ. 引渡し年月日

汚染土壌を目的地まで運搬した際に引渡しを行った年月日を記入する。

③ 処理受託者

処理受託者は、汚染土壌を受け取ったら、引き渡しを受けた者の氏名、処理担当者の氏名、処理方法を記載し、B1票とB2票を運搬受託者に渡します。B1票は運搬受託者の控え、B2票は管理票交付者への運搬受託者からの運搬終了報告となります。

処理受託者は、処理が終了したら、処理方法と処理の終了年月日を記入して、C2票を管理票交付者に返送し、C3票を運搬受託者に返送します。返送は、処理終了から10日以内に行わなければなりません。C1票は5年間大切に保存します。

<処理受託者が管理票に記入する事項> (P.14・15参照)

ア. 引渡しを受けた者の氏名

汚染土壌処理施設で、搬入された汚染土壌の引渡しを受けた者が、氏名を記入する。

イ. 処理担当者の氏名

汚染土壌処理施設において、実際に汚染土壌の処理を担当した者の氏名を記入する。

ウ. 処理方法

汚染土壌処理施設における当該汚染土壌の処理方法を記入する。

エ. 処理終了年月日

当該汚染土壌の処理が終了した年月日を記入する。

(2) 運搬を他人に委託し、処理は自ら行う場合の運用

運搬を他人に委託して処理は自ら行う場合も管理票を交付する必要があります。管理票交付者と処理受託者が同一となるため、運搬受託者から送付されるB2票により運搬の終了を確認し、処理が終了したときに、C3票を運搬受託者に送付します。

(3) 運搬を自ら行い、処理は他人に委託する場合の運用

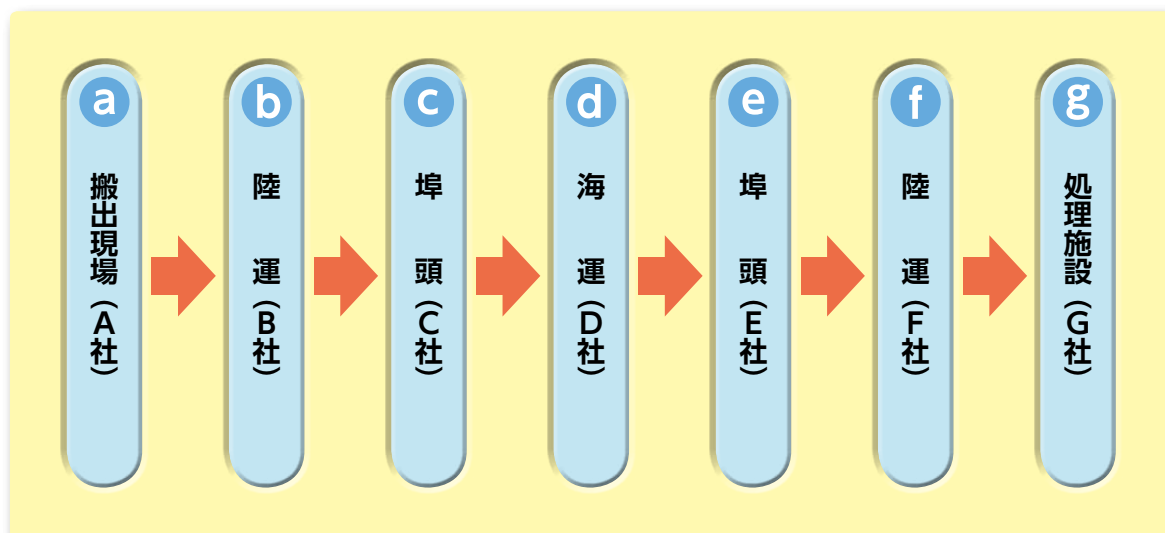
運搬を自ら行い、処理を他人に委託して行う場合も管理票を交付する必要があります。管理票交付者と運搬受託者が同一となるため、汚染土壌の引渡しとともに、C票を交付します。処理受託者が処理を終了したときに、C3票が送付されてきますので、処理の終了を確認します。

(4) 運搬担当者が複数いる場合の運用

例えば、下記のような運搬経路をとるケースでは、搬出側陸運担当者、海運担当者、施設側陸運担当者と、それぞれ異なる運搬担当者が存在する可能性があります。つまり複数の運搬担当者が存在します。

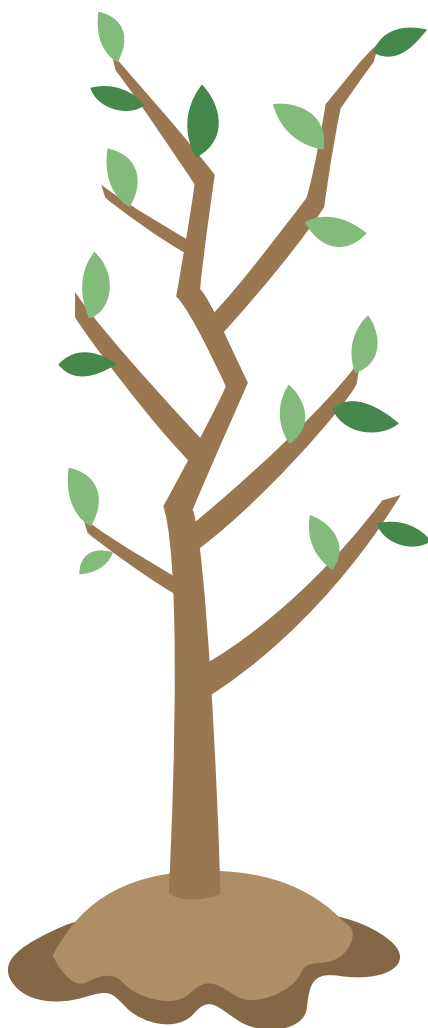
そのような場合、最後の運搬担当者が管理票の運搬受託者控え(B1票)を保存するとともに運搬終了報告の管理票(B2票)を管理票交付者に送付します。下記の例では「f陸運」実施者が該当します。そのほかの「b陸運」～「e埠頭」までは、運搬経路と引渡し日の記入だけで、控えはありません。つまり、すべての運搬が終了し、処理施設に汚染土壌が搬入された時点が運搬終了となります。途中の「b陸運」～「e埠頭」までの担当者には控えが残らないことになります。もし、控えが必要な場合は、コピーなどで対応してください。

なお、それぞれの運搬に別々の運搬受託者が存在する場合、上記の例では、「b陸運」はB社に、「d海運」はD社に運搬を委託するような場合は、管理票交付者はB社、D社それぞれに管理票を交付する必要があります。



(5) 処理受託者が処理後の汚染土壌の処理を委託する場合の運用

処理後の汚染土壌を再処理汚染土壌処理施設へ搬出する場合は、処理受託者である汚染土壌処理業者が管理票交付者となって、新たに管理票を交付する必要があります。これを二次管理票といいます。二次管理票の記入方法については、「6.二次管理票の運用について」で記述します。





管理票の記入例

管理票は、管理票交付者、運搬受託者(運搬担当者)、処理受託者それぞれが記入して交付又は回付します。

① 管理票交付者

まず、管理票交付者は、管理票交付者が記入すべき項目を記入して、運搬受託者(運搬担当者)に管理票を交付します。

<管理票交付者の記入例>

様式第十九 (第六十七条第二項関係)

管理票										整理番号																																																																													
氏名又は名称、法人にあっては代表者の氏名	環境建設 株式会社 代表取締役社長 建設太郎			氏名又は名称	株式会社 土壌運搬			氏名又は名称	浄化リサイクル 株式会社 鶴岡工場			交付担当者の氏名	土木 一郎																																																																										
〒100-0000 東京都千代田区霞が関〇〇-〇〇 〇×ビル23F TEL 03-0000-0000 FAX 03-0000-0000				〒101-0000 東京都千代田区鍛冶町〇〇-〇〇 ××ビル3F TEL 03-0000-0000 FAX 03-0000-0000				〒997-0000 山形県鶴岡市〇〇町0000-00 TEL 0235-00-0000 FAX 0235-00-0000				交付年月日	20 10 年 2 月 5 日																																																																										
住所及び連絡先				住所及び連絡先				住所及び連絡先				交付番号	第 01-0001 号																																																																										
汚染土壌の特定有害物質による汚染状態 (※該当欄に濃度又はレ点を記入)														汚染土壌の荷姿		フレキシブルコンテナ																																																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>溶出量基準 超過</th> <th>第二溶出量 基準超過</th> <th>溶出量基準 超過</th> <th>第二溶出量 基準超過</th> <th>溶出量基準 超過</th> <th>第二溶出量 基準超過</th> <th>含有量基準 超過</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>☐ 四塩化炭素</td> <td></td> <td>☒ トリクロロエチレン</td> <td>0.4mg/l</td> <td>☐ カドミウム及びその化合物</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>☐ 1,2-ジクロロエタン</td> <td></td> <td>☐ ベンゼン</td> <td></td> <td>☐ 六価クロム化合物</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>☐ 1,1-ジクロロエチレン</td> <td></td> <td>☐ シマジン</td> <td></td> <td>☐ シアン化合物</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>☐ シス-1,2-ジクロロエチレン</td> <td></td> <td>☐ チオベンカルブ</td> <td></td> <td>☐ 水銀及びその化合物</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>☐ 1,3-ジクロロプロペン</td> <td></td> <td>☐ チウラム</td> <td></td> <td>☐ セレン及びその化合物</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>☐ ジクロロメタン</td> <td></td> <td>☐ PCB</td> <td></td> <td>☐ 鉛及びその化合物</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>☐ テトラクロロエチレン</td> <td></td> <td>☐ 有機りん化合物</td> <td></td> <td>☐ 砒素及びその化合物</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>☐ 1,1,1-トリクロロエタン</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>☐ ふっ素及びその化合物</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>☐ 1,1,2-トリクロロエタン</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>☐ ほう素及びその化合物</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>														溶出量基準 超過	第二溶出量 基準超過	溶出量基準 超過	第二溶出量 基準超過	溶出量基準 超過	第二溶出量 基準超過	含有量基準 超過	☐ 四塩化炭素		☒ トリクロロエチレン	0.4mg/l	☐ カドミウム及びその化合物			☐ 1,2-ジクロロエタン		☐ ベンゼン		☐ 六価クロム化合物			☐ 1,1-ジクロロエチレン		☐ シマジン		☐ シアン化合物			☐ シス-1,2-ジクロロエチレン		☐ チオベンカルブ		☐ 水銀及びその化合物			☐ 1,3-ジクロロプロペン		☐ チウラム		☐ セレン及びその化合物			☐ ジクロロメタン		☐ PCB		☐ 鉛及びその化合物			☐ テトラクロロエチレン		☐ 有機りん化合物		☐ 砒素及びその化合物			☐ 1,1,1-トリクロロエタン				☐ ふっ素及びその化合物			☐ 1,1,2-トリクロロエタン				☐ ほう素及びその化合物			汚染土壌の体積		6 m ³	
溶出量基準 超過	第二溶出量 基準超過	溶出量基準 超過	第二溶出量 基準超過	溶出量基準 超過	第二溶出量 基準超過	含有量基準 超過																																																																																	
☐ 四塩化炭素		☒ トリクロロエチレン	0.4mg/l	☐ カドミウム及びその化合物																																																																																			
☐ 1,2-ジクロロエタン		☐ ベンゼン		☐ 六価クロム化合物																																																																																			
☐ 1,1-ジクロロエチレン		☐ シマジン		☐ シアン化合物																																																																																			
☐ シス-1,2-ジクロロエチレン		☐ チオベンカルブ		☐ 水銀及びその化合物																																																																																			
☐ 1,3-ジクロロプロペン		☐ チウラム		☐ セレン及びその化合物																																																																																			
☐ ジクロロメタン		☐ PCB		☐ 鉛及びその化合物																																																																																			
☐ テトラクロロエチレン		☐ 有機りん化合物		☐ 砒素及びその化合物																																																																																			
☐ 1,1,1-トリクロロエタン				☐ ふっ素及びその化合物																																																																																			
☐ 1,1,2-トリクロロエタン				☐ ほう素及びその化合物																																																																																			
要措置区域等の所在地														自動車等の番号及び運搬担当者の氏名		運搬区間		引渡し年月日																																																																					
〒163-0000 東京都新宿区〇〇-〇〇 △▲工業 新宿事業所														自動車等の番号				↓		年 月 日																																																																			
☒ 積替え場所 ☐ 保管場所														担当者氏名				↓		年 月 日																																																																			
名称及び所在地 東京都江東区〇×町〇〇-〇〇 所有者の氏名又は名称 東京埠頭 株式会社 TEL03-0000-0000 FAX03-0000-0000														自動車等の番号				↓		年 月 日																																																																			
☐ 積替え場所 ☒ 保管場所														担当者氏名				↓		年 月 日																																																																			
名称及び所在地 青森県青森市〇△町〇〇-〇〇 所有者の氏名又は名称 青森埠頭倉庫 株式会社 TEL017-000-0000 FAX017-000-0000														自動車等の番号				↓		年 月 日																																																																			
汚染土壌処理施設の名称及び所在地														担当者氏名				↓		年 月 日																																																																			
名称 浄化リサイクル 株式会社 鶴岡工場 所在地 〒997-0000 山形県鶴岡市〇〇町0000-00 許可番号 第 012-3456-789 号														担当者氏名				↓		年 月 日																																																																			
引渡しを受けた者の氏名				処理担当者の氏名				処理方法				処理終了年月日																																																																											
運搬受託者からの返送確認日				20 10 年 2 月 15 日				20 10 年 3 月 5 日				備考																																																																											

※赤色が管理票交付者の記入事項。ただし、最下部の「運搬受託者からの返送確認日」、「処理受託者からの返送確認日」は、運搬受託者(運搬担当者)から返送された「B2票」、処理受託者から返送された「C2票」に記入する。

② 運搬受託者(運搬担当者)

次に、運搬受託者(運搬担当者)は、運搬受託者(運搬担当者)が記入すべき項目を記入し、運搬担当者がサインをした上で、A票を管理票交付者に返し、B1票以下を携行して運搬を実施します。汚染土壌の処理施設に到着後、引渡し年月日を記入して、処理施設の汚染土壌受領者のサインをもらい、B1票、B2票を剥離して、処理施設担当者に管理票を回付します。

＜運搬受託者(運搬担当者)の記入例＞

様式第十九 (第六十七条第二項関係)

管理票										整理番号							
										0000001							
氏名又は名称、法人にあつては代表者の氏名	環境建設 株式会社 代表取締役社長 建設太郎			氏名又は名称	株式会社 土壌運搬			氏名又は名称	浄化リサイクル 株式会社 鶴岡工場			交付担当者の氏名	土木 一郎				
〒100-0000 東京都千代田区霞が関〇〇〇〇 〇×ビル23F TEL 03-0000-0000 FAX 03-0000-0000				〒101-0000 東京都千代田区鍛冶町〇〇〇〇 ××ビル3F TEL 03-0000-0000 FAX 03-0000-0000				〒997-0000 山形県鶴岡市〇〇町0000-00 TEL 0235-00-0000 FAX 0235-00-0000				交付年月日	20 10 年 2 月 5 日				
住所及び連絡先				住所及び連絡先				住所及び連絡先				交付番号	第 01-0001 号				
汚染土壌の特定有害物質による汚染状態 (※該当欄に濃度又はレ点を記入)																	
溶出量基準 超過		第二溶出量 基準超過		溶出量基準 超過		第二溶出量 基準超過		溶出量基準 超過		第二溶出量 基準超過		含有量基準 超過		汚染土壌の 荷姿	フレキシブルコンテナ		
☐ 四塩化炭素				☒ トリクロロエチレン		✓ 0.4mg/l		☐ カドミウム及びその化合物						汚染土壌の 体 積	6 m ³		
☐ 1,2-ジクロロエタン				☐ ベンゼン				☐ 六価クロム化合物						汚染土壌の 重 量	10		
☐ 1,1-ジクロロエチレン				☐ シマジン				☐ シアン化合物									
☐ シス-1,2-ジクロロエチレン				☐ チオベンカルブ				☐ 水銀及びその化合物									
☐ 1,3-ジクロロプロペン				☐ チウラム				☐ セレン及びその化合物									
☐ ジクロロメタン				☐ PCB				☐ 鉛及びその化合物									
☐ テトラクロロエチレン				☐ 有機りん化合物				☐ 砒素及びその化合物									
☐ 1,1,1-トリクロロエタン								☐ ふっ素及びその化合物									
☐ 1,1,2-トリクロロエタン								☐ ほう素及びその化合物									
要 措 置 区 域 等 の 所 在 地				〒163-0000 東京都新宿区〇〇〇〇 △△工業 新宿事業所				自動車等の番号及び運搬担当者の氏名				運搬区間		引渡し年月日			
☒ 積替え場所 ☐ 保管場所								自動車等の番号				足立 100 あ 00-00		要措置区域(新宿区〇〇)		20 10 年 2 月 5 日	
名称及び所在地 所有者の氏名又は名称 連絡先				〒135-0000 東京都江東区〇×町〇〇〇〇 東京埠頭 株式会社 TEL03-0000-0000 FAX03-0000-0000				担当者氏名				株式会社 土壌運輸 道野 通		東京埠頭(東京都江東区〇×町)		20 10 年 2 月 5 日	
名称及び所在地 所有者の氏名又は名称 連絡先				〒030-0000 青森県青森市〇△町〇〇〇〇 青森埠頭倉庫 株式会社 TEL017-000-0000 FAX017-000-0000				担当者氏名				日本海運 株式会社 海野 渡		青森埠頭倉庫(青森県青森市〇△町)		20 10 年 2 月 8 日	
名称及び所在地 所有者の氏名又は名称 連絡先				〒997-0000 山形県鶴岡市〇〇町0000-00 第 012-3456-789 号				担当者氏名				東北運送 株式会社 坂田 昇		浄化リサイクル株式会社鶴岡工場(山形県鶴岡市〇〇町)		20 10 年 2 月 11 日	
引渡しを受けた者の氏名				処理担当者の氏名				処 理 方 法				処理終了年月日					
運搬受託者からの返送確認日				20 10 年 2 月 15 日				処理受託者からの返送確認日				20 10 年 3 月 5 日					
備考																	

※赤色が運搬受託者(運搬担当者)の記入事項。上記の例の場合、B1票、B2票は「東北運送株式会社 坂田昇」氏が持ち帰り、B2票を管理票交付者に返送する。

③ 処理受託者

最後に処理受託者は、処理受託者の記入すべき項目を記入して、C2票を管理票交付者に、C3票を運搬受託者(運搬担当者)に返送します。

<処理受託者の記入例>

様式第十九 (第六十七条第二項関係)

管理票

整理番号 0000001

氏名又は名称、法人にあっては代表者の氏名	環境建設 株式会社 代表取締役社長 建設太郎 〒100-0000 東京都千代田区霞が関〇〇-〇〇 〇×ビル23F TEL 03-0000-0000 FAX 03-0000-0000	氏名又は名称	株式会社 土壌運搬 〒101-0000 東京都千代田区鍛冶町〇〇-〇〇 ××ビル3F TEL 03-0000-0000 FAX 03-0000-0000	氏名又は名称	浄化リサイクル 株式会社 鶴岡工場 〒997-0000 山形県鶴岡市〇〇町0000-00 TEL 0235-00-0000 FAX 0235-00-0000	交付担当者の氏名	土木 一郎
住所及び連絡先		住所及び連絡先		住所及び連絡先		交付年月日	20 10 年 2 月 5 日
住所及び連絡先		住所及び連絡先		住所及び連絡先		交付番号	第 01-0001 号
汚染土壌の特定有害物質による汚染状態 (※該当欄に濃度又はレ点を記入)						汚染土壌の荷姿	フレキシブルコンテナ
☐ 四塩化炭素 ☐ 1,2-ジクロロエタン ☐ 1,1-ジクロロエチレン ☐ シス-1,2-ジクロロエチレン ☐ 1,3-ジクロロプロペン ☐ ジクロロメタン ☐ テトラクロロエチレン ☐ 1,1,1-トリクロロエタン ☐ 1,1,2-トリクロロエタン		☒ トリクロロエチレン ☐ ベンゼン ☐ シマジン ☐ チオベンカルブ ☐ チウラム ☐ PCB ☐ 有機りん化合物		☐ カドミウム及びその化合物 ☐ 六価クロム化合物 ☐ シアン化合物 ☐ 水銀及びその化合物 ☐ セレン及びその化合物 ☐ 鉛及びその化合物 ☐ 砒素及びその化合物 ☐ ふっ素及びその化合物 ☐ ほう素及びその化合物		汚染土壌の体積	6 m ³
要措置区域等の所在地 〒163-0000 東京都新宿区〇〇-〇〇 △▲工業 新宿事業所		自動車等の番号及び運搬担当者の氏名		運搬区間		引渡し年月日	
☒ 積替え場所 ☐ 保管場所 名称及び所在地 〒135-0000 東京都江東区〇×町〇〇-〇〇 東京埠頭 株式会社 TEL03-0000-0000 FAX03-0000-0000		自動車等の番号		要措置区域(新宿区〇〇)		20 10 年 2 月 5 日	
☐ 積替え場所 ☒ 保管場所 名称及び所在地 〒030-0000 青森県青森市〇△町〇〇-〇〇 青森埠頭倉庫 株式会社 TEL017-000-0000 FAX017-000-0000		担当者氏名		東京埠頭(東京都江東区〇×町)		20 10 年 2 月 8 日	
汚染土壌処理施設の名称及び所在地 名称 〒997-0000 山形県鶴岡市〇〇町0000-00 第 012-3456-789 号		担当者氏名		青森埠頭倉庫(青森県青森市〇△町)		20 10 年 2 月 11 日	
引渡しを受けた者の氏名		処理担当者の氏名		処理方法		処理終了年月日	
門田 守		土野 清		浄化(分解-熱分解)		20 10 年 2 月 25 日	
運搬受託者からの返送確認日		処理受託者からの返送確認日		備考			
20 10 年 2 月 15 日		20 10 年 3 月 5 日					

※赤色が処理受託者の記入事項。運搬受託者(運搬担当者)から回付されたB1票、B2票、C1票、C2票、C3票に「引き受けた者の氏名」を記入し、運搬受託者(運搬担当者)にB1票、B2票を返す。処理終了後に、「処理担当者の氏名」、「処理の方法」、「処理終了年月日」を記入する。

④ 管理票の記入例(処理終了後)

管理票が回付され、管理票交付者、運搬受託者(運搬担当者)、処理受託者それぞれが記入した以下のような管理票が、管理票交付者(C2票)と運搬受託者(運搬担当者)(C3票)に返送されます。

<管理票の記入例(処理終了後)>

様式第十九 (第六十七条第二項関係)

管理票

整理番号 0000001

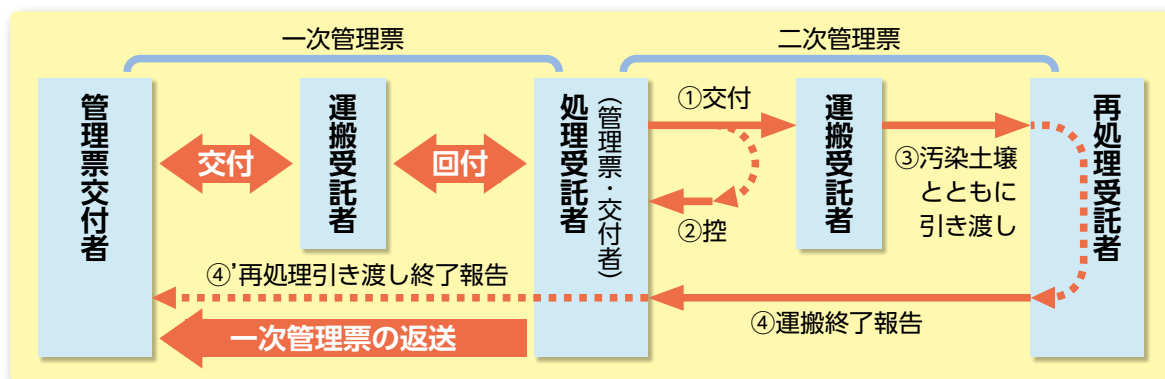
氏名又は名称、法人にあっては代表者の氏名	環境建設 株式会社 代表取締役社長 建設太郎	氏名又は名称	株式会社 土壌運搬	氏名又は名称	浄化リサイクル 株式会社 鶴岡工場	交付担当者の氏名	土木 一郎
〒100-0000 東京都千代田区霞が関〇-〇-〇 〇×ビル23F TEL 03-0000-0000 FAX 03-0000-0000		〒101-0000 東京都千代田区鍛冶町〇-〇-〇 ××ビル3F TEL 03-0000-0000 FAX 03-0000-0000		〒997-0000 山形県鶴岡市〇〇町0000-00 TEL 0235-00-0000 FAX 0235-00-0000		交付年月日	20 10 年 2 月 5 日
住所及び連絡先		住所及び連絡先		住所及び連絡先		交付番号	第 01-0001 号
汚染土壌の特定有害物質による汚染状態 (※該当欄に濃度又はレ点を記入)						汚染土壌の荷姿	フレキシブルコンテナ
☐ 四塩化炭素 ☐ 1,2-ジクロロエタン ☐ 1,1-ジクロロエチレン ☐ シス-1,2-ジクロロエチレン ☐ 1,3-ジクロロプロペン ☐ ジクロロメタン ☐ テトラクロロエチレン ☐ 1,1,1-トリクロロエタン ☐ 1,1,2-トリクロロエタン		溶出基準 第二溶出基準 超過 超過 ☒ トリクロロエチレン ☐ ベンゼン ☐ シマジン ☐ チオベンカルブ ☐ チウラム ☐ PCB ☐ 有機りん化合物		溶出基準 第二溶出基準 超過 超過 ☐ カドミウム及びその化合物 ☐ 六価クロム化合物 ☐ シアン化合物 ☐ 水銀及びその化合物 ☐ セレン及びその化合物 ☐ 鉛及びその化合物 ☐ 砒素及びその化合物 ☐ ふっ素及びその化合物 ☐ ほう素及びその化合物		汚染土壌の体積	6 m ³
						汚染土壌の重量	10 t・kg
要措置区域等の所在地		自動車等の番号及び運搬担当者の氏名		運搬区間		引渡し年月日	
〒163-0000 東京都新宿区〇-〇-〇 △▲工業 新宿事業所		自動車等の番号 足立 100 あ 00-00 担当者氏名 株式会社 土壌運輸 道野 通		要措置区域(新宿区〇〇) ↓ 東京埠頭(東京都江東区〇×町) 東京埠頭(東京都江東区〇×町)		20 10 年 2 月 5 日	
☒ 積替え場所 ☐ 保管場所 名称及び所在地 所有者の氏名又は名称 連絡先 〒135-0000 東京都江東区〇×町〇-〇-〇 東京埠頭 株式会社 TEL03-0000-0000 FAX03-0000-0000		自動車等の番号 JP-ABC-12345-D404 担当者氏名 日本海運 株式会社 海野 渡		↓ 青森埠頭倉庫(青森県青森市〇△町) 青森埠頭倉庫(青森県青森市〇△町)		20 10 年 2 月 8 日	
☐ 積替え場所 ☒ 保管場所 名称及び所在地 所有者の氏名又は名称 連絡先 〒030-0000 青森県青森市〇△町〇〇-〇 青森埠頭倉庫 株式会社 TEL017-000-0000 FAX017-000-0000		自動車等の番号 青森 100 あ 00-00 担当者氏名 東北運送 株式会社 坂田 昇		↓ 浄化リサイクル株式会社鶴岡工場(山形県鶴岡市〇〇町)		20 10 年 2 月 11 日	
汚染土壌処理施設の名称及び所在地		名称 所在地 許可番号		名称 所在地 許可番号		引渡しを受けた者の氏名	
浄化リサイクル 株式会社 鶴岡工場 〒997-0000 山形県鶴岡市〇〇町0000-00 第 012-3456-789 号		門田 守		土野 清		処理方法 浄化(分解-熱分解)	
引渡しを受けた者の氏名		運搬受託者からの返送確認日		処理受託者からの返送確認日		処理終了年月日	
20 10 年 2 月 15 日		20 10 年 3 月 5 日		20 10 年 2 月 25 日			

※青色が管理票交付者、赤色が運搬受託者(運搬担当者)、オレンジ色が処理受託者の記入事項。

二次管理票の運用について

処理を受託している汚染土壌処理施設が、例えば、汚染土壌の分別や含水率調整などを行う施設で、浄化等は別の汚染土壌処理施設に搬出して行う場合があります。分別等処理施設が異物除去や含水率調整を行った後、セメント製造施設へ汚染土壌を搬出するケースが該当します。このような場合は、分別や含水率調整などを行った汚染土壌処理施設において処理を行う汚染土壌処理業者が、新たに汚染土壌の搬出者となって、管理票(二次管理票)を交付しなければなりません。なお、再処理汚染土壌処理施設として汚染土壌を搬出できる施設は、汚染土壌処理業の許可申請時に申請書に記載してある汚染土壌処理施設に限られます。

二次管理票の交付者は、一次管理票における処理受託者となりますので、管理票への記載事項は、基本的に「(1)運搬又は処理を他人に委託する場合の運用 ①管理票交付者」の項(P.8)を参照してください。ただし、「汚染土壌の特定有害物質による汚染状態」については、施設で測定をした場合はその測定結果を記載しますが、測定を行わなかった場合は、搬出者の測定結果(一次管理票の記載事項)を記載します。また、搬出者(一次管理票の管理票交付者)への二次管理票の返送は、再処理汚染土壌処理施設における処理の終了報告時点ではなく、再処理汚染土壌処理施設が汚染土壌を受け入れた時点(二次管理票における運搬受託者から運搬終了の報告が届いた時点)で行います。管理票の「備考欄」などを利用して、搬出者(一次管理票の交付者)が交付した管理票と二次管理票とが照合できるようにしておくことも必要です。



罰則

管理票の不交付、管理票への虚偽記載は、法により3月以下の懲役又は30万円以下の罰金を科せられます(法第66条)。

以下のような場合には罰則の対象となります。

- 管理票交付者が管理票を交付しなかった
- 必要事項を記載せず、又は、管理票に虚偽の記載をした
- 運搬受託者が管理票を回付しなかった
- 運搬が終了していないのに管理票を管理票交付者に返送した
- 処理が終了していないのに管理票を管理票交付者、運搬受託者に返送した

Q1 管理票の交付者は誰か？

→汚染土壌を要措置区域等外へ搬出する者は、汚染土壌の運搬又は処理を他人に委託する場合には、環境省令で定める基準に従って、管理票を交付しなければならないこととしています。また、「汚染土壌を要措置区域等外へ搬出する者」とは、その搬出に関する計画の内容を決定する者です。土地の所有者等とその土地を借りて開発行為等を行う開発業者等の関係では、開発業者等が該当します。また、工事の請負の発注者と受注者の関係では、その施行に関する計画の内容を決定する責任をどちらが有しているかで異なりますが、一般的には発注者が該当するものと考えられます。ただし、受注者がその搬出に関する計画内容を決定する責任を有している場合には受注者が該当すると考えられます。

Q2 管理票の記入・交付を他人に代行してもらえるか？

→管理票の交付者は、自ら管理票の記入、交付をしなければなりません。

Q3 運搬・処理を自ら行う場合は管理票が必要か？

→汚染土壌の運搬・処理ともに自ら行い、他人に委託することがない場合には、管理票を交付する必要はありません。

Q4 産業廃棄物管理票等の他のものを使ってよいか？

→要措置区域等内の土地の土壌を当該要措置区域等外に搬出する場合は、規定された様式(土壌汚染対策法施行規則様式第19)の管理票を用いなければなりません。要措置区域等外の土地の汚染された土壌を運搬する場合(法対象外の場合)であっても、規定された管理票を使用するようにしてください。

Q5 管理票が戻って来ない場合の対処は？

→期日までに管理票の写しが送付されない場合は、管理票交付者は、委託した運搬又は処理の状況を把握し、その結果を都道府県知事に届け出なければなりません。管理票の写しを送付されるまでの期間は、運搬受託者からは交付日から40日以内、処理受託者からは交付日から100日以内と定められています。

Q6 管理票を使わないと罰則はあるか？

→管理票の不交付や、管理票への虚偽記載には罰則があります。3月以下の懲役又は30万円以下の罰金が科せられます。